

平成26年第4回定例会

上士幌町議会会議録

平成26年 9月2日 開会

平成26年 9月19日 閉会

上士幌町議会

平成26年第4回上士幌町議会定例会会議録目次

第1号（平成26年9月2日）

出欠席議員	1
職務のため出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
議事日程	2
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議会運営委員会の報告	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告	6
行政報告	6
会議案第15号の上程、説明、採決	9
意見書案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
意見書案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
意見書案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
一般質問	15
伊東久子議員	15
堂畑義雄議員	22
山本弘一議員	38
山本和子議員	44
報告第3号及び報告第4号の上程、説明、質疑	59
同意第1号から同意第3号の上程、説明、採決	61
同意第4号の上程、説明、採決	63
認定第1号から認定第6号の上程、説明、質疑、委員会付託	64
決算審査特別委員会委員長、副委員長の互選について	67
議案第46号及び議案第47号の上程、説明、質疑、委員会付託	68
議案第48号の上程、説明、質疑、委員会付託	72
議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
議案第50号から議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	75

会議時間の延長	9 2
散会の宣告	9 7
署名議員	9 9

第2号（平成26年9月19日）

出欠席議員	1 0 1
職務のため出席した者の職氏名	1 0 1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 1
議事日程	1 0 2
開議の宣告	1 0 4
議会運営委員会の報告	1 0 4
議案第46号から議案第48号の上程、報告、質疑、討論、採決	1 0 4
認定第1号から認定第6号の委員長報告、討論、採決	1 0 6
意見書案第43号の上程、説明、質疑、委員会付託	1 1 0
議案第53号の上程、説明、採決	1 1 2
議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 3
監報告第4号の上程、報告	1 1 4
閉会中の継続調査の申出について	1 1 5
閉会の宣告	1 1 5
署名議員	1 1 7

9 月 2 日

平成 26 年 第 4 回 上 士 幌 町 議 会 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 26 年 9 月 2 日									
招 集 の 場 所	上 士 幌 町 議 会 議 場									
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成26年 9月 2日 午前10時00分					議 長	杉 山 幸 昭		
	散 会	平成26年 9月 2日 午後 5時05分					議 長	杉 山 幸 昭		
応 (不応) 招議員並びに 出席及び欠席議員 出 席 11名 欠 席 0名 欠 員 一名 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 △公 公務欠席 遅 遅 刻 早 早 退	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	
	1	伊 東 久 子	○	7	角 田 久 和	○				
	2	堂 畑 義 雄	○	8	山 本 和 子	○				
	3	山 本 弘 一	○	9	山 本 裕 吾	○				
	4	中 村 保 嗣	○	10	中 島 卓 蔵	○				
	5	渡 部 信 一	○	11	杉 山 幸 昭	○				
	6	佐々木 守	○	12						
会 議 録 署 名 議 員	6 番 佐々木 守 議 員				7 番 角 田 久 和 議 員					
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	斉 藤 明 宏			議 会 事 務 局 主 査	櫻 井 淳 史				
地方自治法第121条 の規定により説明のた め出席した者の職氏名	町 長	竹 中 貢			建 設 課 長	尾 形 昌 彦				
	副 町 長	千 葉 与 四 郎			子 育 て 推 進 室 長	並 木 学				
	会 計 管 理 者	綿 貫 光 義			教 育 委 員 会 委 員 長	馬 場 久 男				
	総 務 課 長	高 嶋 幸 雄			教 育 委 員 会 教 育 委 員 長	西 田 英 豊				
	企 画 財 政 課 長	早 坂 清 光			教 育 委 員 会 教 育 次 長	石 王 良 郎				
	町 民 課 長	(会 計 管 理 者 兼 務)			農 業 委 員 会 会 長	早 坂 晴 雄				
	保 健 福 祉 課 長	野 中 美 尾			農 業 委 員 会 事 務 局 長	馬 場 俊 之				
	保 育 課 長	高 橋 智			代 表 監 査 委 員	新 田 勝 幸				
	農 林 課 長	松 岡 秀 行								
商 工 観 光 課 長	柚 原 幸 二									

平成26年第4回上士幌町議会定例会

議事日程(第1号)

平成26年9月2日(火曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 会議案第15号 議員の派遣について
- 日程第 6 意見書案第40号 釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書の提出について
- 日程第 7 意見書案第41号 2015年度予算(介護・子ども)の充実・強化を求める意見書の提出について
- 日程第 8 意見書案第42号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 日程第 9 一般質問
- 日程第10 報告第3号 平成25年度上士幌町財政健全化判断比率の報告について
- 日程第11 報告第4号 平成25年度上士幌町公営企業資金不足比率の報告について
- 日程第12 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第13 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第14 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第15 同意第4号 教育委員会委員の任命について
- 日程第16 認定第1号 平成25年度上士幌町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第2号 平成25年度上士幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第3号 平成25年度上士幌町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第4号 平成25年度上士幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出

決算の認定について

- 日程第20 認定第5号 平成25年度上士幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第6号 平成25年度上士幌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第46号 上士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第23 議案第47号 上士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第24 議案第48号 上士幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第25 議案第49号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第26 議案第50号 平成26年度上士幌町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第27 議案第51号 平成26年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第52号 平成26年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）

◎開会の宣告

○議長（杉山幸昭議長） ただいまより、平成26年第4回上土幌町議会定例会を開会いたします。

本日の議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、関係説明員の出席を求めています。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長（杉山幸昭議長） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の配付のとおりであります。

(午前10時00分)

◎議会運営委員会の報告

○議長（杉山幸昭議長） 議会運営委員長より、本日の議事運営について発言を求めます。
議会運営委員長、渡部信一議員。

○議会運営委員長（渡部信一議員） 議会運営委員会よりご報告申し上げます。

議会運営委員会は、8月29日午前10時より委員会室において、議会運営委員全員の出席をいただき、説明員に副町長の出席を求めて委員会を開催し、本日の議事運営及び議案の審議方法等について審議いたしました。

議会運営委員会の審議の結果、本日の議事日程及び議案の審議方法については、既にお手元に配付のとおり決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

この際、議会運営委員会において協議されましたことについて、ご報告申し上げます。

1点目は、日程第10、報告第3号から日程第11、報告第4号につきましては、2件を一括上程及び質疑を行うことといたします。

2点目は、日程第11、報告第4号が終わりましたら全員協議会を開催いたしますので、ご承知おき願います。

3点目は、日程第12、同意第1号から日程第14、同意第3号につきましては、3件を一括上程し、議案ごとに採決を行うことといたします。

4点目は、日程第16、認定第1号から日程第21、認定第6号までの6件、平成25年度各会計歳入歳出決算の認定については、議長及び議会選出の監査委員を除く議員全員による決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査を行いますので、ご承知願います。

なお、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長は、あらかじめ議会運営委員会において協議しておりますので、議長の指名により委員長及び副委員長を選出いたしますのでご承知願います。

5点目は、日程第22、議案第46号から日程第23、議案第47号につきましては、2案を一括上程及び質疑を行うこととし、総務文教厚生常任委員会に付託することといたします。

6点目は、日程第26、議案第50号から日程第28、議案第52号までの平成26年度上士幌町一般会計補正予算並びに2特別会計補正予算は、3会計を一括上程及び質疑を行い、議案ごとに討論、採決を行うことといたします。

以上をもって、議会運営委員会の議事運営報告を終わります。

○議長（杉山幸昭議長） 気温が上がってきましたので、暑い方は上着を脱いでいただいて結構ですので、よろしく願います。

ここで、7月22日付をもって就任されました早坂晴雄農業委員会会長から就任あいさつの申し出がございますので、発言を許します。

農業委員会会長、早坂晴雄君。

○早坂晴雄農業委員会会長 本日は、定例議会の開会に当たりまして会長就任の挨拶にこの貴重な時間をいただきまして、心より厚くお礼申し上げる次第です。

先般、7月22日の農業委員会の総会におきまして、不肖私が会長を仰せつかることになりました。全くその器ではございませんけれども、農業委員会の使命と役割を十分に認識いたしまして、この限りある大地と担い手を守り、また力強い農業の確立のため、全力を注いでまいる所存でございます。皆様方のご指導、ご鞭撻のほどをよろしく願います。

簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（杉山幸昭議長） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、6番、佐々木守議員、7番、角田久和議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（杉山幸昭議長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの18日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月19日までの18日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定表については、お手元に予定表を配付しておりますのでご承知願います。

◎諸般の報告

○議長(杉山幸昭議長) 日程第3、諸般の報告を行います。

お手元に平成26年6月1日から平成26年8月31日までの間の議会の諸会議等について報告書を配付しております。内容等の朗読は省略いたします。

以上が諸般の報告であります。

諸般の報告に対する質疑は、議会運用例第58条の1第1項の規定により、これを省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長(杉山幸昭議長) 日程第4、行政報告を議題といたします。

説明員より報告の説明を求めます。

高嶋総務課長。

○高嶋幸雄総務課長 それでは、8月10日から11日の台風11号による被害状況についてご報告をいたします。

8月10日から11日の気象状況でございますが、台風11号の接近によりまして、8月10日午後8時21分に十勝地方全域に大雨警報が発令されました。10日夜から11日までの降水量は、上士幌アメダス測定値において76.5ミリ、ぬかびら源泉郷アメダスの測定値で123ミリ、ナイタイ高原牧場内に設置されている雨量計では114ミリの雨量となりました。

町の対応ですが、11日早朝から道路、水道施設や明渠排水等のパトロールと応急対策を実施したところでございます。

この大雨による具体的な被害状況につきましては、別紙資料1をご参照願います。

表紙の次の総括表をごらんください。

初めに、農業被害ですが、明渠排水路の被害は3排水路で1,041万4,000円となっております。

り、復旧経費につきましては、本9月定例議会最終日に予算補正することとしております。

詳細は、1ページから2ページをごらんください。

被災箇所、被災状況、復旧内容等につきましては記載のとおりでございます。

次に、林業被害ですが、林道は2路線で、被害額57万4,000円となっており、復旧経費につきましては、既定予算の中で対応しております。

詳細は3ページから4ページをごらんください。

被災箇所、被災状況、復旧内容等につきましては記載のとおりでございます。

次に、土木被害につきましては、町道7カ所で、被害額は445万円となっており、復旧経費につきましては既定予算の中で対応してございます。

詳細は5ページから6ページをごらんください。

被災箇所、被災状況、復旧内容等につきましては記載のとおりでございます。

被害額合計では1,543万8,000円となっており、復旧経費の予算措置といたしましては、既定予算での対応が502万4,000円、補正予算での対応が1,041万4,000円となっております。

以上、平成26年8月10日から11日の大雨による被害状況についての行政報告といたします。

○議長（杉山幸昭議長） 行政報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありますか。

6番、佐々木守議員。

○6番（佐々木 守議員） 今回の被害状況についてもそうですが、今までも雨量が何ぼだったのかとかという実質数字をいつも公表していない。本庁にも天気用あるいは天気データとしては総雨量であるとか、あるいは最高の風速であるとかというのがわかっていると思うので、ぜひこのぐらいの雨量でこのぐらいの被害が出たという見方をしたほうが、これからの対応も含めてできるのではないかというふうに考えますので、一つはそれがわかれば、今回はどのぐらいの雨量があったのかということと、それから簡単な、まあ状況については今説明があったんですけども、結果としてのデータをこういったものに記載することについてのお考えがあれば、この際お聞きをしておきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 高嶋総務課長。

○高嶋幸雄総務課長 ただいまの雨量の関係でございますが、先ほど行政報告の中でも、これまでもアメダス測定値、上士幌の測定値とぬかびらの測定値、そのほかアメダス以

外の北海道等で設置されているのが清水谷、それから国のほうで設置していますのがナイタイ高原牧場に設置されておりますが、その辺の雨量のご報告については、口頭ですけれども毎回させていただいているということでございます。

結果の記載というのは、そういう雨量等をこの中に記載したほうが良いというお話だと思っておりますが、その辺については記載は可能でございますので、今後については検討させていただきたいと思っております。

○議長（杉山幸昭議長） 今回の雨量はわからないんですか。

高嶋総務課長。

○高嶋幸雄総務課長 今回の雨量というのは、先ほどちょっと口頭で行政報告の中で報告させていただいたんですが、上士幌アメダス測定値では76.5ミリ、ぬかびら源泉郷では123ミリ、ナイタイ高原牧場内に設置されている雨量計では114ミリということになってございます。

○議長（杉山幸昭議長） 9番、山本裕吾委員。

○9番（山本裕吾議員） 北門地区の報告が2件あったわけでございますけれども、この北門地区については、私が今さら申し上げるまでもなく、国営事業をやる前からして非常に水分量の多い地域でありまして、そのために、大分前ですけれども、国営事業、いわゆる北門開発ということでやったわけございまして、それからかなりの年月が経過しているわけでございます。昨今のこの未曾有な、局所的な災害、風水害、非常に顕著な形で出ているわけございまして、今回のこのブロック決壊も、そのようなことでの多量の雨水の状況でということございましょうけれども、この国営事業をした経過から含めて、かなり明渠、暗渠の状況が、これをやったときから比べるとかなり年月が経過して、状況が変わっているんじゃないかと、こんなふうに思っておりますけれども、その辺と今回のこの災害被害、この辺の関連はどのように考えておられるか、この際お伺いしておきたいと思っております。

○議長（杉山幸昭議長） 松岡農林課長。

○松岡秀行農林課長 ご指摘のとおり、ここに来て大変な年月がたっているということで、この辺は共通の理解に立っているところかなというふうに思います。

維持管理につきましては、町のほうに移管されて守ってきているというところがございます。この間、ここ数年来におきましても、かなりの頻度でやられているというところからしますと、これにつきましては、従前は既設のものを布設がえするような形での整備でありましたけれども、やはりかごを詰む等々かなり強度な補修をしてきているというところで、皆様方に予算等をご理解いただいております。

しかしながら、かなりの延長がございますので、そのたびそのたびに壊れていくということは事実でございますので、維持管理につきまして、対処療法的にはなりますけれども、できるだけ強度な補強をしながら、かなりの年月もつような形で今後も考えていきたいというふうに考えておりますし、国との連携でありますけれども、国につきましてもかなり傷んできているというところをご理解いただいておりますので、主体は菅野主幹のほうが国との窓口をやっておりますけれども、ここ最近におきましても国の担当者とも連携をとりながら、お考えを聞いていただきながら、何とかいい方法ということで今動いているのが現状ということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長） ほか、質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 以上で行政報告に対する質疑を終結いたします。

これをもって行政報告を終わります。

◎会議案第15号の上程、説明、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第5、会議案第15号議員の派遣についてを議題といたします。

会議案の朗読を省略し、直ちに提案者である5番、渡部信一議員から提案理由の説明を求めます。

5番、渡部信一議員。

○5番（渡部信一議員） ただいま提案されました会議案第15号の提案説明を申し上げ、議員各位のご理解とご賛同を賜りたいと思うものであります。

この会議案につきましては、さきの議会運営委員会におきまして議会運営委員全員のご賛同を得まして、委員長であります私が提案者になった次第であります。

会議案第15号は、例年十勝町村議会議長会が主催する十勝町村議会議員研修会に議員全員が参加すべく、ご提案申し上げるものであります。

本年度の十勝町村議会議員研修会は、10月17日に鹿追町において、講師には野村アグリプランニング&アドバイザー株式会社の取締役社長、西澤隆氏をお招きして、「地域活性化とアグリビジネス」について講演会が実施される予定であります。

議員各位の満場のご賛同を得て会議案をご可決いただき、議員全員が参加をし、研修を深めていただきたいと思いますというものであります。

以上をもって、会議案第15号の提案説明といたします。

○議長（杉山幸昭議長） 本件については、質疑及び討論を省略いたします。

これより直ちに採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、会議案第15号は原案のとおり可決されました。

なお、この際お諮りいたします。

ただいま議決した議決事項について、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任することに決定いたしました。

◎意見書案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第6、意見書案第40号釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案の朗読を省略し、直ちに提案者である5番、渡部信一議員から提案理由の説明を求めます。

5番、渡部信一議員。

○5番（渡部信一議員） ただいま上程されました意見書案第40号釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書の提出についての提案理由についてご説明申し上げます。

この意見書につきましては、十勝町村議会議長会から要請があり、さきの議会運営委員会におきまして議会運営委員全員の賛同を得まして、私が提案者になった次第であります。

以下、読み上げて提案説明といたします。

釧路地方裁判所帯広支部における労働審判の実施を求める意見書。

平成18年4月に始まった労働審判制度は、個々の労働者と事業主との間に生じた労働関係に関する紛争を、裁判所において、迅速、適正かつ実効的に解決することを目的とした制度であり、制度の導入以来、全国的に労働審判事件の申立件数は増加している。

しかしながら、釧路地方裁判所管内においては、労働審判事件を取り扱っている裁判

所は釧路地方裁判所本庁のみである。そのため、十勝地域の住民ないし企業が労働審判事件の申立てを行うためには、本庁のある釧路市まで出向かなければならず、広大な面積を有する当地域においては、時間的、経済的な負担を強いられることから、申立ての障害となっていることが推測される。

国民に対する司法サービスの提供は、地域間で格差があってはならず、裁判を受ける権利（憲法第32条）を実質的に保障するためには、地方裁判所の支部において取り扱うことができる事件を拡大することが必要である。

よって、国においては、地域における司法の充実を図るため、次の事項について措置を講ずるよう強く要請する。

1 釧路地方裁判所帯広支部において、労働審判事件の取扱を開始するとともに、必要な裁判官及び裁判所職員の増員並びに施設の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

議員各位の満場のご賛同を賜り、この意見書案をご可決いただき、関係者に送付いただきますようお願いいたします。

以上をもって、意見書案第40号の提案理由の説明を終わります。

○議長（杉山幸昭議長） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって意見書案第40号に対する質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより意見書案第40号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第40号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第7、意見書案第41号2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案の朗読を省略し、直ちに提案者である2番、堂畑義雄議員から提案理由の説

明を求めます。

2番、堂畑義雄議員。

○2番（堂畑義雄議員） ただいま上程されました意見書案第41号2015年度予算（介護・子ども）の充実・強化を求める意見書の提出について、その提案理由についてご説明申し上げます。

この意見書につきましては、議会運営委員会においてご審議をいただき、議会運営委員全員のご賛同を賜り、私が提案するものであります。

介護保険制度については、保険給付として要支援1と2の高齢者に提供されてきた訪問介護と通所介護が、2015年4月から3年間かけて市町村事業への移行が進められます。

この見直しについては、多くの関係者および関係団体からは、地域資源や財政基盤による「地域間格差の拡大」や必要なサービスが提供されないことによる「要支援者の介護の重度化」および「介護労働者の処遇低下」などに関する不安が指摘されてきました。

こうした不安が現実のものにならないための施策の実施については、国会議論における厚生労働大臣答弁や法案採択にあたっての参議院厚生労働委員会における附帯決議として採択されたところです。

2015年5月から本格実施が予定されている子ども・子育て支援新制度については、必要な予算が確保されていないことから、保育の質の改善策として実施が予定されている保育士の配置基準の見直しや処遇改善および放課後児童クラブや児童養護施設等の改善が極めて不十分な内容となっています。

つきましては、介護保険制度については、地域間格差やサービス低下および福祉労働者の処遇低下を招くことなく、制度の充実をはかるとともに、子ども・子育て支援新制度については、保育の質を改善するために、政府に以下の対策を求めます。

1 介護保険制度改正によって保険給付から市町村事業に移行された訪問介護と通所介護については、地域間格差やサービス低下および福祉労働者の処遇低下を招かないために必要な予算を確保すること。

2 子ども・子育て支援新制度の本格実施に必要とされる約1兆円の財源を確実に確保すること。

3 介護労働者および保育士などの福祉人材の確保と処遇改善を進めるための予算を確保すること。

以上、要望するものであります。

議員各位の満場のご賛同を賜り、この意見書案をご可決いただき、関係者に送付いただくようお願いいたします。

以上をもって、意見書案第41号の提案理由の説明を終わります。

○議長（杉山幸昭議長） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって意見書案第41号に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより意見書案第41号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第41号は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第8、意見書案第42号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案の朗読を省略し、直ちに提案者である2番、堂畑義雄議員から提案理由の説明を求めます。

2番、堂畑義雄議員。

○2番（堂畑義雄議員） ただいま上程されました意見書案第42号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について、その提案理由についてご説明申し上げます。

この意見書につきましては、議会運営委員会においてご審議をいただき、議会運営委員全員の賛同を賜り、私が提案するものであります。

平成26年度の地方交付税の決定については、交付税算定基礎評価基準の見直しなど、大幅に減額となっておりますが、地方自治体においては、被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など、地方自治体が担う役割は年々拡大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税及び一般財源総額を確保する必要があります。

また、経済財政諮問会議などで法人実効税率の見直しや償却資産に係る固定資産税の減免などが議論されていますが、公共サービスの質の確保をはかるためにも、安定的かつ地域遍在性の小さい地方税財源を確立することが極めて重要です。

地方自治体の実態に見合った歳出・歳入を的確に見積もるためには、国と地方自治体の十分な協議を保証した上で、地方財政計画、地方税、地方交付税のあり方について決定する必要があります。

公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2015年度の地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大にむけて、政府に以下の対策を求めます。

1 地方財政計画、地方税のあり方、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決めるのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。

2 社会保障分野の人材確保と処遇改善、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税及び一般財源総額の拡大をはかること。

3 復興交付金については、国の関与の縮小をはかり、採択要件を緩和し、被災自治体がより復興事業により柔軟に活用できるよう早急に改善すること。また、被災地の復興状況を踏まえ、集中復興期間が終了する2016年度以降においても、復興交付金、震災復興特別交付税を継続して確保すること。

4 法人実効税率の見直しについては、課税ベースの拡大などを通じ、地方税財源の確保をはかった上で、地方財政に影響を与えることのないようにすること。また、法人事業税については、安定的な税収確保や地域遍在性の縮小をめざす観点から、現行の外形標準課税の充実をはかること。

5 償却資産にかかる固定資産税やゴルフ場利用税については、市町村の財政運営に不可欠な税であるため、現行制度を堅持すること。

6 地方交付税の別枠加算・歳出特別枠については、地方自治体の重要な財源となっていることから現行水準を確保すること。また、増大する地方自治体の財政需要に対応し、臨時的な財源から、社会保障や環境対策などの経常的な経費に対応する財源へと位置付けを改めること。

7 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。

8 人件費削減など行革指標に基づく地方交付税の算定は、交付税算定を通じた国の政策誘導であり、地方自治、地方分権の理念に反するものであることから、このような算定を改めること。

以上、要望するものであります。

議員各位の満場のご賛同を賜り、この意見書をご可決いただき、関係者に送付いただけるようお願いいたします。

以上をもって、意見書案第42号の提案理由の説明を終わります。

○議長（杉山幸昭議長） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって意見書案第42号に対する質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより意見書案第42号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第42号は原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。

（午前10時38分）

○議長（杉山幸昭議長） 再開します。

（午前10時38分）

◎一般質問

○議長（杉山幸昭議長） 日程第9、一般質問を行います。

一般質問は、4名の議員からお手元に配付のとおり通告を受けております。

一般質問の時間制限など留意事項については既にご承知のことと思いますので、省略いたします。

◇ 伊 東 久 子 議員

○議長（杉山幸昭議長） それでは、順次発言を許します。

1番、伊東久子議員。

○1番（伊東久子議員） 私は、空き家、空き地、廃屋対策について質問をいたします。

現在の日本では、少子高齢化で人口減少が進む中、全国では空き家が820万戸、全体の13.5%で、道内は14.1%になりつつあります。

上士幌町でも空き家、空き地、廃屋が多く見られます。現状では、所有者に対して注意喚起することしかできないようでございます。

本町では定住住宅が新築されていますが、一方、空き家対策は進んでいないようです。今後も高齢化が進み、空き家がますます増加するのではないのでしょうか。行政は、空き家の詳細を把握し、所有者と協議して有効活用するべきだと思います。

次の点について質問いたします。

1つ、移住定住者への空き家情報提供の現状をお聞きいたします。

2つ、空き家の撤去費用の補助、固定資産税の減免の考えは検討なされているのでしょうか。

3つ、景観の悪化、老朽化での倒壊、防犯上の対策が早急に必要であり、隣近所の方の迷惑を行政としてどのように認識されていますでしょうか。

4点目、北海道内では空き家対策を含む条例が32市町村で制定されています。十勝管内では更別村と鹿追町が制定されています。本町でも、悪質な所有者に対して解体、勧告や代執行の必要性はあると思いますがいかがでしょうか、お聞きいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 空き家、空き地、廃屋対策について、伊東議員の質問にお答えいたします。

例年、町民から、土地や家屋の管理がされず雑草が繁茂し、火災や害虫の発生が心配であるとの苦情や相談が寄せられる空き家等が存在しています。所有者等みずからが修繕・除却等を行い、空き家等の危険性を除去することが原則であることから、町としては、上士幌町環境基本条例に基づき、土地家屋の所有者へ直接または文書にて土地や家屋の適正管理を指導、要請するなど、所有者等に対する対応を促すことを対策の基本としております。

廃屋の中には、老朽化等により腐朽、破損し、危険な状況にあるものがあります。しかし、所有者等に危険除去の対応を促しても、なかなか解決に至っていないのが現状であり、町として何らかの対策を講じていく必要があると認識しております。

1点目のご質問の移住定住者への空き家情報提供の現状についてであります。本町には不動産業者がいないことから、NPO法人上士幌コンシェルジュに生活体験モニター事業管理運営業務の中で、空き家、空き地等の不動産情報の管理を委託しております。所有者から掲載依頼のありました情報を「移住. com」という本町の移住定住専用の

ホームページへ掲載及び情報の提供を行っているところであります。

市街地における空き家や空き地は、昨年、内閣府特定地域再生計画策定事業の中でも調査しており、これらの情報提供や、継続的に調査するとともに、ネット等を活用して空き家、空き地情報を発信してまいります。

2点目の空き地の撤去費用の補助、固定資産税の減免の考え方についてですが、著しく老朽化した廃屋等については、景観・生活環境、犯罪や火災等の面からも撤去していただくよう要請していますが、撤去するためには一般的な家屋で100万円近い費用がかかり、この費用が負担できないために放置されたものが多く、空き家撤去を促すためには何らかの支援が必要と認識しておりますので、他市町村の状況等を調査しながら、要綱等の設置に向け検討してまいりたいと考えております。

また、もう一つの要因として固定資産税ですが、空き家を撤去した後の更地は固定資産税の住宅用地特例を受けられなくなることが空き家撤去の障害となっている問題については、更地の場合と住宅がある場合の固定資産税の格差を縮小していくことが望ましいと考えておりますが、固定資産税の軽減については、町の財政運営への影響など、慎重に検討していかなければならないと考えております。

3点目の空き家等の景観悪化や建物の老朽化対策についての町の考え方についてですが、空き家、空き地、廃屋は、人口の減少や高齢化の進行など多様な要因が指摘され、また犯罪や火災、景観・生活環境の悪化など、管理不全の空き家や空き地、廃屋が及ぼす影響は多岐にわたる困難な問題となっております。

空き家や空き地は個人等の資産であるため、その管理は所有者・管理者が行わなければなりません。予想される危険に対して安全を確保できるよう管理する義務を負い、空き家等を放置していることで事故等が発生し、他人に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償しなければなりません。

しかし、世帯の高齢化、核家族化、都市部への移住による過疎化などにより、個人等による管理が難しくなっているのが現状であり、町として何らかの対策を講じていく必要があると認識しております。所有者等へ、環境美化の維持に向けさらなる啓発を行っていくとともに、地域の環境保全という視点もありますので、地域の皆さんにも協力をいただきながら対応したいと考えております。

4点目の空き家対策を含む条例化ですが、市町村独自の空き家等の適正管理に関する条例化については、国においても法制化の動きがありますので、その内容等について精査した上で、条例化の必要性も含めて検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 1番、伊東久子議員。

○1番（伊東久子議員） 空き家対策については、私も担当課に相談に行きました。現状では、所有者の理解がなければ、担当課としては注意する程度しかできない。それも、数年間にわたり何も解決はできておりません。私が相談を受けたところは、ごみの山というか、自然に生えたであろう大きな木、枝が覆いかぶさり、日中でも日陰状態でした。ネズミが多く、野良猫が子供を産み、数十年この状態が続いております。精神的にも大変つらいと話しておられました。このことがあってから、私、町内を見て歩きましたが、空き家、空き地は景観的にも環境的にも悪化が進んでいるように思います。

全国的に核家族になり、生活様式は随分変わりました。団塊の世代と言われる方々は、上士幌にはないシニアマンションやケアハウスを希望する方も大勢出てきております。施設入所、遠くの子供のところまで世話になる、そうすると空き家はどんどんふえるのではないのでしょうか。

町長が政策で子供1人につき100万円の住宅補助をしておりますが、非正規労働者の住宅新築でローンを組めない人たちに、リフォームをして町の公営住宅として借り上げ住んでもらうのも子育ての大事な政策であり、空き家活用によいのではないのでしょうか。町長のお考えをお聞きいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 空き家問題については、地方の過疎化とともに極めて大きな課題となっております。そのようなことから、国においても議員提案というふうなことで、その立法化に向けて動いていることでもありますし、本町においては特に糠平地域、観光地域における廃屋の問題は、景観のみならず地域経済にも大きな影響を及ぼすということで、さまざまな要請を行ってきたところでもあります。

これらについても喫緊な課題として今取り組んでいるところでありますけれども、一般の住宅についても、昨今いわゆる倒壊するような極めて危険な住宅があって、なおかつ所有者が不在という事例も出てきております。特に豪雪地帯における冬の間の積雪による荷重に耐えられなくて崩壊してしまうと。そのようなことから、国の制度をもう待たなければならないという動きの中で、条例化も進んでいるという事実もございます。

本町としても、今、糠平地域における廃屋、大型の問題、あるいは転居して出た後の極めて景観を汚すような状況、それから市街地の中においても、少子高齢化の中で人口移動に伴って廃屋が目立ってきているということでもあります。

そして、またお話があったように、一方ではここで住みたいというお話もありますけれども、廃屋があっても、住めるような家がなかなかないというのも事実でございます

から、住宅の問題はリフォームのお話がありましたけれども、総合的な対策として、子育て推進する上でも重要な課題であるというふうな認識をしております。そういった意味での子育て支援のための住宅政策もっておりますけれども、多様な働き方、あるいは多様な世帯に対する住宅のあり方についても、今、住宅の整備計画の見直しをしているところでもありますから、そういった中でも十分配慮し、あるいは検討して、その中で取り組んでいきたいなど、そんなふうに思います。

町なかも今、今回の特定地域の再生整備の中ではコンパクトなまちづくりを進めていくと。町の中が空洞化すると、空き家、空き地も含めて空洞化していったら、それで郊外のほうにお年寄りが残っているというふうな状況も、いわゆる生活の弱者やそういったところに後々そのような形がついて決していいとは思われません。そのような町の住宅の、高齢者住宅だとかそういったことも含めて、再配置の計画も見直しをしていく必要があるというふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長） 伊東久子議員。

○1番（伊東久子議員） 1点目のホームページの件なんですけれども、私もホームページ見せていただきました。町長が言うように、昨年ですか、調査したということなんですけれども、市街地区では1件しか出ておりませんでした。農村地区は9件あります。農村地区は、多分これは従業員住宅だと思うんですけれども、定住促進賃貸住宅補助を受けてのものだと思いますが、いかがでしょうか。この9件について。

問題なのは、高齢者の住宅も含めて広く調査して、ホームページ情報を発信していただきたいと思えますし、行政でもいいですしコンシェルジュでもいいんですけれども、空き家バンクの設置をしてはいかがでしょうか。空き家バンクについては、行政から働きかけるのと、あとは物件の発掘、問い合わせ、紹介、コンサル、そして発信をする、情報を登録する、そして借り手を探すというような空き家バンクなんかはどうでしょうか、考え方をお聞きいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 今、コンシェルジュで情報として上げている物件について、詳しくそれが賃貸住宅であるのか従来のそれであるのか、あるいは持ち主からの依頼に応じた掲載なのか、その辺については今、具体的に承知しておりませんが、ただ、実態としては掲載するような空き家が極めて少ないということなんです。今日的には最低でも下水道の完備だとか、あるいは浴槽シャワーだとか、そういったものに加えて、寒冷地でありますから暖房についてどうなのかというようなことになると、極めてそういった物件が少ないという状況であります。

それから、NPOのほうで情報を収集してやりますけれども、家主だとかの理解を求めるにもなかなかそう簡単ではない。多分中にはお盆に帰ってこなければならぬだとかお墓参りだとか、そんなようなことで住宅を残していくという人もいるだろうというふうに思いますし、実際の問題として、むしろ一般の民間における賃貸住宅、マンションだとか、そういった物件がほとんど本町にはありませんので、いきおい今まで住んでいたところがその対象になるわけでありましてけれども、今まで申し上げたように、そういった物件については極めて少ないという状況であります。

そういった物件についても、後々それは町の中における物件であればどうあつたらいいのか、特に農村部における物件については非常にニーズが高くて、ほとんど実際民家の後はないというのが実態だというふうに聞いております。いずれにしても、賃貸住宅の物件が、上土幌町に来て一時期ではあっても住みたいという人に十分耐えられる状況ではないということであります。ただ、それ以外の古い住宅は、片方としては、いわゆる老朽化した危険的な、あるいは景観を汚すような、そういった物件については現実の問題として課題としてあるなど、そんなふうに思います。

空き家バンクのことについてですけれども、今、NPOのほうがある意味ではこのような役割を果たしているだろうというふうに思っています。ただ、不動産に対する資格等を所有していないものですから、ですからその紹介等におけるあつせん等のことができないというふうな限界があるという、そういった問題も抱えているということでもあります。

○議長（杉山幸昭議長） 伊東久子議員。

○1番（伊東久子議員） それでは、2点、3点目については、空き家の活用ができない住宅も多くあるということから、町としては早い時期に調査、検討しなければならない課題だと思っております。

住宅が撤去できないその理由の一つ、先ほど町長も言われましたように、低所得者だとか、もう一つは更地にすると固定資産税が何か6倍になるとかと言っておりましたけれども、聞いております。そういうことで、なかなか撤去ができない状況にあるのかなと思います。

町といたしましても、自主財源ですから、あまり減免をすると歳入が少なくなるし、難しい面もあると思いますが、撤去に対しての一部補助等はできないかどうか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 その件については、検討する余地は十分あるだろうというふうに思っ

います。特に、先ほども申し上げたように、いわゆる地域経済の背景となっています糠平や、いわゆる集団地域の国立公園の、あの環境整備は極めて急がれる話だなど、そんなふうに思っております。あそこには住宅もありますので、それらの問題も出てくるだろうと思います。それにあわせて、町なかの住宅の撤去の問題、これらについても考えていかなければならないというふうに思いますが、その中で、いわゆる所得の程度に応じた減免策だとか含めて検討し、背中を押してやる政策は、これは必要でないのかなというふうに思います。

ただ、固定資産税の問題についてですけれども、住宅、住んでいるときに、それは特例として安くなっている話でありますから、そうなりますと、住宅撤去した後に、それがまた前と同じということになりますと、もとへ戻すのが本来の姿であって、その後の撤去した後の更地を前に住宅に住んでいたから減免するというのは、税の均衡、公平性の原則からも、大きくこれはゆがめることになりかねないということでもあります。ですから、むしろ逆のような形になる可能性というのが、それであれば、じゃ住宅を建てて何らかでも税金をいただく、それから更地になっても同じような形、そういった動きの要請がむしろいわゆる町村会だとか、あるいは市長会からの要望として上がっているということでもありますので、撤去してなおかつ固定資産税を減免をしたままというのは、これはなかなか難しい話だなど、そう思います。

○議長（杉山幸昭議長） 伊東久子議員。

○1番（伊東久子議員） 農村地区からも何か撤去したいと。でも、固定資産税が高くなるためにできないという話もたくさん聞いております。景観を守るためには大変必要な課題だと思っています。撤去した宅地を農地の変更することは、私はこれは勉強不足でわかりませんが、そんなことはできないのかどうか、農村地区の皆さんについても意見を聞いてほしいと思っております。

最後になりますが、4点目の空き家等適正に管理する条例を調べてみました。そうすると、一番わかりやすかったのは北竜町の条例で、所有者の責務、実態調査、助言、指導、命令、公表、行政代執行と11条から成って、町民にもとてもわかりやすくできておりました。

上士幌町は、環境条例があり、大雪山国立公園のふもとに抱かれた町でありますから、観光、環境、景観にぜひ配慮しなければ、住んでみたい町にはならないと思います。国において法制化の方向があると思いますが、これは全国統一のものと思われまので、ぜひ上士幌町にふさわしい条例の制定を考えるべきだと思いますが、町長の考え方を聞いて質問を終わります。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 今ご指摘の意見については、ぜひ前向きに、その意向を踏まえてこの後対応していききたいというふうに思います。また、北竜町が非常にわかりやすい条例をつくられるということでもありますから、これらについても参考にしたいと、そのように思っております。

いずれにしても、町としても公共施設の再生含めて町並みの再編整備を今進めているところであります。その意味では、この空き家、廃屋の問題についても、その中の一つの課題として受けとめる必要があるだろうというふうに思います。

それから、農村地域の減免の問題、これらについては、過去にもサイロに対する税金の減免の問題があつて、特例的な対応の仕方だとかあつたようであります。著しく均衡を欠くようなことのないように、なおかつ農村あるいは農業という特別な事情を勘案した上で、どんなことが可能なのか、あるいはどんな課題を持っているのか、そんなことは踏まえながら、この後の政策の具体化に取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、1番、伊東久子議員の一般質問を終わります。

ここで15分間休憩といたします。

再開は5分前の予鈴をもってお知らせいたします。

(午前11時02分)

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時13分)

◇ 堂 畑 義 雄 議員

○議長（杉山幸昭議長） 次に、2番、堂畑義雄議員。

○2番（堂畑義雄議員） 私からは2点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

まず1点は、ふるさと納税と地域創成の戦略について伺いたいと思います。

消滅する可能性のある自治体が全国で896市町村に上り、道内では全体の8割近くの147市町村に達すると、民間有識者でつくる日本創成会議が公表しました。将来人口に関する推計では、20から39歳の女性は2040年時点で十勝管内の13市町村で半分以下となり、陸別町が72.8、上士幌町は67.6%に減少するショッキングな話であります。

このような状況の中で、全国知事会は少子化非常事態宣言を採択し、対策が急務との危機感を表明し、国も地方の少子化・元気戦略などの取り組みが始まったところであります。

既に本町ではまちづくり 5つの主要テーマを5カ年計画として着手し、さらに上士幌町の持続的な発展に向けた戦略「子育て・教育・少子化対策で定住化とまちに活力を」に取り組んでおり、まさに現状を先取りする先進的な取り組みとして期待するところがあります。

また、ふるさと納税は、昨年より大幅に納税額がアップし、全国的にもトップクラスとなり、注目されています。国もふるさと納税と地方創生を新たな戦略目標としており、この機会を捉え、ふるさと納税の貴重な財源を活用し、本町が国のモデルとなるような地域創生を目指すべきと思いますが、どのような戦略を持って臨むのか、その決意と戦略概要について伺います。

2点目、行政組織の改善強化についてであります。

地方自治体の職員数は減少の一途をたどり、今やピーク時の3分の2程度に減少しています。一方、臨時・非常勤職員は全国的にも3人に1人となり、70万人に上ると言われ、その多くは年収200万円以下であるため、官制ワーキングプアとも言われています。

本町における職員の現状は、平成12年度をピークとして、国からの行政改革や交付金の削減などによる定数の削減と相まって、正規職員は大幅に減少し、非正規職員数が増大しています。今やその割合は10対8を上回る状況となっています。

また、急激な職員採用の減少から極端に若年層が減少し、年代別に見ると上に厚く下は極端に少ない逆さピラミッド型になっており、採用もゼロの年もあり、でこぼこで組織実態としては極めていびつな状態であります。もちろん、行政組織は歴代の理事者が引き継いでくるため、その時々々の状況変化に対応するため、時として負の遺産を引き継ぐことやひずみを生ずることもあるのかと思いますが、現状の実態は限界に近い状況と見えています。

正規職員の増員と、増大している非正規職員の正規化や待遇の改善を行い、行政組織としてのひずみを是正、改善すべきと考えます。

今後、本町における地域創生など重要な課題を抱え、その実現にかかわる重要なかなめとなる行政組織の充実をどのように考えているか伺います。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 堂畑議員の質問にお答えします。

まず、ふるさと納税と地域創成戦略についてであります。

議員ご指摘のとおり、人口減少や少子高齢化が社会的大きな課題となっている中で、5月に日本創成会議が発表した2040年までの30年間に都市部への人口の移動が続く中で、子供を産む若年女性人口が5割以上減少し、全国896自治体が消滅のおそれという人口

推計は、国と全国の自治体に警鐘を鳴らすとともに大きな衝撃を与えました。十勝管内においても19市町村中13町が消滅の可能性があると言われ、本町も20歳から39歳の女性人口が67.6%減少すると予測されております。

この発表を受けて、7月の全国知事会では少子化非常事態宣言を採択し、北海道においては、8月21日に人口減少問題対策について協議する有識者会議が設置されたところでもあります。一方、国においては、人口減対策や地方経済再生に取り組むまち・ひと・しごと創生本部の発足に向けて、有識者から意見聴取する懇談会の開催など準備作業が進められております。

本町におきましては、この間、少子化や人口減対策を第5期総合計画に明記し、その具体的各種施策を国や道に先駆けて展開してきているところであります。

ご質問のふるさと納税についてであります。平成23年8月に感謝特典制度を開始して以降、徐々に増加し、昨年12月から大幅な伸びを見せ、平成25年度については2億4,350万円の寄附をいただきました。この貴重な財源を有効に活用するために、ふるさと納税・子育て少子化対策夢基金を設置し、4,000万円を積み立てしたところであります。基金設立の目的としては、次世代の上士幌町を担う子供たちの健やかな成長を願い、子供の明るい未来を目指したまちづくり及び少子化対策を行う事業に充当するとしております。さきの日本創成会議の提言なども踏まえ、少子化対策や人口減少に歯どめをかけることが緊急かつ重要な課題と捉えております。

これまで歳入の大半を地方交付税に頼っており、少子化対策への取り組みも財源的に限られておりましたが、ふるさと納税の寄附金を活用することで、戦略的に少子化対策事業に取り組むこととし、本定例会に8件の事業予算を補正予算に盛り込み上程しており、今後も少子化対策として必要な施策については随時事業化し、元気まち上士幌を目指してまいります。

ふるさと納税は、地域特産品の流通増加による地域ブランドの確立や新規特産品の開発、さらには移住定住、二地域居住や観光での流動人口の増加など、さまざまな地域活性化につながる利点と可能性があります。今後は、ふるさと納税寄附金の活用状況をホームページ等で公表することにより、継続して本町を応援していただけるような情報発信を行うとともに、新たな寄附者の拡大に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。また、引き続き生産者とともに魅力ある感謝特典の開発を進め、本町並びに地場産品を全国に向け発信していくことで、上士幌町の応援団や交流人口の増加を目指していく考えであります。

2点目の行政組織の改善強化についてであります。

行政組織の改善強化についてですが、全国的にも地方公共団体の職員数は、厳しい地方財政による行財政改革によって19年連続して減少してきており、ピーク時の平成6年度と平成25年度を比較すると16.1%減少しております。特に一般行政部門にあつては、22.6%もの減少となっております。

本町の正職員数は現在99名（消防・北2町を除く）となっており、平成6年度の正職員数133名と比較すると、34名、25.6%の減となっております。特に平成の合併論議の中で、自立するための徹底した行財政改革と平成13年度以降の地方交付税の大幅削減などにより職員採用を抑制した結果、平成12年度の138名に比較すると、39名、28.3%減となっております。

職員数の削減に当たっては、事務のO A化を進めることにより事務効率の向上を図るとともに、平成14年度からは従来の係長制にかわりスタッフ制を導入し、業務量や政策課題などにより内部で協力体制をとることによって業務の平準化や均衡化を図ってまいりました。また、大きな政策課題や専門性を必要とする場合にあっては、北海道から職員の派遣を受けるとともに、平成22年度からは総務省の財政支援制度による地域おこし協力隊制度を活用し、職員を採用しております。

ご指摘のように、急速に職員数を削減するために、この間、職員の採用を大幅に抑制してきていることから、中堅及び若手職員が少ない実態にあり、人事構成上の課題として認識しております。このため、近年は退職者の補充とともに新たな政策課題への対応のために新規職員の採用を実施しており、将来の職員構成にも配慮しております。

幅広い行政運営全般を円滑に進めるために、各部署に非正規職員である臨時職員を配置しておりますが、ご承知のように、地方自治体の置かれている財政環境には厳しいものがあることから、一律的な非正規職員の正職員化は難しいのが現状であります。ただ、これまでも非正規職員に対しては、必要に応じて賃金単価の引き上げ及び休暇の拡大等の待遇改善を行ってきており、今後においても必要な対応を検討してまいります。

行政組織につきましては、これまでもその時々行政課題や政策の実現のために見直しを実施してきており、今後においても円滑な行政運営の実現に向けて検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（杉山幸昭議長） 堂畑義雄議員。

○2番（堂畑義雄議員） まず、ふるさと納税についてちょっとお伺いをしていきたいと思ひます。

ふるさと納税の今後についてどうなっていくかというのは、非常に関心の高いところ

があるなというふうに思いますし、簡単に見通しを明らかにすることは難しいのかなというふうに思いますが、まあ中には一過性に終わるんでないかという冷ややかな見方もありますし、ブームのときに今後はさらに拡大するんでないかという見方もあるのは事実であります。

ただ、本町の場合、この平成22年度から始まって今日に至っているわけですが、平成22年は開始当初は1件しかなかったと。22、23年は二桁、23、24年は三桁というふうに順次ふえています。25年になって飛躍的に伸びたと。これは、それなりにこのふるさと納税に対する工夫をされてきているものだというふうに思います。したがって、簡単に今後どうなるかということではなくて、ふるさと納税そのものを今後どうするのかということが極めて重要なことかというふうに思います。

まず最初にお伺いしたいのは、今後のふるさと納税の見通しと、どうしようとされているか、その点についてちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 国の制度としてふるさと納税、いわゆる正確には寄附金になるわけでありましてけれども、これを取り上げたのが2008年であります。その動機が、いわゆる都市と地方の税の配分のあり方が都市に偏っているのではないだろうかということ、そしてまた地方の側から見ると、幼児期、小中学生、高校生までと地方で子供たちを地方の税金を使って育てて、大都市に大学進学していく、あるいは就職で大都会に向かっていくということ。その結果が、また大都会に就職をして、そのまま税金が全額そこに行くということですから、育てるのは田舎で育てて、果実は大都会でもらうと、こういうことでの税の不均衡、そしてまた不交付団体もあるのはやっぱり東京を含めて大都市だとか、そういう財力のあるところだと。その根っこにあるのが地方だったということから、それを一つには税の再配分をこの際少しでもしてもらおうというのがこの趣旨だったというふうに記憶といたしますか、整理されているというふうに思っております。住民税の10%、そのほかもありますけれども、基本的には住民税の10%くらいはそれぞれの思いを寄せる自治体に配分してもいいのではないのかということでもあります。

急激に25年度伸びておりますが、まず全国的な統計は出ておりませんが、24年度の段階では全国で百数十億という金額というふうにデータが出ておりますけれども、25年は本町でも十何倍増になったように、相当ふえているだろうというふうに思っております。これが、最近の政府の見解としては、承知のとおり、官房長官が次年度から住民税に20%に上積みしたいということでもあります。つまり、これは地方再生をする上で非常なインパクトのある制度だというふうな認識を政府は持っているということであり

ます。法律としてもつくっているわけでありますから、そう簡単にそれを変えるということではありません。

いろいろなマスコミなんかでも批判があるのも事実でありますけれども、その批判の一つには、特産品のばらまきでないだろうかということがあります。政府としては、総務省から昨年9月にいわゆる通達という形で出されておりますけれども、過度ないわゆる特産品はいかがなものかということだとか、もう一つには、積極的にふるさと納税を活用してくれ、PRをしてほしいということ、また納税者にとって使い勝手のいい制度にしてほしいと。ですから、今回、来年含めて、納税者がふるさと納税をすると、いわゆる納付書を持ってまたそれが確定申告しなければ還付されないということでありませぬけれども、それも納税された自治体から納税してくれた自治体のほうにいわゆる寄附していただいたという情報を流すだけで、納税者が、寄附者が手間をかけないようにしたらどうだと、このようなことも検討されております。つまり、積極的にふるさと納税を使って、地方の元気をつくっていかうということでもあります。

象徴的なのは、米農家、米の生産地の村でありますけれども、その村では、ほぼ納税額の100%が、10割というか、もともとうちは半分出しておりますけれども、1万円だったら1万円相当分出したということで、これについてはいかがなものかといういろいろな是非があったわけでありませぬけれども、その村の見解としては、いわゆる耕作放棄地が出て、見通しのない農業をもうやめようといった農家が、このことによっていわゆる購買があつて、もう一回頑張っていこうという、そういった事例もあるということでもあります。これは、その是非についてはともかくとして、ふるさと納税によってその地方が脚光を浴びる、あるいは注目されるということだというふうに思っております。

本町においても、ナイタイ和牛がブランド化ということで、ずっと農協、それから町もそのために支援してきたわけでありませぬけれども、なかなかその地方の小規模の実態としては、ロット数の問題だとか、あるいはマーケットの問題だとか、いろいろ大変ですけれども、今はこの商品が極端に言うところふるさと納税でしか買えない、食べられないということがありまして、まさにそこがブランド化という、そういう意味でのいろいろな埋もれた地方が、弱小自治体が、財力のない自治体が、このことによって浮かび上がる可能性があるということが、多分今回ここ最近の動きの中で出てきたというふうに思っております。そのような状況を考えますと、まだまだこれについては政府として進めていくということだろうというふうに思っています。

一方、自治体の関係でありますけれども、たまたま本町としては、ふるさと納税に仕掛けをするためのいろいろな環境がありました。いわゆるネットショップを立ち上げて

いた状況だとか、伴うITをいろいろとこれまでも戦略的に行政の中で生かしてきたということだとか、それから6次産業化、農商工連携で地域の特産品を地道に支援をしてきたことだとか、そのようなことであって、いろいろなことが複合的に重なって、そしてまたマスメディアだとかということがあって評価されたということでもありますけれども、少なくとも十勝管内は相当今年度伸びるだろうというふうに思っております。本町も今伸びておりますけれども、ほかの管内も、それは地元の特産品は何なのか、もう一回自分たちの足元を見て、ないと嘆いているだけではなくて、どう探そうかということに今一生懸命になっているということでもあります。新たな地域おこしが始まっているというふうに言ってもいいんじゃないかと、そのように考えます。

そのようなことから総合的に考えますと、税の安定性等々には欠けますけれども、それよりも地域経済の発展のためには極めて大きいものがあるというふうに思っております。今、そのふるさと納税の特産品のほぼ半額分については生産者に行っておりますし、それからそれに伴って発送業務だとか、あるいは印刷業務だとか、さまざまところにその経済効果が波及しているということも、ふるさと納税の2次的な意味合いもあるというふうに思っております。本町としては、そういったことを踏まえて、今後ともふるさと納税については町おこしの一つの大きなツールとして育てていく必要があるだろうというふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長） 堂畑義雄議員。

○2番（堂畑義雄議員） 国もやっと本気になってきたのかなという気がしていますし、使いやすい規制の緩和も行ってきているようであります。本町は、今町長が進めてまいりましたように、ただ待っていたのではなくて、どうすればこのふるさと納税を利用してもらえるのかということに真剣に取り組んだ結果がこういうふうになってきているんだというふうに思いますし、これはまさに地方自治体みずからがどう取り組んでいくのかということによって、大きな差が出てくるんじゃないかというふうに思います。まさに十勝ではこのふるさと納税、上士幌が牽引しているような状態になっている、本当に素晴らしいことかなというふうに思っております。今後も創意工夫されて、持続的にこのふるさと納税が続くようお願いをしたいというふうに思います。

今回、この納税の資金を基金として積み立てて活用して、この後は多分事業として提案されるんだろうと思いますが、それらの活用とか対策については多分これからの質疑でされると思うので、余り触れないようにしたいと思いますが、ただ、今ありましたように、基金そのものが決まった額で見通せるわけではありませんし、場合によっては大きく膨らむかもしれないし減るかもしれない。そういう意味では、基金に積み立てる

という手法については非常に有効かなというふうに思います。ただ、この基金を毎年使い切らなきゃならないかどうかということについては、もっと考える必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、今回もちょっと話がありましたが、31の項目から8つの事業を採択するというので、コメントの中にもありましたように、ややもすれば当初予算の足りない部分についてカバーするような項目もないわけではないし、時としては継続事業を補うようなこともないこともないと。それぞれに提示されている部分については大変意義のあることだし、必要なことをやっていくということは理解をするわけですが、この性格上、この基金を毎年使うということをやると、ややもすればいわゆる基金財源の分捕りだとか、あるいはばらまきに見えると、こういうことであってはならないのではないかというふうに思います。したがって、これはもっと慎重に検討されて、基金ですから、場合によっては積み立てておくということも一つの方法ですし、大きく財源を膨らましてどんと使うというのも一つの方法だろうと思いますし、いかにしたら有効に、いわゆる地域創生に役立つのかということを中心に、使い方についてもご検討されたらいかがかというふうに思いますが、もしお考えあれば伺いたいと思っています。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 今回の基金の名称がふるさと納税・子育て少子化対策夢基金ということになります。つまり、子育て支援をしながら、少子化対策をどうするかというのがこの基金の使用目的に一番大きな狙いだというふうに思っております。このことが結果的に地域の衰退を妨げたり、あるいは雇用の確保を促したり、そういうふうにしていくということで、最終的には地域の活力につながっていくという考え方です。

今回初めてその基金の運用について動き出しました。これをもって全てそれではあしたから少子化対策が完璧になるのかと、やっぱり持続的にやっていかなきゃならんというふうに思っております。それと同時に、使い切りしなきゃならんのかという部分も、これまたそのようなこともいかなものかというふうに思っております。必要な事業に対して必要な基金を崩していくということですから、場合によっては大きな事業をするために積み増しをしていく、それから将来を含めて、場合によっては継続的にやっていくものについては、そのための資金を確保していくということも必要になってくるだろうというふうに思っております。

いずれにしても、今、少子化対策をするためのいわゆるプラスワンという視点であります。一般会計、一般財源、通常の当初の一般財源ではなかなかそこまで町民の税金をもってやるのは勇気が要るなど、あるいは町民の理解を得るために大変だなど、そういったことも中には多々あるかというふうに思っております。そういったときに、特に今

回の子育てに使うというのは、寄附者に対してどう応えるかというのが非常に大きな私どもとしては責任を感じなければならないということでもあります。そういう意味でも、少子化問題というのは本町のみならず全国的な問題であるということでもありますし、特に地方においてはさらに象徴的にこの課題があるということでもありますから、そこに投資をさせていただくと。そして、またその答えをしっかりと出させていたいただきたいということで、この地方からも少子化がとまって、なおかつそのことによって地域の活力が生まれてくる、あるいは経済や雇用についてもつながっていくというようなところにつながっていく必要があるというふうに思っておりますから、そういったところの視点をしっかりと持ちつつやっつけていかなきゃならないというふうに思っています。

ただ、今回始まって、来年以降また引き続きやっていく話でありますから、常にそういった意味ではいろいろなアイデアなり提案を聞きながら、だからといってそれ全てができる、あるいは基金が望ましいのか、一般財源が望ましいのかという振り分けの問題も出てまいりますので、その辺については慎重にやっつけていかなきゃならないというふうに思いますけれども、いずれにしてもこの基金を持ってこの町が元気になったというあかしをしっかりとこの後答えを出すかというのが私どもに課せられた大きな責任であると、そういう視点は決して失っちゃならないというふうに思っております。

そういった意味では、あれもこれもというのもなかなか難しいこともありますし、まずは少子化のところを勢力を世話していただいて、ハードの面、あるいはソフトの面の充実を図っていく必要があるというふうに思います。特に、先ほども出ておりましたけれども、少子化って別に限られたテーマだけではありません。いつかも申し上げましたように、子育ての就学前の保育、あるいはそれから教育、医療、福祉、子育て住宅、あるいは雇用等々も含めて総合的にあってこそ、少子化対策がある程度成果を上げていくということになってまいりますから、そういった視点をしっかりと持ちつつ、これからもその事業に取り組んでいくということでもあります。

その先駆的な取り組みだとか、そういったことも含めて、総合的ないろいろな角度からふるさと納税に基金がふさわしいかどうかというのは考えながら取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長） 堂畑義雄議員。

○2番（堂畑義雄議員） 納税者については、せっかく寄附として貴重なふるさと納税をしていただいたわけですから、もちろんおいしいものを食べていただくということも必要なことではありますが、使った結果が、その納税したふるさとがどのような資金使いをされているのかということで、非常に興味を持っていただければというふうに思

うわけですが、単なるおいしいものを食べることだけでなく、その結果、納税した町村が本当にすばらしい催事をされた、発展をされているという感動を与えるような使い方というものはずひ考えていくべきだなというふうに思います。

今、基本的な戦略として、子育て、教育、少子化対策で定住化と、町に活力をとということで、プラスワンの話、今、町長からありました。本当はその中身についてもきょうお話をいただければと思ったんですけども、時間がありませんから無理だと思いますが、ぜひそういう有効な戦略ポイントをどんどん発信していただければというふうに思うし、そのことが町民の理解も、あるいは納税者の理解もなるんだろうというふうに思いますし、このふるさと創生はまさに今始まったばかりでありますので、町を挙げてぜひこのふるさと納税に、あるいは地域創生に取り組む必要があるというふうに思うところであります。

国もやっと腰を上げて、この間は地方創生の先進事例など有識者の懇談会があったりして、北海道はニセコの町長だとか、北見のワイズスタッフの社長さんのお話のなんかも載っています。この北見のテレワークについて紹介ありますけれども、これはIT起業でありますけれども、テレワークなら東京の企業で働きながら、地方に住んで東京のお金を地域に持ってくるができること、こういうことも言っております。これは、この前、議員としても熊本に行って、これからそういうこともどんどん起きてくるんだろうと思いますし、ましてやふるさと納税でこれほど多くの都心の人と交友を、あるいはこういう接点を持てるということはまずないことだと思いますし、これを有効に使ってぜひ発信をしていただきたいというふうに思います。まさにこれ、これからでありますので、ぜひ本町も国のモデルになるような取り組みを積極的にしていただきたいということをご期待申し上げて、この件については終わりたいと思います。何かコメントあれば伺っておきます。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 ふるさと納税の大方の寄附は、特産品が動機であるだろうというふうに思っております。ただ、そのことによって、その寄附者と自治体の縁が生まれると。その縁をさらに信頼、あるいは交流へと深化させていくということが、これが最も大事なことである。ですから、今は導入部分だということでもありますから、その導入からさらに交流の深化、そしてまたさらに定住だとか、あるいは雇用だとかいろいろなことにつながっていくということだと思ふ。そういった意味で、寄附してくれている方々、もう既に2万人を超えております。2万人を超えている人方が何らかの形で上士幌町のホームページを見、そしてまた上士幌町の町はどうなっているのかと、そういうところに関

心を寄せてくれている人であります。その人方とどういう縁をつなぐかというのは、これは極めて大事なことだというふうに思っておりますので、今、始まったばかりのふるさと納税だというふうに思っておりますから、これからこれをどのように活用し、そして地域振興に生かしていくのかというのが、議員の皆様方を含めて、お互いに意見を交換し、そしてまた実行に移していくということが必要だと、こういうふうに思っております。

○議長（杉山幸昭議長） 堂畑義雄議員。

○2番（堂畑義雄議員） ぜひご期待を申し上げたいと思います。

次に、行政組織の改善について何点かお伺いをしたいと思います。

ふるさと創生でも注目されていますが、20代から39歳の女性の就労の場と、こういうのは、地方では役場であり農協であり、あるいは特老のような福祉施設が中心だというふうに思います。とりわけこの役場の場合は、地方に与える経済的な影響も、あるいは就労環境というのについての指導的な立場ということを考えれば、極めて重要な役割を果たしているのかなというふうに思っているところであります。

しかし、本町のこの非正規職員の状況を見ていますと、非常に職種区分が多い。1つは事務職、それから要綱、要綱も1と2に分かれていて、あるいは臨時、パートという、非常に大きい区分になっていますが、働く人にとって、同じ職場で賃金に差がつくということじゃ決していいことではないのではないかと。できる限り同一の労働に対する同一賃金ということはやっぱり重視すべきかなというふうに思っているところであります。

ましてや、賃金実態を見ますと、要綱職員以下については年収多分200万以下になるのではないかとこのように思います。先ほど、プラスワンの話をしておりましたが、本町も子育ての世帯年収の目標500万というふうに見ていると。そして、独身の場合は300万、あるいは30歳後半の世帯は500万という見方を市長のほうで設定しているわけですから、そういう意味ではぜひこの年代の貴重な人材を確保するという意味からも、ぜひこの非正規労働者についての賃金体系については底上げをすべきだというふうに思っていますが、これについてお考えあれば伺いたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 できれば今いる人数、それなりに仕事があつて、役割として必要なポジションだというふうに思います。そういった意味では、全部正職員にできればいいわけではありますが、現実問題としてそれは行財政上も含めて不可能なことでありますし、そのためには正職員はより正職員としてその職責、責任をかみしめて、しっかりと周りからもなるほど正職員だなど、こう思ってもらえるような仕事を促したいというふ

うにおもいます。

ただ、現実問題として、やっぱり世帯主が300万だとか350万だとかでなければ子育てができないという現実も、これまた今回の調査だとか、国が示した500万というのがありますけれども、本町においては物価の問題だとかいろいろなことがありますので同等にはならないというふうに思っていますが、その足りない部分を今補完をしようとしているのが、子育てに対する支援もその一つであります。給料は、現実問題として、いわゆる求人があっても、東京のように、あるいは札幌のように、30代で400万だとか出せるような状況には現実問題ではありません。そういった中で、民間含めて200万とか300万の中で、そこで子育てしてくれよといっても、それはなかなか子育てするにはできる経済力が伴わないということもあっての、今、少子化対策の子育て支援というのはそういう視点を一つ大きく持っているということについてご理解いただきたいというふうに思いますし、役場の中においても必要な人材を確保しなければなりません。

特に今回、認定こども園の関係にあっては、保育所と、それから幼稚園ということになりますので、幼児教育を担当する者、それから保育を担当する者、それぞれ専門的な人材が必要になってくるということでもあります。残念ながら今まで大方要綱でお願いしてきたわけでありましてけれども、そういったことでの待遇の改善も、今回この4月からも思いっきりさせていただきましたし、そしてまた来年になりますと新たな認定こども園がスタートしますから、そのためのスタッフの人的な体制の充実等についてもしっかりやっていかなきゃならんなど、そう思っております。必要なところに必要な人材を配置しなきゃなりませんけれども、いろいろな待遇も、いわゆる給与以外にも休暇の問題だとかさまざまな要素もありますので、それらも含めてできる範囲の中ではしていかなきゃならんなど、そんなふうに考えているところであります。いずれにしても、特に幼児にかかわるそういったところの待遇改善については、かなり今、その修正から、政策的にも支援をしているといえますか、充実を図っているということでもあります。

○議長（杉山幸昭議長） 堂畑義雄議員。

○2番（堂畑義雄議員） 体制の問題からすれば、交付税が実質的に25年度カットされて、大幅に減額されてきているということもありますので、財政事情は非常に厳しいということは十分理解をしています。ただ、きょうもテレビにも出ていましたけれども、厚生省も来年度予算で正規社員化の支援を拡充するというので、企業に対する非正規の職員の正規化を促している。あるいは、企業においてもみずから保育所をつくったり、そういう子育ての就労の人の抱え込みを相当本気になってやってきているという状況がありますので、地方の待遇が悪ければ、どうしても都市の民間の雇用状況がよくなれば、

どうしても地方から都市へ流れていくという傾向がありますので、いろいろ難しさもあると思いますけれども、今後ぜひ努力をいただきたいというふうに思っております。

ひずみについてちょっとお伺いをしておきますが、情勢の変化でどうしても職員の雇用も減らさざるを得ないということもあって、大幅に若手の、若い層の職員が減ってきているということがあって、非常にひずみが生じているんだと思うんですけれども、特に本町の場合はスタッフ制をしいております。中を見ていると、スタッフリーダーはいらなけれども、スタッフがいないというのが結構あるんですね。これは本来の形から言えば、行政組織としては非常に課題が多くなってきているのではないかというふうに思っております。

とりわけ、スタッフリーダーがいてスタッフがいます。これはスタッフリーダーがいわゆるその下のスタッフを将来のスタッフリーダーになるような指導教育、あるいは仕事を覚えてもらう、こういう、言ってみれば組織が健全に運営していく上の循環的な機能というのは、部課長、係長制度であっても、このスタッフ制であっても同じだというふうに思います。そういう意味では、教えるスタッフがいなかったり、教えられるスタッフもいなかったりということでは、将来の行政組織として町の仕事の継続性というものを含めて、組織のあり方として非常に不安定になっていくのではないかというふうに思います。

もちろんこれは一気に改善はできないんだろうというふうに思いますが、そういうことも含めて、ぜひスタッフ制の今後のあり方についても検討をされたほうがいいのではないかというふうに思いますし、少ない中でどう効率的にやるかというふうに既にお考えだと思いますが、今後についての考え方があればお伺いをしておきたいというふうに思うんですね。

○議長（杉山幸昭議長）　ここで休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

(午後 0時00分)

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長（杉山幸昭議長）　竹中町長。

○竹中 貢町長　職員の減少によって、スタッフ制のリーダーが多くてスタッフが少ない、そういう状況でないのかというお話でありました。確かに今そういった状況にあります。

このいわゆる職員の削減については、合併のときに最も議論されて、行財政改革、いろいろないわゆる財政縮減をどう図るかというのの中では、将来を見据えて4,000人、人口に合わせた職員のあり方というようなこと等も検討しながら、その中で導き出されてきたのが、当面は2年に1人の採用という厳しいものでありました。したがって、2年に1人ということでありますから、若い人が少なくなるということもこれまた現実の問題として起きたということであります。それを業務停滞をさせないためにということで、あるいはそれぞれ持てる能力を最大限に、そしてまたフルに仕事をしてもらうために、横断的なスタッフ制と、与えられた仕事だけでなく、隣の仕事が忙しければその仕事を手伝うということで、遅滞なく業務を進めるような体制をつくってきたということであります。

こういった流れがずっともう10年も続いてきていることでありますから、若年層は少なくなってきたというのも、これも現実問題である。ただ、これをまた従来のように、いわゆる人口がどんどんふえて、そして職員を採用して、それで若年がふえるような正三角形のそういうふうな体制に戻せるかといったら、もうこの先もそれはかなり難しいことではないかなと、そう思います。いわゆる定年延長なんかも考えますと、さらにそういった状況が生まれてくるということであります。ただ、毎年定年する、その穴埋めはできるだけしたいものだなというふうに思っていますけれども、いずれにしてもその行政改革は引き続きやっていかなければならない命題であるというふうに思っております。

特にそういうことでは、今18歳だとか22歳でそのまま職員に採用されるという、その採用のあり方も随分変わってきているんですね。民間に入ってから採用試験を受けるだとか、それから学生、22歳だけではなかなか、いわゆる社会人になり切るには少し力量的に不足しているだとか、全体的ないわゆる底上げといえますか、モラトリアムというか、そういった20年前、30年前の18歳、22歳の生き方だとか、そういう状況も随分変わってきているということがありますから、そういった意味での高年齢といえますか、ある程度全体的に年齢層が全てが上がっているという状況にありますから、22歳の、あるいは18歳の卒業したばかりの学生が就職試験に受かって採用できるということも、現実問題なかなか難しいということであります。全体的に採用枠も高めてきているということも、そういった背景の中には起きているということでありますから、そうするとこれまでの役割も、20代の23、25のときの役割が、それも底上げされて、30になってそういった役割を担うというようなことも、これはあり得るのではないかなと。ですから、全体の人口動態、人口構成のあり方に合わせて、仕事の役割についても随分変わっていく要

素もあるということを踏まえつつ、いずれにしても余りいびつなこの職場の構成であるということは、決して望ましい話でないというふうに思います。

それと、サブリーダーが多くて、そこでまた何となく仕事のやる気が出ないのではないかというような懸念もありますけれども、それぞれ例えばイベントだとかいろいろな繁忙期には、リーダーであってもスタッフの一員として仕事をしてもらうというようなことも徹底していかなければならないというふうに思いますし、まだまだ改革が必要だとすれば、課のあり方なんかも見直す必要があるだろうと思いますけれども、当面はそこにまだ考えは及んでおりませんが、そういういろいろな要素を考えながら、まずはこの行政の仕事が停滞しないように、しっかり体制なり、あるいは職場環境をつくっていく必要があるというふうに思います。

それと、雇用の関係で、今新たに創生会議ができて、雇用に対する支援というのがあります。これは結構なことで、ぜひやってもらいたいなというふうに思いますけれども、よくあるのは、1年なり2年なり、呼び水として支援しますけれども、その後なかなかそこまで、今度は自前でやってくれよと、こういう話があるんですね。ところが、なかなか地方においてその仕事が、あるいは企業がしっかり経営的に右肩上がりて給料をどんどん上げていけるかということになると、そうもいかないという、そのような実態もあるんですね。ですから、その辺の安定的に地方に雇用を生み出すというのは非常に難しいだろうというふうに思いますが、行政、いわゆる私どもの立場としても、安定的にその雇用ができるように、雇用主についてはできるだけいわゆる賃金についても給与についても、家庭、家族持ちでも生活できるような体制を整えてもらいたいというふうに思いますが、行政でも足りない分については間接的に支援するということが、これが多少給料が低くても、そこで安定的に生活するための一つの糧になるのではないかなと、こんなふうにも思ったりもしております。

いろいろ考え合わせながら、地方に安定的に雇用をどうつくるかということは非常に大切だというふうに思っております。

○議長（杉山幸昭議長） 堂畑義雄議員。

○2番（堂畑義雄議員） 非常に厳しい情勢の中で苦勞されていること、それは十分に理解していますし、足りないところについては道の派遣だとか、あるいは地域の協力であるとか、いろいろ工夫されているんだらうと思います。これからは人口がふえることはありませんので、どんどん減っていくということでもありますから、当然それに伴った職員の定数なんかについても当然そういうことが起きるだろう。あるいは、場合によっては行政改革をさらに行わなければならんということは十分理解をするところであります。

いずれにしても、そういう状況の中で、必要な人材をどう育てていくかということについては、少ない中であっても、人材育成という面で力を入れていただければ非常にいいかなというふうに思っております。

最後に、もう1点お伺いしておきたいんですけども、来年度から年金制度が改正されて、来年3月31日退職する人については1年間全く無年金になると。随時1年ずつ伸びて、最終的に65歳までもらえなくなると、こういうのが現実になってきたわけでありまして。したがって、この退職者の生活というものも十分考えていかなきゃならないのではないかというふうに思いますが、まだ本町の場合は再雇用なり定年制というものは、延長が決まっているわけではありません。ただ、退職して生活するためにどこか行ってしまうというようなことのないように、やっぱり退職しても退職者がここにいられるように、選択肢はある程度残してもらいたいというふうに思うわけでありまして、これについて最後にお伺いして終わりたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 退職する年齢の方々には、長い行政経験でさまざまなノウハウを持っております。そういった意味では、そういったノウハウ、知恵をぜひ活用したいというのが本音であります。今までも退職者、なかなか雇用、あるいは難しい状況になりましたけれども、在職中、相当厳しかったのかわかりませんが、ぜひOBの力というのはこれから貴重な戦力になるというふうに思っております。それらを後継者に伝えるなり、あるいは足りないところを補完してもらいなり、ぜひこれから定年になられる方々についてはそういった、まだ60歳というのは若いと思いますので、力を私どもに貸してほしいなど。その体制については、雇用制度がしっかり法的にも整備されておりますので、体制は整えて受け入れたいというふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長） 堂畑義雄議員。

○2番（堂畑義雄議員） ありがとうございました。

以上で終わりたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、2番、堂畑義雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後 1時11分)

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時11分)

◇ 山本弘一 議員

○議長（杉山幸昭議長） 次に、3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） 私は、耕畜連携による家畜糞尿対策についてご質問いたします。

25年の町勢の現況によると、農家戸数が174戸、うち畑作が78戸、酪農専業59戸と、肉牛専業が12戸、その他複合経営が占めております。特に近年、酪農家の規模拡大に伴い、年間200から300頭の乳牛が増加傾向にあり、25年度には1万7,554頭の乳牛が飼育されています。この糞尿については、酪農家個々が畑に還元するほか、一部畑作との小麦わらとの交換により地力対策に取り組んでいるのが現状であります。

今後、さらに頭数の増加が予測されることを考えたとき、家畜排せつ物法を守りながらクリーン農業を営むために、耕畜連携を含め抜本的な支援対策が必要と考えるが、町長の見解を伺いたい。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 耕畜連携による家畜糞尿対策について、山本弘一議員の質問にお答えいたします。

現在の畜産業を取り巻く状況は、飼料・燃油の高騰や先行き不透明な酪農情勢など、不安要素が多々ある中で、本町においては、酪農戸数は減少しているものの、コントラクター事業やTMRセンターの稼働により酪農経営基盤の強化が図られ、酪農経営の大規模化が進んでおります。また、飼養頭数については、毎年町で実施しております家畜飼養頭羽数調査の結果からも乳用牛は増加傾向にあり、上士幌町農業協同組合で策定した第6期中期計画においても、生産推進目標として生乳生産量10万トン、乳用牛飼養頭数1万8,000頭を掲げており、今後も乳用牛の頭数は増加することが想定されております。

家畜糞尿については、平成11年度に家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律、いわゆる家畜排せつ物法が制定され、糞尿の適正管理と農地や草地に有効利用するための道筋が定められ、その後、本町においては、平成16年11月までの法の完全施行に向けて、道営事業や補助つきリース事業を活用し、堆肥舎の整備を進め、家畜排せつ物の管理の適正化を推進してきたところであります。

しかしながら、家畜排せつ物法のもう一方の観点である利用の促進に関しては、個々の畜産農家と耕種農家間の取り組みはあるものの、町内での広域的な堆肥の利活用までは進んでいないのが現状です。

家畜糞尿は、肥料三大要素や有機物を多く含むことから、大切な資源として、また農業の持続的な発展のためにも、本町での耕畜連携を含めた利活用の促進が必要となって

おります。そのためには、需要者である耕種農家のニーズを的確に把握し、ニーズに合った堆肥または液肥を提供することが重要であると考えております。さらには、本町に豊富に賦存するバイオマスエネルギー源としての活用方法や、農村環境改善の観点からも取り組みを進めていきたいと考えております。

家畜糞尿対策については、有機物資源、環境保全、エネルギー資源などの観点から、喫緊かつ重要案件として、農協とともに共通認識に立っております。このような状況下、町、農協、農業委員会、畑作振興会、酪農振興会で組織する上士幌町農業再生協議会において、家畜排せつ物の適正処理と耕畜連携による利活用を図るため、家畜糞尿処理対策関係者等会議を発足し、実態調査や課題を整理した上で対策を検討することとなっております。

町といたしましては、農業再生協議会の検討内容、結果を踏まえ、また先進地視察も含め国内外からの事例も参考にしながら、家畜糞尿処理対策と耕畜連携のために必要な仕組みづくり等について、各種支援策を適時検討してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（杉山幸昭議長） 山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） ただいま町長から質問に対しての答弁をいただきましたけれども、この家畜糞尿処理対策関係者会議というのを、上士幌町農業再生協議会においてその関係者と会議を発足したいということでもありますけれども、非常にこれは前向きな形でよろしいのではないかと思います。問題は、こういう会議とか組織を立ち上げた後の問題なんですけれども、それぞれ酪農家におかれましては、当初つくった堆肥盤あたりが、牛舎の増大、それから乳牛の増数によって、ところと人によっては非常に狭くなっているという問題も懸念されるところがあります。

それと、もう一つ言わせれば、畑作のニーズと、先ほど町長言われましたけれども、畑作に必要な、家畜排せつ物というよりも堆肥と言われる、完熟堆肥のことを言うんですけれども、今、フリーストールではそのような状況になっていないということですね。その辺を、糞と尿が混ざっているというものを一般的には生堆肥と言われておりますけれども、その辺を振らなきゃならないということ、その辺が馬鈴薯のそうか病とかそういうものに影響が出るということがありますので、その辺を農協、畑作振興会、家畜糞尿処理対策関係者とも一歩詰めたような考え方を持っていただきたいと思いますが、その辺の考え方はいかがですか。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 本町の酪農畜産と畑作、耕種農家との割合で言うと、圧倒的にいわゆる

堆肥、糞尿のほうが多いと、均衡がとれる状況ではないということで、そのものでもいろいろ懸念されることがあります。今、糞尿対策のいわゆる環境、それから有機肥料、あるいはエネルギー資源としてもリサイクルをするという視点でこの再生協議会を立ち上げて、極めてこれは大事な問題だよということでもありますけれども、今おっしゃったのは多分喫緊の問題として、今どうするのという話だろうというふうに思います。

今の状況でいくと、生堆肥をまかざるを得ないと。そのことによって、さまざまな影響が作物にも、それから雑草なんかについても生えてきて、いい面とそういったマイナス面と合わせると、どちらがどうなのかという、そのようなことでの今に対する対策なり支援、このようなことをおっしゃっているのではないかと思いますけれども、それについては今提起された。皆さん多分耕種農家でそういった課題を持って、場合によっては使わないよという人もいるというふうに伺っております。今そのようなご質問をいただきましたので、じゃ今そのことに対して、例えばバイオマスの大きな糞尿処理施設ができるにしても、まだやっぱり何年間かかるだろうと、そういうふうに想定されますから、その間につなぎとしてどうするのかという意味では、この協議会のほう、あるいは農協と町が政策的にどんなことができるのかと、こういった検討はする必要があるのかなと、そのように今、質問を受けて感じたところであります。

その辺の、例えばこんな支援をしてもらってもっと活用できるんだらうな、そんなようなことがあれば、そういった提案なりをいただければ、非常に参考にさせていただきたいなと、そう思います。

○議長（杉山幸昭議長） 山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） 今、町長がおっしゃられたことは、まとも、本当のことだと思うんですね。畑作、耕種農家については、やはりダイオウですとかツユクサですとか、雑草が非常に、個々によるんですけれどもね、そういう種が入って、それが地力対策には結びつくんですけれども、実際的にそういうのが生えてくると、改めてまたそれをきれいにしていくのが大変だという声が、よってその堆肥を瞬間的にやめるという耕種農家も多いわけですよ。ですから、根本的に、それは牧草畑ですとか、デントコーン畑だとか、ダイオウだとかツユクサだとか、そういうものをなくしてくれば、かなり生堆肥をやっても大きな問題はないのかなと。

私はそういう関係で生堆肥も入れておりますけれども、やはり酪農家が困っておるんで10トンぐらい入れて、通常であれば耕種、畑作だったら大体4トンから足るんですよ。4トンから5トンが望ましいと言われているんですよ。ですから、その辺が窒素換算量が3キロぐらいだとかリン酸だとかということがあって、不必要に入れちゃうと草丈

が伸びて実がならないとか、馬鈴薯であればライマンが上がらないという問題が出てくるので、だからこそ過去においてはつなぎというんですか、スタンション式の堆肥では完熟堆肥が欲しいというのは、そういう完全に窒素が抜けているものですね、そういうものをやっぱり欲しがったというのがあるんです。

実際的に、生堆肥でも、まいてから1カ月ぐらい投げておくと、窒素が土中に吸収されるか若干蒸発するかということで、そう大きくは残らないので、その辺の担当者の中で、先進地あたりの使い方もあると思うんですね、耕畜連携の中で。それをどうやったら一番理想的な畑作の栄養として、地力対策アップとして結びつくかということは、担当課含めて話し合っていたきたいと。

それで、やはり今は現実的に、酪農家で小麦のわらと交換する場合がありますし、もう一つは堆肥だけ、夏場の処理が困るという酪農家も結構多く出てきております。これは規模拡大した、フリーストールにした、一気にふやした方々が特にそういう状況が起こっておりますし、ナイタイ含めて、今、指定管理者制度によって農協が運営しておりますけれども、その辺の問題点も解決されれば耕畜連携の中でうまくいくのかなと思います。

したがって、自分では昔やっておりましたが、ほとんどはコントラクターに頼むということで、この料金が大体10アール、1反当たり2,000円近くかかります。基本です、これは。それで、あとはまいた時間ですとか、量が多ければ時間がかかりますし、そういう変動的な形になっておりますけれども、この辺を酪農家、耕種農家イコール畑作行政、農協含めた中の支援対策でもあれば、かなり進む確率が出てくると思います。私方周辺でもかなりまたそういう状況が見受けられますから、何とかならないのかなという声がたくさんありますので、その辺は次年度もしくはその次に向けての早急な支援対策が必要と考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 16年に法の完全施行が動き出して、それぞれ堆肥舎をつくっていただきました。それで、完熟を目指しているところだとかいろいろあったわけでありましてけれども、現実の問題として余り稼働はしていないという実態であるというふうに思います。その意味では、完熟堆肥を本町で十分提供するという状況は、なかなか今のところは難しい状況にあるということでもあります。それにあわせて、当初想定をしていなかったんだろうというふうに思いますけれども、堆肥舎の劣化の状況ですね。多分化学反応でコンクリートや、あるいは金属部分がかなり劣化が進んできて、それでも更新をしなければならぬという動きが片方ではあります。

じゃ、従来のように堆肥舎をまたつくるのかというのも、そうもいかないだろうし、それから本町ではつらい思いを経験したわけでありましてけれども、ナイタイ高原牧場の糞尿処理の誤りから環境汚染を起こしたという、大変大きな問題を起こしたということもあります。今、そのことがとても心配されるということでもあります。ふえるのは結構なことですけども、それに合う、いわゆる関連する施設が十分整っているかというところでもないという状況ですので、場合によってはそれらの懸念をいかに払拭するかというのも、これまた取り急ぎ今しなければならない、あるいは対応しなければならない課題の一つということでもあります。

そういった意味で、議員がおっしゃるように、糞尿については有機資源としてのいろいろな肥料の要素が含まれていると。窒素、リン、あるいはカリなんかもそうなのかわかりませんが、であれば、それらを何らかの形で使わなければならないわけですから、ある中でそれを使うというのは極めて意味のあることだと、そんなふうに思います。ただ、そういった意味での従来からの耕種農家のいわゆる生堆肥に対するいろいろな心配事を改善するためにも、背中を押すそういう施策としての、いわゆる耕畜連携でお互いに分け合いながら、農家にとっても耕種農家にとってもいいよと。とにかく耕種農家よりも酪農家のほうが極めて心配な状況になるということですから、耕種農家の理解を得ながら、うまく循環できるようなそういう仕組みをつくっていかなくちゃなんというところだというふうに思いますが、さっきから申し上げているように、完全に割合としては酪農畜産のほうの糞尿の量のほうが多過ぎるという、そういう状況を重要視をし、大きな課題であるという認識のもとに、耕種の方々が使ってもらえるのであれば使ってもらえるようなそういった施策ですね、今お話しありましたけれども、そういったことについても、それが有効であると、ぜひいわゆる畑作振興会含めて、一緒にやりましょうよと、そのためのもし行政的な支援が必要であるとすれば、その支援については十分検討に値するかと、そう考えております。

○議長（杉山幸昭議長） 山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） 問題は、それをまいた後の、町長も定住化対策を進めておりますけれども、これは一般的には農家の香水のにおいですよなんていう話を言われますけれども、やはり窒素の独特の尿のにおいというんですか、糞尿のにおいというのは、数キロ先からにおって、これが上土幌の特徴だと私方は思っていますけれども、たまたま都会から来た人たちは、目にしみるようなにおいですよと言うことがあります。

これも農村には、町長もご存じのとおり合併浄化槽ってありますよね。あの中に、私も来たときにたまたま聞いたんですけれども、何を使ってにおいを分解しているんだと

いう話を聞いたときに、バイオなんですよ、菌体を使って、嫌気性菌、そういう類いのものを入れているんだと。それで窒素を菌に食べさせて、そして尿のにおいや何かを分解して一般の排水に流していると。だから、特別病原菌とかそういうものは発生しないんだと。その辺も、私自身もそういう菌を使った、有効菌ですね、糸状菌だとかバイオ的なことをやっておりますけれども、やっていることは似たようなことで、確かににおいが少ないということがありますんで、その辺もちょっとできる限りまた調べてもらった中で、そういうものを使っただけで、それほど量はたくさん要らないと思いますから、その辺もクリーンな上土幌町、定住しやすいような上土幌町ということで、調べていただいた中で、できる限りにおいも少なくするような対策がないわけではないと思いますので、進めていただきたいなど。

お互いに耕畜連携で農村の基幹産業ということでもありますので、安定した経営で酪農、畑作の耕畜連携をやることによって、元気まち上土幌、町長が掲げているそのものが、今度、農商工連携に結びつくような町の施策、そのためにはまずもって定住化対策や何かのことによっての家畜糞尿、今、目の前で困っていること、起こっていることを身近に感じていただいて、それを速やかに進めていただくと。関係機関、会議組織だけを立ち上げるんじゃなくて、具体的にそれぞれの力をかりて前へ進んでいただきたいと思えますけれども、いかがですか。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 具体的な提案が今ありました。今の尿のにおいをどう消すかということも含めてありました。これはぜひ会議の中で検討するように、そのように指示をしたいというふうに思っております。どんな形でできるのか、あるいは政策にどんな形で反映できるのかということも整理したいなと思っておりますが、非常に行けそうなどいいますか、やれるといいなと、政策にできればといいなというふうな感じもしました。

確かにこれから、今までは農村地帯だからということでお互いに理解をしながら、においについても寛大にしてくれた、してきたということはあると思いますが、よその人方が最初に感じたにおいと、長い間いるとそれが、じき秋口になるとそのにおいが来るのが当たり前だというふうに思ったりはしていますけれども、やっぱり決してそれが香水という感じには受けとめられないというふうに思いますので、そこに係る経費もそれなりに必要なのかなと、こんな今、印象を持ったところでもございます。

あの広いところでにおいを果たしてどんなふうに消すのかなと、疑問はありますけれども、どこかでそういった事実があるとすれば参考にして、それに対する支援なんかについてもできることであればしたいなというふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、3番、山本弘一議員の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩します。

(午後 1時33分)

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時34分)

◇ 山本和子議員

○議長（杉山幸昭議長） 次に、8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 私は、大きく2点質問いたします。

1点目、平成26年度の財政状況と町民要求実現に向けての施策は。

平成26年度の普通地方交付税と臨時財政対策債が7月に決まりました。昨年と比較すると約3億円の減、当初予算と比較するとほぼ同額となっています。この結果、今年度は大幅なお金が残るとの予想はしがたいと判断しております。国の動向と町の財政状況についてお聞きをいたします。

次に、今後の基金の活用についてお聞きいたします。

平成23年度以降、さまざまな国の政策もあり、地方交付税が当初予算より多く交付されましたが、有効活用せず基金に積み続けました。その結果、平成25年度末見込みの財政調整基金と公共施設整備基金の合計は、平成22年度と比較して約19億円もふえ、約38億円となっています。

来年度以降、認定こども園に関わり、町の大きな政策予算も組まれるかと思えます。また、介護保険制度の改定で町独自の政策も必要です。とかく町は財政が大変と言い、町民からすると要求が通りにくいと思われがちです。

今後の財政の見通しはどうなっているのか、また基金を活用し、今大変な方々の生活を守る政策をもっと行うことも必要です。例えば、消費税引き上げによる影響で暮らしが大変な方々など、町民の要求はたくさんあると思えます。

以上、お聞きいたします。

2点目、子ども達が生き生き学び合える学校づくりのために。

子供たちが生き生き学び合える学校づくりのために、下記2点質問いたします。

1、国の教育委員会制度の改革と町の対応について。

教育は、子供の成長・発達のための文化的な営みであり、教員と子供との人間的な触れ合いが大切です。そのために、市長が直接介入することなく、教育委員会は独立機関

として保障され、教育に関することは教育委員会で決めてきたのです。

しかし、ことし6月、教育委員会制度が大幅に改悪され、1つには、現在の教育委員会委員長と教育長を一つにするとし、教育長を首長が任命するというもの、2つ目に、教育に関する大綱を首長が策定するというものです。このことにより、教育委員会は形だけになり、首長の支配下になりかねません。国の制度は変わっても、町独自の首長、教育長の考えで、教育の自主性、自由を守るべきです。その対応についてお聞きいたします。

2点目、町のコミュニティ・スクール事業について。

町は、今年度より、学校と保護者や町民が知恵を出し合い、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支えていく、地域とともにある学校づくりを進めています。そして、28年度より幼小中高一貫教育「かみしほろ学園」を開始するとしています。教育には、保護者や町民の協力はもちろん大切ですが、中心となるべきは直接子供たちとかかわっている教師です。最近、教育の管理と統制が強まっているように思います。また、学習指導要領の改訂で、教えるべき内容がきちんと整理されていない、また今後、道徳の科目化も検討され、真に学力をつけることからますます遠ざかろうとしています。

教育の町上士幌にするために、学校現場の先生方を中心に、創造的なダイナミックな教育ができる環境の保障、また子供たちに信につけるべき内容を科学的に検証することも必要です。どのように進めていくのかお聞きいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 山本和子議員の質問にお答えします。

まずは、平成26年度の財政状況と町民要求実現に向けた施策はであります。

平成26年度の財政状況と町民要求実現に向けた施策はということではありますが、初めに平成26年度の普通交付税でございますが、去る7月25日に総務大臣から閣議報告がなされ、各地方公共団体に対する交付額が決定したところであります。全国総額で15兆8,724億円、前年度と比較しますと1,663億円、1.0%の減少となっております。このうち、市町村分につきましては7兆4,191億円で、前年度に比べ1,945億円、2.6%の減となっております。

本町の交付税決定額は26億6,164万2,000円で、前年度比9.9%という大幅な減となっております。また、地方財源の不足に対処するための臨時財政対策債の発行可能額は1億9,726万3,000円、前年度比12.6%の減となり、普通交付税と対策債を合わせた実質的な交付税総額は28億5,890万5,000円で、前年度に比べ3億2,088万2,000円、10.1%の減となったところであります。当初予算で計上しました普通交付税と対策債の額をわずかに

上回る厳しい額となっております。

国の交付税総体が1.0%の減という中で、本町の減少が大幅となりました要因は、基準財政需要額の算定における個別算定経費の単位費用が減少しています中で、地域経済・雇用対策費が大幅な減額となったためであります。

この地方経済・雇用対策債は、地方財政計画に計上されました歳出特別枠の地域経済基盤強化・雇用等対策費に対応し、平成24年度から26年度までの3カ年において算定された交付税の臨時費目ですが、今年度の地方財政計画では、この歳出特別枠が1兆5,000億円から1兆2,000億円に大幅な削減となり、交付税の算定方法も大きな見直しが行われました。具体的には、人口1人当たりの単位費用が引き下げられたほか、人口密度の低い市町村などに対する割増補正の上限が引き下げられ、本町のように面積が広大で人口の少ない市町村が大幅な減になっているところであります。

このような中、次年度以降につきましても、地方税や交付税の原資となる国税収入が大幅に伸びることは期待できませんので、先行きは非常に不透明であり、歳入全体として厳しい状況はなお続くものと見込んでおります。引き続き国の動向を注視しながら、自主財源の確保と効率的な行政運営に努め、持続的なまちづくりに向けて健全財政の維持を図っていくことが重要であります。

次に、基金の活用についてのご質問であります。町では災害などの緊急事態や各事業、施策の目的達成に備え、各種基金を設けているところであります。町施策の推進に当たりましては、これまでも町民の生活状況、景気や経済の動向など、その時々状況に応じて緊急性やその効果の優位性などを判断し、生活支援や経済対策等の予算執行に当たってきているところであります。

町議会においてもご協議のとおり、老朽・分散化した公共施設の再編整備や医療・福祉の充実などに向け、大規模な財政支出が予定されているところであります。今年度工事を進めております認定こども園の建設、社会福祉法人上士幌福寿協会の介護福祉施設並びに社会医療法人北斗のクリニックと介護老人保健施設建設に対する財政支援、現在、基本設計を行っています生涯学習センターの改築は平成27年度を予定しており、その後においても将来を見据えた公共施設の再整備が予定されております。

これらの事業を実行していくために、さらには少子高齢社会に対応していくためには、これまで積み立てている貴重な基金に頼ることになります。また、一方、これらの事業のためには多額の地方債の借り入れが必要となり、これまでの借り入れと合わせた後年度の元利償還額も大きくなってまいります。これからの持続的なまちづくりにおいて、健全で計画的な財政運営を行っていくために必要な基金であることをご理解賜りたいと

思います。

○議長（杉山幸昭議長） 馬場教育長。

○馬場久男教育委員会教育長 続きまして、子ども達が生き生き学び合える学校つくりのためににつきまして、山本和子議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の国の教育委員会制度の改革と町の対応について申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることになりました。

今回の改正につきましては、教育の政治的中立性や継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革が行われるものであります。

具体的には4つのポイントがあります。

1つ目は、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置して、教育委員会の責任者を明確にするとともに、首長が直接教育長を任命することにより、任命責任を明確化しております。

2つ目は、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化により、教育委員会の審議を活性化するものであります。

3つ目は、首長と教育委員会の二者による総合教育会議を設置して、重点的に講ずべき施策や緊急に講ずべき措置等を協議・調整することにより、両者が教育行政の方向性を共有し、一致して執行に当たっていくことが可能になります。

4つ目は、総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整の上、教育に関する大綱を首長が策定し、地方公共団体としての教育政策に関する方向性を明確化し、それぞれが所管する事務等を執行していくというものであります。

今回の教育委員会制度の改革につきましては、教育委員会が首長の支配下になるというものではなく、引き続き教育行政の執行機関として維持されることになっております。また、首長は子育てや福祉等の事務等を所管するとともに、予算の編成・執行権限や条例の提出権を通じて教育行政に大きな役割を担っておりますので、総合教育会議において首長と教育委員会との意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有することにより、今まで以上に密接に連携して教育行政を担っていく体制になっていくものと捉えております。

2点目のコミュニティ・スクール事業についてお答えいたします。

コミュニティ・スクールとは、学校に教育の全てを任せきりにするのではなく、地域

も一定の責任と役割を果たしていこうという制度であります。国においては、第2期教育振興基本計画の中で、平成28年度までに全公立小中学校の1割（約3,000校）に拡大することを推進目標に掲げており、平成26年4月1日現在、全国で1,805校の公立小中学校がコミュニティ・スクールの指定を受けております。

文部科学省で掲げるコミュニティ・スクールにつきましては、各学校において学校運営協議会を設置し、校長の作成する学校運営の基本方針を承認する、学校の活動について校長や教育委員会に意見を述べられる、教職員の任用について教育委員会に意見を述べられるという3つの役割を持っております。

この制度を活用している実践校におきましては、この3つの役割のほかにも、保護者、地域住民の学校の教育活動に対する理解が高まり、母親たちによる運動会、学習発表会の小道具づくり、元教員による学習サポート、地域住民の力による学校だよりの作成、少年団・部活動における地域住民による指導など、幅広い活動が行われております。このように、家庭や地域がその役割を果たすことにより、教職員の活動をサポートし、教職員の力が一層発揮できる環境づくりにつながっていくものと考えております。

本町におきましては、このコミュニティ・スクール制度を、幼保小中高連携教育を推進する中でその基盤として活用したいと考えております。幼児から高校生までの教育につきまして、地域の子供は地域で育てるという環境を整備し、地域も責任と役割を果たすとともに、上土幌町教育目標を達成するため、現在、上土幌町教育ビジョン策定委員会を設置して、上土幌町教育ビジョンの策定を進めております。

今後におきましては、この教育ビジョンを受けて、幼保小中高連携教育の推進及びその基盤となるコミュニティ・スクール制度をどのように活用していくかを検討する（仮称）かみしほろ学園構想検討委員会を設置し、学校の教職員はもちろん、町民の皆様にも議論に参加していただきたいと考えております。また、この検討委員会では、文部科学省が掲げている学校運営協議会の設置や役割等にとらわれることなく、上土幌町に適した仕組みをどうつくり上げていくのか検討してまいります。

○議長（杉山幸昭議長） 山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 答弁が長くなって、質問時間がちょっと短いなという反省のもとで質問します。

最初に、財政の問題について質問いたしますが、答弁でいろいろ書かれておりますが、結果的に見ますと、地方交付税、財政対策債含めて約3億円、前年に比べたら少ないと。それによって、当初予算と比較すると、従来でしたら当初予算に比べて2億、3億、多いときには4、5億ぐらい多いときもあったんですが、今回は本当にわずか、私が計算

しますと八百数十万円しか多くないと。それで、今年度については差し引きそれほど財政的には、今年度だけで見れば余り余裕はないと私は判断いたしました。

それで、では当初予算どれぐらい基金を崩したかというのを見ますと、当初予算の話ですので、財政調整基金が500万円と公共整備基金5,000万円で、5,500万円の基金を崩しました。そして、結果的には今後どれくらい出し入れするかわかりませんが、来年の3月末までにいろいろ不用減なり執行残を整理しますと、普通なら1億円、2億円の残が出て、それを次年度に繰越金も含めて半分を基金に積むという仕組みになっていますので、多分今年度も基金自体はふえるんじゃないかなと私は想像していますが、その点についてどのようにお考えか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 現段階ではどうなるのかということをごここで申し上げるには、ちょっとまだ早過ぎるというふうに思っています。

○議長（杉山幸昭議長） 山本和子議員。

○8番（山本和子議員） わかりました。9月議会ですので、12月、来年3月もありますので、それはわかりました。

それでは、今までの基金の中で、私この質問の中での基金の残を言いましたが、それは決算前の見込みですので、決算後の基金を見ますとさらにふえていまして、財政調整基金と公共整備基金を合わせますと、平成25年度の決算額は40億1,134万円と、私の見込みよりもかなりまたふえています。その点含めて、どのように活用するのかという答弁の中で6点ほど上げられていました。災害のための問題と、それから公共施設の整備の今後の問題、これは学習センターがまだ残っていますので、多分それに該当するのかと。それから認定こども園、特老・老健については、それはある程度見通しがついて、地方債を借りながら交付税措置を受けるということで、多分ほぼめどがついていると思います。それから、地方債の借り入れなんですけど、私、一覧表、ずっと先までの、出し入れのあれも、一覧表、総務課のほうで持っていますが、それも前、見たことがあるんですけど、借りたらいつ何ぼ返すというのはずっと決まっていますので、それが極端にふえることがないと思うんです。それと、ここ数年、公共設備をつくっていますので、借金自体ふえていますので、公債の関係も、地方債もふえています。でも、それはそんなに極端にはふえるものではなくて、例えばもちろん総務課もわかっていますので、地方交付税が入りますので、例えばちょっと調べたんですが、平成26年度は地方債は62億円、一般会計そうなんですけど、25年度の償還は6億6,544万円返していますけれども、その中で交付税で入る分が4億3,872万円ですので、今現在、一般会計の地方債が62億円あ

っても、その中で交付税、次年度に入ってきますので、それは大体元金しか入りませんが、その中で返していけば、62億が全部借金じゃありませんので、そう考えると、それほど地方債についての見通し自体は極端にふえると私は思っていません。例えば認定こども園、これから学習センター建てかえ、あと庁舎のあれがあるかもしれませんが、それほどないのではないかと私は判断いたします。その点について質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 今あるから、どうお金を使うかということで、いろいろなご助言をいただいておりますけれども、この財政の健全化というのは、将来後々にわたって健全化はしっかりやっていかなきゃならんという問題なんですね。今だけ少しふえたから、それをすぐ今使おうというのはいかがなものかと思えます。

今回、特にふえているのがここ二、三年のことなんですね。思いっきりふえたのは。だから、それは先ほどの交付税が減ったところでもありますけれども、いわゆる地域経済・雇用対策費、この分で相当ふえたということでもあります。これは極めて一過性の問題であって、言ってみれば本来の姿に戻っているということと、それから28億円についても、一時から見ると相当減額になってきているということでもあります。全体的にスリム化をするにせよ、まだまだすべき、今お話しされたそういった近々の課題もありますけれども、それ以外にもたくさんかかる事業というのは出てくるというふうに思っております。

この周辺整備にしても、今、北斗病院が北側に接続しました。それで、旧北斗病院、恵愛会病院の後をどうするのかという問題、それからそれに伴う周辺の整備の問題、さらにはその以前に話が出ましたけれども、高齢者住宅だとか地域包括ケアを進めるためのさまざまな費用、いろいろなところにお金が余っているのではなくて、必要なときに必要なお金が常に使えるようにしておかなければならないというふうに思っておりますので、今少しあるからすぐ使いなさいよというのは、こんなうれしい話はありませんけれども、そうはいかないなど、そう思っております。

○議長（杉山幸昭議長） ここで15分間休憩といたします。

再開は5分前の予鈴をもってお知らせいたします。

(午後 1時59分)

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時10分)

○議長（杉山幸昭議長） 山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 今後の財政についてはなかなか見えないものがありますし、ここ数年基金がふえたという理由は、いろいろな国の政策の中で特別にいろいろやってくれたりとか、ここ24年からは先ほど言いました地域経済・雇用対策費が4億円、4億円と、26年度は2億と減りましたが、まあ来年度は全く見通しが無いと。そういうことはよくわかっております。ですから、ここまでのいいのか悪いのか、基金を残してくれたというのはありがたいことなのかもしれません。それをどう活用するかというのはこれからの課題になると思います。

先ほど1点、私、言っていないことがあるんですが、医療・福祉の充実というので担当者も言いましたので、これはこれから多分課題になるだろうと。介護保険が来年から変わりますので、町独自の介護保険の充実をどうするのかと。それから、保育料のこともありますし、減免するという問題、それから医療費の無料化も、今回の基金の中で要望がありました。その中では、274万円あれば高校まで無料化できるだろうという想定もされております。それから種々ありますが、あと私、よく言うのは、就学援助の拡大を広げなさいとよく言っているんですが、平成25年度の決算を見ますと、小中合わせて61人がその援助を受けているんですが、予算は422万円ですので、それを今1.3、生保の1.3になっていますが、それを1.5に基準を上げたとしても、多分100万か、ちょっとのことで拡大できると。それも一つの政策だと思います。それには何百万かかるわけでもありませんので、例えば300万、100万、500万で、確かにそれは経常経費になりますけれども、そういうことも含めて医療・福祉の充実にこれから積んだ基金を活用できるんじゃないかと、そういう点について質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 竹中町長。

○竹中 貢町長 今議員おっしゃったとおり、これから積み上げていくと結構な額になってくるのが今お話しされているようなことだというふうに思います。片方で減額するという事は、片方でそれは歳出がふえるということでもありますし、そういった面でのソフト事業に対する経費というのがこれから膨らんでくる可能性があると思う。

特に、前の質問でもありましたけれども、認定こども園としては幼稚園と保育所という2つの機能を持ったということでもありますので、そのための体制整備というのは相当ふやさなければならないということでもあります。そこは継続的に係る事業であります。さらには、この後コミュニティ・スクールの話も出てきますけれども、放課後の対策だとか、それから学童保育所の充実した内容、これは少子化対策、子育て支援という意味での質の問題をどうするかという問題が出てきますので、ただ単に箱物をつくってそれ

で終わりということではありません。今度はどんなふうにして魂を入れるかということ、これらを含めて少子化対策、あるいは子育て支援になってくるというふうに思っておりますから、そういったことを細かく積み上げていくとどんどんふえてくる可能性があるというふうに思います。

今話されました就学援助も、あるいは医療費の問題も、これもいわゆる地域の経済、あるいは働く人方が厳しいという環境の中だとすれば、安心して子育てするためのその整備として、これらも検討の範囲の中に入ってくるだろうなど、そんなふうに考えております。

○議長（杉山幸昭議長） 山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 財政の問題は、大体、やや一致しつつあると思うので、これで終わりにいたします。やっぱりこれから、建物自体はこれからは多分それほど新しいものはないと思います。やはり先ほど言いました高齢者福祉の問題から、教育のまちづくりでどういうふうにソフト事業を大事にするか、その点についてやっぱりお金が随分、それはずっと経常経費でかかりますので、それがこれから重要視されていくのかと。それも町長も認識されておりますので、それでしたらまた質問、これで終わります。

それで、次に教育の問題について質問したいと思います。

まず初めに、国の制度のかかわりで、委員会でも説明があり、私も多少意見交換させてもらったんですが、もともと教育委員会制度は、戦後の反省に基づいて、当時軍国主義という子供に対するいろいろな教育で締めつけていきながら、結果的には戦争に行き進んだと。その反省に基づいて、教育委員会制度が公選制でなりました。ところが、今は任命制になりまして、どちらかといえば教育委員会といいますか、仕事からいくと、ちょっと余り町民には見えないし、充実しているかといえばちょっと疑問にかかるところもあります。そういう点について、今回新たに別な形でかなりまた締めつけがあるんじゃないかと、その点について危惧されておりますが、それについて質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 馬場教育長。

○馬場久男教育委員会教育長 教育委員会の会議等含めて、充実に向けては教育委員会の中でしっかりと、現在抱えているいろいろな課題ですとか、児童生徒の状況等はしっかりと教育委員の皆さんに情報提供しながら、論議をして協議をしながら充実に向けて進めているところであります。

今回の制度で教育委員会の独自性が損なわれるのではないかというようなことかというふうに思いますが、決してそうではないというふうに思っています。今まで以上にしっかりと教育委員会の内部でいろいろな情報提供をしながら、子供たちのためにどうい

った環境をつくっていくのか、しっかりと論議をしていきたいというふうに考えています。

また、今回の制度改革は国の制度改革ですので、各市町村、自治体の中でなかなかこういうふうにしたというのなかなか言えないような状況になっていますけれども、そういった中でもできる限りの独自性を確保していきたいというふうに考えています。

○議長（杉山幸昭議長） 山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 馬場教育長の言うとおりになるといいなとも思うんですが、やはり国の制度で決まった以上は、システムのやらなきゃいけないと。今大変危惧するのは、大阪の橋下知事時代、それから市長時代にやったことが結構批判されていますので、新聞の中でも書いてありますように、橋下市政が教育委員会にかかわって教育の目標を市長が決めるだとか、教育の条例を決めるだとか、学力テストの学校別の公表をするだとか、あと民間校長を採用すると。でも、この民間校長が結構やめた方もおりますが、そういうふうに教育にいわゆる市長なり知事が介入したと、そのことが大変問題になっています。問題になりました。まだなっていますね。それに対して、安倍首相が、それが自分の理想とする教育だみたいなことを言っていますので、それが全国の市町村でそういうことになるのではないかと。

馬場教育長が言うように、町独自で、町長部局とも相談をしながらきちんと町の独立した教育の認識を持っていくというのは、それは大事な問題だと。その点についてきょう確認したいと。委員会でも確認させてもらって、そのように進めていくと。それから、いろいろ置いてもいい、置かなくてもいいものについては従来どおりやりたいということもあります。その点についてまた質問したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 馬場教育長。

○馬場久男教育委員会教育長 細かいことにつきましては、この首長と教育委員会の両方で総合教育会議というのが設置されていきますので、こういった中で具体的に論議はしていくというふうになっていくかなというふうに思っていますけれども、まあ現状でも町長の政策に基づいて教育委員会は基本的には動いていますので、独自性はあると言いながらも、これは町長の指示というか、そういった公約に基づいて進めてなきゃならないというのは、それはもう法的にも確かなことです。先ほども答弁で言いましたけれども、いわゆる予算編成権というのは首長にしかありませんので、そういった面でも、教育委員会はあくまでも予算についても要求、要望する立場にあると。そういうことですので、そういった面ではしっかりと連携を図って、意思疎通を図って今後進めていきたいというふうに考えています。

○議長（杉山幸昭議長） 山本和子議員。

○8番（山本和子議員） その点についてはよく把握しましたので、独自性を生かしつつも連携をとりながらやっていくと、その点については確認させてもらいました。

次に、コミュニティ・スクール事業と、それからかみしほろ学園構想について質問したいと思います。

コミュニティ・スクールについては国の制度ですので、それを活用するかしないかはこれからの検討課題だと思うんですが、平成26年にかみしほろ学園を立ち上げたいと、構想として。それについて、まだことしから視察とかを始めているものですから、多分それほど固まったものはないだろうと思うんですが、その点について質問したいと思うんですが、かみしほろ学園の構想を立ち上げるイメージとして、子供の認識、どういう子供に育てほしいとか、どういう子供にしたいとか、学校をどうしたいとか、そういうものがあって、学園構想があって、国の事業に乗れるかどうかだと思うんですよ。その点について、どんなふうな手順になっていくのか質問したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 馬場教育長。

○馬場久男教育委員会教育長 コミュニティ・スクール制度の検討につきましては、まだ具体的には検討段階に入っておりませんが、現在進めているのが、先ほど答弁しました教育ビジョンの策定ということで、骨子の最終案がまとまっております。今月から各小中学校の教職員の皆さんに説明して意見交換をして、今少しずつ進んでいる段階ですが、この後、各単位PTAの皆さんにもしっかりと説明したいというふうに考えていますし、またパブリックコメント等も通じて町民の皆さんの意見も吸い上げていきたいというふうに考えています。

この上土幌町教育ビジョンというのは、これからおおむね10年間、10年後を見据えた教育環境の整備をどういうふうに行っていくかということを具体的にこの教育ビジョンの中に盛り込んでいます。近いうちの議会の所管の委員会のほうでは協議する予定になっていますが、その辺でまた具体的に論議をしたいというふうに考えておりますけれども、この教育ビジョンは今、11月ごろをめどに策定をしたいと。その後、町民の皆さんにもしっかりと周知をしていきたいというふうに考えていますけれども、それに基づいて、コミュニティ・スクールという制度の導入に向けて具体的に検討していきたいと。それは視察研修もそうですし、具体的にどういったコミュニティ・スクールをつくっていくかと。上土幌ならではのコミュニティ・スクールをどういうふうにつくるのかということを具体的に検討していきたいというふうに思っています。

子供たち、本当に皆さんしっかりと頑張っていますけれども、やっぱり一人一人個性

がありますので、しっかりと子供たち一人一人の個性を大切にして、自己肯定感、あるいは自己有用感という、そういったものをしっかりと持ってもらって、夢や目標に向かって挑戦する、そういった子供になってほしいなど。いわゆる生きる力というのは、議員もよく学力向上の話をいろいろご指摘をいただいているところなんですけど、この辺の思考力だとか判断力だとか表現力とか、そういったものをしっかりと子供たちに身につけさせたいと、そういったことで考えています。また、教職員の皆さんにも、本来の業務である児童生徒の指導にしっかりとかわれるような体制をつくっていきたくて、そんなことで今考えています。

○議長（杉山幸昭議長） 山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 馬場教育長が言ったみたいなの、生きる力だとか、多分その目指す子供像とか、それについては多分同じだろうとは思いますが、そのことが見えてこないんですよ。何か先へ先へビジョンをつくるだとか、幼小中一貫教育だとか言われても、どういう子供像を目指すのかが見えてこないのに、先々行くと、何かちょっと待てよという気持ちになるんですが、たまたま私、前に犬山市の教育委員会の学力テストに参加するしないのときに教育委員会で発行した本をよく読んで、また見直したんですが、その中で目指す子供像というのは、みずから学んで将来にわたって学ぶことをできる子供にすると。それから、例えばじゃどういう学校づくりがどういうのがいいかといったら、先生も子供も行きたくなるような学校を目指す。それで、それにいくのは子供と教員が主なんです。そういう学校づくりを目指す。それで、ああ、いいなと思って、さらに犬山の教育プランをインターネットで26年度、引いてみました。

その中で、目標、目指すべき基本理念が、学ぶ心を育む、学びを深める、学びを広げる、これは多分同じだと思うんですよ。それで、8つの方策がありまして、質の高い学びをつくる、これは押しつけじゃなくて環境をつくると。少人数学級、30人以下学級をつくるだとか、学ぶ権利を、環境を整えるだとか、例えばみずから学び、学び続ける気持ちを育む中で図書館司書を置くと。これは市ですので、各学校に司書を1人配置するという、あと栄養教員を置くとかね、そういうふうに関環境整備、物すごく力を入れながらやっている。給食も自校給食とかね、栄養教員を配置するとか。そういうことを含めながら、そこの中に教諭を中心、子供中心にどうすると、その最後に、最後といったら失礼かな、一番8つ目のところに、学校、地域、家庭で子供たちの安心・安全に努めますと。ですから、子供がいて、学校がいて、教育委員会もいて、その周りに地域があるというふうな、そういう形なのかなと私は思って、これを把握しました。

その点について、ここのイメージ図の中で、学校運営協議会、保護者、町民、校長、

一般教諭がちょっと下のほうで、教育委員会が後でちょっと下のほうにいて、保護者、町民が上に行く、これは何も意味がないかもしれませんが、あ、違うんではないかなと。子供がいて教員がいて、子供たちが、教員が本当にどういったら子供のために学校づくりできるかと、楽しく勉強できるかと、それを支えるために何が必要かと、30人学級なのか、図書館司書なのか、ちょっとわかりません、いろいろね。その中に、じゃ保護者がどういうふうにかかわることができるかというふうに行くんじゃないのかなと思うんですが、これ見ると何か逆転しているような気がして、それは多分ないと思います。その点について質問したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 馬場教育長。

○馬場久男教育委員会教育長 質問のとおり、私も同じように考えておりますけれども、決して教職員の皆さんが下のほうとかそういう考えは全くありませんので、当然学校は子供たちがいて先生がいると、当然のことですが、そこが中心になるのは当然のことです。そこに先生方がしっかりと学校で子供たちを指導できる体制をつくってあげたいということで、このコミュニティ・スクール、（仮称）かみしほろ学園構想というのをこれから具体的に検討しようというふうに考えているところです。

このかみしほろ学園構想についても、校長、教頭だけではなくて一般の教職員の皆さんの意見もしっかりと聞いて進めていきたいというふうに考えていますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思っていますし、この少人数、30人学級等のこういった少人数指導については、またしっかりと道教委なり、要望をこれからも引き続き上げていきたいというふうに思っていますけれども、実際には上土幌小学校は今ティームティーチングということで、1年生と2年生についてはTTを町独自で雇用して配置をしています。また、特別支援の支援員についても、上小に2人と上中に1人ということで、今年度は3人配置をしています。そういった先生方が本当に仕事をしやすいような体制というのは、しっかりまたつくっていききたいと。それから、文部科学省が進めている指導方法工夫改善の加配ですとか巡回指導教員とかいろいろな制度がありますので、そういった文部科学省の制度にもしっかりと要望を出しながら、教職員の体制というのをしっかりつくっていききたいというふうに考えています。

○議長（杉山幸昭議長） 山本和子議員。

○8番（山本和子議員） ここで確認できたのは、教育委員会がやることは、さっき言われたティームティーチング含めて環境整備の問題をやっぱり中心にやるということで、教育の中身まではなかなかそれは難しい問題だと思うんですよ。教育の中身まで言うと、私、いろいろ言いたいこと出てくるので、それはちょっと今回避けたいと思うんですが、

果たして本当に真に学ぶ力、学力をつけるような、これに書いてある質の高い教育を実現するというけれども、今の文科省の指導要領が質の高い教育なのかなって若干首かしげること多々あります。でも、それは、つくったらそれに従わなきゃいけないので、それを批判するとかしないとかは教育委員会の立場ではないと思いますので、それも含めて教育の内容についてはきちんと学校にお任せすると、教師集団に。それで、やっぱり環境整備を重点的にやるべきだと私は思っています。

具体的な質問なんですが、ビジョンが11月ぐらいにできると。それから、その後について、視察に行くのか、視察についてはもう行かれたのかどうか。視察に行くというのは、ある程度の目指すものがあるから行くんだと思うんですよ。視察に行ってから決めるんじゃないで、こういうものをしたいので、ここに行ったらいいかなという目標があって視察に行くんだと思うんですが、まだ視察は行ってないだろうと思うんで、その点について質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 馬場教育長。

○馬場久男教育委員会教育長 視察につきましては、具体的に、例えば実施している学校に視察に行くとか、そういうのはまだこれからなんですが、実際にはコミュニティ・スクールの全国の集会のようなそういった会議には担当職員が既に参加して、しっかりと研修を受けてきたりとか、そういった活動は進めています。

○議長（杉山幸昭議長） 山本和子議員。

○8番（山本和子議員） すると、どこかの町のモデルがあるわけじゃなくて、制度の活用についての視察ということでもいいのかどうかと、あと、これから委員会にかかるというので、そのときにまた詳しく私も意見交換したいなと思うんですが、ビジョンの策定が4月から始まって、随分早くできたなという気もするんですが、あともう1点は、28年度から始めたいといっても、もっともっといろいろな意見を出しながらやらないと、何か今回は教育委員会と町長部局と多分一緒に検討していると思うんですが、それが先へ先へと行くんじゃないかと。もうちょっとどういうことを目指すのか、幼小中高まで行くわけですので、その点をきちんとやっていかないと、何かちょっと先走りするような気がして、28年からという、文科省のあれが28年で切れるんですか。何かちょっとわかりませんが、その制度に必ず乗るということじゃなくて、きちんと議論を尽くしてから制度を始めたらいいいのかなと思って、その経過について質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 馬場教育長。

○馬場久男教育委員会教育長 文科省の補助につきましては2年間ということなんですが、これにつきましてはほんの一部の部分しか補助対象になりませんので、その文科省の補

助が2年間だから2年間で検討というわけではありません。ただ、期限を長くするとどうしても間延びするということもありますので、当面は26年と27年の2年間でこのコミュニティ・スクールについてしっかりと検討すると。それで、28年度の当初から、目標としてはそこで導入なんですけど、検討の状況によっては1年間おくらせるということも視野に入れながら現在検討を進めています。

○議長（杉山幸昭議長） 山本和子議員。

○8番（山本和子議員） ここだけでどうのこうの、これからビジョンの提案があったりとか、あといろいろな方と、町民と話し合いをしたり、いろいろな教育委員会の中での議論も踏まえながら多分これら進むんだらうと思うんですよ。それは、これからの私自身の課題にもしまして、今回質問をこれで終わりにいたします。答弁があればお願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 馬場教育長。

○馬場久男教育委員会教育長 先ほどから話のあった認定こども園が来年4月からスタート、それから学童保育所も来年4月から直営にする予定で今進めています。その後、生涯学習センターの建てかえで、学童保育所もこの学習センターの中に入ると。そういった面で、非常にこの子育て、教育の環境が大きく変わるということで、そういったものも総合的に判断しながら進めていきたいというふうに考えています。

また、今年度は土曜学習推進事業ということで、土曜日に年間18回、言葉遊び、それからサイエンス、英語ということで、これは幼児も含めて、幼児と小学生を対象にスタートしています。これは土曜授業ということではありません。学校の先生方になるべく負担をかけないということを基本にして、NPOに今年度は委託をして事業を実施しております。こういったものも継続しながら、しっかりと総合的に子供たち、それから先生方がしっかりと活動できる、また学べる、そういった教育環境の整備をつかっていきたいというふうに考えていますので、よろしく申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 終わりにしますが、土曜授業もいいんですが、従来やっているいろいろな活動を大事にしてほしいと思うんですよ。従来やっているいろいろな活動ありますね。土曜日にやっている活動あります。私もやっている活動もあるんですが、それをやっぱり基本にしていかないと、土曜日ばかりやっちゃうと、それに拘束されちゃって、逆に今まで歴史を持って大事にしてきたことができなくなるということもあるので、やはり積み重ねてきた教育委員会の活動ありますね。学習ラリーも今年度ありますし、この間新しくできた子どもまつりもそうですが、そういうものをきちん

と踏まえた上で新たな事業をふやしていかないと、これありきでいくと、逆に今までやった活動がなくなっていくというのは物すごくマイナスだと思う。その点きちんと整理しながら進めてほしいと。多分わかっていると思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 馬場教育長。

○馬場久男教育委員会教育長 おっしゃるとおりです。部活とか少年団をやっているお子さんもいますし、それから教育委員会がやっている子ども夏まつり、冬まつりですか、それから体験活動ですね、体感塾も、しっかりとこれからも引き続き進めていきますし、先日の芸術鑑賞会も、本当に来ていた子供たちは大喜びで、すごくいい芸術鑑賞会だったというふうに私も思っていますので、こういった体験活動だとか子供たちのそういった情操教育というんですか、そういったものもしっかりと続けながら進めていきたいというふうに考えています。

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、8番、山本和子議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

暫時休憩します。

(午後 2時37分)

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時37分)

◎報告第3号及び報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（杉山幸昭議長） 日程第10、報告第3号平成25年度上土幌町財政健全化判断比率の報告について、日程第11、報告第4号平成25年度上土幌町公営企業資金不足比率の報告について、以上2件を一括して議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに報告の説明を求めます。

早坂企画財政課長。

○早坂清光企画財政課長 ただいま上程されました報告第3号平成25年度上土幌町財政健全化判断比率の報告について、報告第4号平成25年度上土幌町公営企業資金不足比率の報告についてを一括してその内容をご説明、ご報告申し上げます。

財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率は、平成19年度に制定されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

初めに、報告第3号平成25年度上土幌町財政健全化判断比率の報告についてご説明い

たします。

なお、あわせまして、参考資料としまして配付いたしました平成21年度以降の健全化判断比率の推移も参考にご参照願います。

それでは、報告第3号の2ページ目、健全化判断比率報告書をごらん願います。

各比率の括弧書きは、それぞれの指標の早期健全化基準を表示しています。参考欄につきましても、黒字であったため比率が算定されなかったものの、計算結果を参考として記載したものであります。

この財政健全化判断比率は、4つの比率から成っています。

実質赤字比率につきましては、普通会計の赤字の程度を指標化したものであります。本町の場合、一般会計が対象となりますが、黒字決算となっておりますので数値が算出されなかったものであります。

連結実質赤字比率につきましては、特別会計及び公営企業会計を含めた全ての会計を対象にし、町全体としての赤字の程度を指標化したものであります。本町の場合は、一般会計及び5特別会計を合わせたものが対象となりますが、黒字決算となっておりますので数値が算出されなかったものであります。

次に、実質公債費比率につきましては、全ての会計における地方債元利償還金と一部事務組合の償還金負担分、公債費に準ずる負債の償還金を合わせたもので、町の経常的な収入に対する借金の割合を指標化したものであります。比率には、平成23年度から3カ年の平均数値が用いられ、平成25年度は6.5%となっており、前年度の7.4%に比較して0.9%減少しております。この減少の主要因としましては、普通交付税が見込みよりも多く交付されたこと等によるものであります。

次に、将来負担比率につきましては、全ての会計と、加入している一部事務組合、第三セクター等が将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模を基本とした額に対する比率であります。すなわち、町の支払わなければならない借金や負担金等の残高の程度を指標化し、将来的に財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものであります。本町においては、負債が標準財政規模を基本とした額を下回っていることから、数値が算出されなかったものであります。

以上の4つの指標全てにおいて、括弧書きに記載しております早期健全化基準を下回っております。

また、指標の財政健全化判断比率につきましては、その算定の基礎となる資料を付して監査委員の審査に付し、別紙のと通りの意見をいただいておりますのでご参照をお願いいたします。

次に、報告第4号平成25年度上士幌町公営企業資金不足比率の報告についてをご説明申し上げます。

2ページ目の資金不足比率報告書をごらん願います。

公営企業の資金不足比率につきましては、水道事業会計、公共下水道事業会計の2会計とも黒字決算となっていますことから数値が算出されなかったものであり、右側欄に記載しております経営健全化基準を下回っております。

また、指標の資金不足比率につきましては、その算定の基礎となる資料を付して監査委員の審査に付し、別紙のと通りの意見をいただいておりますので、ご参照願います。

以上、報告第3号並びに報告第4号を一括してご説明、ご報告とさせていただきます。

○議長（杉山幸昭議長） 報告の説明が終わりましたので、これより2件を一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって、報告第3号及び報告第4号に対する質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号及び報告第4号を報告済みとし、報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は5分前の予鈴をもってお知らせいたします。

（午後 2時44分）

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時51分）

◎同意第1号から同意第3号の上程、説明、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第12、同意第1号固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第13、同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第14、同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上3件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに町長から提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

○竹中 貢町長 ただいま上程されました同意第1号、同意第2号、同意第3号の固定資産評価審査委員会委員の選任について、一括して提案理由と内容をご説明申し上げます。

初めに、同意第1号について、固定資産評価審査委員会委員であります高橋昭博氏が、

平成26年9月15日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を後任として選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

住所、上士幌町字上士幌東3線250番地。氏名、高橋昭博氏。生年月日、昭和45年3月17日であります。

続いて、同意第2号について、固定資産評価審査委員会委員であります片寄繁之氏が、平成26年9月15日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を後任として選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

住所、上士幌町字上士幌東3線235番地。氏名、片寄繁之氏。生年月日、昭和24年2月26日であります。

次に、同意第3号について、固定資産評価審査委員会委員のうち1名について平成26年9月15日をもって任期満了となるため、新たに次の者を後任として選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

住所、上士幌町字居辺東12線299番地。氏名、兼子義雄氏。生年月日、昭和27年7月31日であります。

以上、同意第1号、同意第2号、同意第3号固定資産評価審査委員会委員の選任について、一括して提案理由のご説明を申し上げます。ご審議の上、ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたが、本件は人事案件でありますので、質疑及び討論については議会運用例第105条の2の規定により、これを省略いたします。

これより直ちに採決を行います。

初めに、同意第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、同意第1号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、同意第2号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、同意第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、同意第3号は原案に同意することに決定いたしました。

◎同意第4号の上程、説明、採決

○議長(杉山幸昭議長) 日程第15、同意第4号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに町長から提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

○竹中 貢町長 ただいま上程されました同意第4号教育委員会委員の任命について、提案理由と内容をご説明申し上げます。

教育委員会委員であります西田英豊氏が、平成26年9月30日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を後任として任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

住所、上士幌町字上士幌138番地。氏名、西田英豊氏。生年月日、昭和27年3月23日であります。

以上、同意第4号教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議の上、ご同意くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(杉山幸昭議長) 提案説明が終わりましたが、本件は人事案件でありますので、質疑及び討論については議会運用例第105条の2の規定により、これを省略いたします。

これより直ちに同意第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、同意第4号は原案に同意することに決定いたしました。

ここで15分間休憩といたします。

再開は5分前の予鈴をもってお知らせいたします。

(午後 2時57分)

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時08分）

◎認定第1号から認定第6号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（杉山幸昭議長） 日程第16、認定第1号平成25年度上土幌町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第2号平成25年度上土幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第3号平成25年度上土幌町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第19、認定第4号平成25年度上土幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第20、認定第5号平成25年度上土幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第21、認定第6号平成25年度上土幌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、以上6件を一括して議題といたします。

初めに、認定案について理事者から提案理由の説明を求めます。

千葉副町長。

○千葉与四郎副町長 ただいま上程されました認定第1号から認定第6号、平成25年度上土幌町一般会計歳入歳出決算の認定ほか5特別会計の歳入歳出決算の認定について、その決算の概要をご説明申し上げます。

まず初めに、平成25年度決算総括及び決算収支の状況につきましてご説明を申し上げます。

附属資料の平成25年度決算に係る主要な施策報告書1ページ及び2ページにまとめておりますので、ご参照願います。

一般会計及び5特別会計を合わせた全会計の予算総額は97億3,934万8,000円で、平成24年度と比較いたしますと8億312万6,000円の増額となっております。この予算の執行結果につきましては、歳入においては92億7,012万5,000円の決算額となり、予算総額と比較して4億6,922万3,000円の減、収納率は95.2%となっております。

一方、歳出におきましては、決算額87億9,314万9,000円で、予算総額と比較して9億4,619万9,000円の執行残、予算執行率は90.3%となったところでございます。

このような歳入歳出の決算額における形式収支は、一般会計及び5特別会計の全てにおいて黒字となり、その黒字総額は4億7,697万6,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支も2億8,761万1,000円の黒字となったところでございます。

一般会計、国保特別会計及び介護保険特別会計においては、実質収支の黒字額から総額1億4,700万6,000円を条例の規定によって基金に繰り入れたところでございます。

次に、各会計の決算の状況を申し上げます。

一般会計であります。最終予算額78億1,667万7,000円に対し、歳入決算額は73億5,675万6,000円、予算額に対して4億5,992万1,000円の減、収納率で94.1%になりました。歳出の決算額は69億15万4,000円、予算額との比較で9億1,652万3,000円の執行残、執行率において88.3%となり、歳入歳出差引額で4億5,660万2,000円の黒字決算となりました。また、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は2億6,723万7,000円の黒字決算となっております。

次に、国保会計でございます。最終予算額8億529万2,000円に対して、歳入決算額は8億160万9,000円となり、予算額との比較で368万3,000円の減、収納率で99.5%となりました。一方、歳出決算額は7億9,804万3,000円、予算額との比較で724万9,000円の執行残、執行率は99.1%となり、歳入歳出差引額及び実質収支額で356万6,000円の黒字決算となっております。

次に、水道会計でございます。最終予算額3億4,910万3,000円、歳入決算額3億4,862万1,000円、予算額との比較で48万2,000円の減、収納率で99.9%となっております。歳出決算額は3億4,809万6,000円、予算額との比較で100万7,000円の執行残、執行率は99.7%、歳入歳出差引額及び実質収支額で52万5,000円の黒字決算でございます。

次に、後期高齢者医療会計につきましては、最終予算8,411万8,000円、これに対して歳入決算額は8,462万1,000円、予算額との比較で50万3,000円の増、収納率100.6%となっております。歳出決算額は8,193万1,000円、予算額との比較で218万7,000円の執行残、執行率97.4%となりました。歳入歳出差引額及び実質収支額で269万円の黒字決算でございます。

次に、下水道会計につきましては、最終予算額2億2,692万7,000円、これに対して歳入決算額2億2,355万9,000円、予算額との比較で336万8,000円の減、収納率98.5%となっております。また、歳出決算額は2億2,317万2,000円となり、予算額との比較で375万5,000円の執行残、執行率で98.3%、歳入歳出差引額及び実質収支額で38万7,000円の黒字決算となっております。

最後に、介護保険会計の決算状況についてご説明を申し上げます。最終予算額4億5,723万1,000円、これに対して歳入決算額4億5,495万9,000円、予算額との比較で227万2,000円の減、収納率で99.5%となりました。一方、歳出決算額は4億4,175万3,000円、予算額との比較で1,547万8,000円の執行残、執行率96.6%、歳入歳出差引額及び実質収支額で1,320万6,000円の黒字決算となっております。

以上、平成25年度各会計の決算状況についてご説明をいたしました。ご審査の上、ご

認定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 次に、議会運用例第60条の規定により、監査委員より決算審査の意見を求めます。

新田勝幸代表監査委員。

○新田勝幸代表監査委員 平成25年度の上士幌町一般会計及び5特別会計の歳入歳出決算並びに基金運用状況につきまして、代表監査委員の私と中島監査委員によりまして、実質28日間を要し、必要に応じて各課部局の担当職員から事情聴取をするなど、慎重かつ厳正に審査をいたしました。

審査の結果につきましては、別紙平成25年度決算審査意見書、決算審査の概要のとおりでございますので、ごらんいただきたいと存じます。

第1、審査の対象、（1）上士幌町一般会計、（2）上士幌町国民健康保険特別会計、（3）上士幌町水道事業特別会計、（4）上士幌町後期高齢者医療特別会計、（5）上士幌町公共下水道事業特別会計、（6）上士幌町介護保険特別会計でございます。

第2として、審査の期間でございますが、平成26年7月22日から8月28日まで、実質28日間でございます。

3番、審査の場所でございますが、監査委員室で行いました。

4番目として、審査の方法です。

1、平成25年度上士幌町一般会計及び5特別会計については、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書に基づき審査を行いました。

2、審査に当たっては、①決算の計数は、証書類及び関係諸帳簿と符合し、正確であるか。②予算が議会の議決の趣旨に沿って執行されているか。基金については、基金条例の趣旨に沿って運用されているか。③収入、支出、財産の管理及び基金の管理運用等の財務に関する事務等が、地方自治法その他関係法規に準拠し、適正に処理されているか。以上の3項目に重点を置き、例月出納検査の結果も考慮し、関係職員から事情聴取するなどにより慎重に審査をいたしました。

審査の結果、平成25年度上士幌町一般会計及び5特別会計歳入歳出決算額は、証書類及び関係諸帳簿と照合し、相違ないことを確認し、予算の執行及び収入、支出等の財務に関する事務等について、適正に執行されたものと認めるものであります。

以上、平成25年度決算審査結果とさせていただきます。

○議長（杉山幸昭議長） 認定案件6件の提案説明及び監査委員の決算審査意見が終わりましたので、これより質疑を行います。認定案件6件に対する質疑は、議会運営委員

長の報告にありましたように、決算審査特別委員会を設置して、これに付託の上、審査したいと思いますので、認定案件に対する詳細な質疑は決算審査特別委員会において行うようご協力願います。

また、監査委員の決算審査意見に対する質疑は、議会運用例第58条の3第2項の規定により、決算審査特別委員会において行うことができますので、大綱的な質疑にとどめ、詳細な質疑は決算審査特別委員会において行うようご協力願います。

それでは、これより質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 以上をもって質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第6号までの平成25年度一般会計ほか5特別会計の決算認定の審査については、議長及び監査委員を除く9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに6件を一括して付託し、審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第6号までの平成25年度一般会計ほか5特別会計の決算認定の審査については、議長及び監査委員を除く9名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに6件を一括して付託し、審査することに決定いたしました。

◎決算審査特別委員会委員長、副委員長の互選について

○議長(杉山幸昭議長) ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第3項の規定により委員会において互選することになっておりますが、議会運用例第113条の1の規定により、あらかじめ議会運営委員会において協議いたしました。

ここでお諮りいたします。

この際、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選の方法は、議長の指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長は、議長において指名することに決定いたしました。

それでは指名いたします。

決算審査特別委員会の委員長に3番、山本弘一議員を、副委員長に4番、中村保嗣議員を指名いたします。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会の委員長に3番、山本弘一議員を、副委員長に4番、中村保嗣議員を選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員長に3番、山本弘一議員を、副委員長に4番、中村保嗣議員を選任することに決定いたしました。

◎議案第46号及び議案第47号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(杉山幸昭議長) 日程第22、議案第46号上士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第23、議案第47号上士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、以上2案を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

高橋保育課長。

○高橋 智保育課長 ただいま一括して上程されました議案第46号上士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について並びに議案第47号上士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

お手元に配付の議案第46号関係をご参照ください。

1ページをごらんください。

初めに、条例制定の背景であります。平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとなりました。

平成27年4月からの施行を予定しています子ども・子育て支援制度では、認定こども園や幼稚園、保育所などの特定教育・保育施設に対する共通の給付「施設型給付」と、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育などの特定地域型保育事業に対する「地域型保育給付」制度が創設され、多様な施設の事業の中から利用者が選択できる仕組みとなります。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準につきましては、国が定める基準に従い、または参酌して、各自治体が条例で定める必要があることから、子ども・子育て支援法第34条第3項及び第46条第3項の規定により条例を制定するものであります。

次に、2番目の本町の条例の考え方についてであります。本町では国の基準を上回る内容や異なる内容を定める特段の事情、地域の特殊性は認められないと考え、国が定める基準のとおり条例を制定してまいります。

次に、3番目の条例の概要であります。第1章では、第1条でこの条例の趣旨を定め、第2条で用語の定義を定めております。

お手元の資料の5ページから7ページに用語の説明を添付しておりますので、ご参照下さい。

次に、第3条で事業者の一般原則を定めております。

第2章では、第4条から第36条で特定教育・保育施設の運営に関する基準を定め、第3章では、第37条から第52条で特定地域型保育事業者の運営に関する基準を定めております。

初めに、第4条では、特定教育・保育施設の利用定員を20人以上と定め、第37条で特定地域型保育事業の利用定員を定めております。

利用定員につきましては、2ページ上段をご参照ください。

次に、第5条及び第38条から第9条及び第40条では、利用の申し込みや認定等の事務手続等について定め、主な内容は記載のとおりであります。

第11条及び第42条では、関連施設との連携について定め、第13条及び第43条では、利用者負担額の受領について定めております。

3ページをごらんください。

第15条及び第44条から、4ページの第34条及び第49条では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に係る施設の運営に関する規定を定めており、主な内容は記載のとおりであります。

次に、4ページの第35条で、1号認定子どもが保育所から提供を受ける特別利用保育の基準を定め、第36条で、第2号認定子どもが幼稚園から提供を受ける特別利用教育の基準を定めております。

次に、第51条で、第1号認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合の基準を定め、第52条で、第2号認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合の基準を定めております。

最後に、附則としまして、第1条でこの条例の施行の日は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行するものであります。

次に、お手元に配付の議案第47号関係をご参照ください。

初めに、条例制定の背景であります。子ども・子育て支援制度では、家庭的保育事業や小規模保育事業などの家庭的保育事業等については、ゼロ歳から2歳児を対象とした市町村による認可事業として地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとなります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、国の基準に従い、または参酌して、各市町村において基準を定める条例を制定することが必要となったことから、児童福祉法第34条の16第2項の規定により条例を制定するものであります。

次に、2番目の本町の条例の考え方についてであります。本町では国の基準を上回る内容や異なる内容を定める特段の事情、地域の特殊性は認められないと考え、国が定める基準のとおり条例を制定してまいります。

次に、条例の概要であります。第1章では家庭的保育事業等の全体の総則について定めており、第1条でこの条例の趣旨を定め、第2条で最低基準の目的について定めております。

第3条、第4条には設備及び運営についての最低基準の向上について定め、第5条では事業者等の一般原則を定めております。

次に、2ページをごらんください。

第8条から第10条で職員の一般的要件、知識及び技能等について定め、第11条から第21条では施設の運営に関する規定について定めており、主な内容は記載のとおりであります。

次に、第2章では家庭的保育事業について定めております。家庭的保育事業とは、利用定員が1人以上5人以下の事業であり、第22条で設備の基準を定め、3ページの第23条で職員の資格及び配置等について定めております。

第24条から第26条で運営等について定め、主な内容は記載のとおりであります。

次に、第3章では小規模保育事業について定めております。

小規模保育事業A型につきましては、利用定員が6人以上19人以下の事業であり、第28条で設備の基準を定め、第29条で職員の資格及び配置等について定めており、職員は保育士と定めております。

第30条で、第24条から第26条の準用について定めております。

次に、4ページをごらんください。

小規模保育事業B型につきましては、利用定員が6人以上19人以下の事業であり、第28条で設備の基準を定め、第31条で職員の資格及び配置等について定めており、保育士の割合を2分の1以上としております。

第32条で、第24条から26条の準用について定めております。

次に、小規模保育事業C型につきましては、第33条で設備の基準を定め、第34条で職員の配置について定め、第35条で利用定員を6人以上10人以下と定めております。

第36条で、第24条から第26条の準用について定めております。

次に、5ページの居宅訪問型保育事業につきましては、利用定員が1人の事業で、第37条で事業内容を定め、第38条で設備及び備品について定め、第39条では職員の資格及び配置について定めております。

第40条では連携施設の確保について定め、第41条で第24条から第26の準用について定めております。

次に、第5章では事業所内保育事業について定めておりますが、事業所内保育事業とは、企業等が主として従業員の子供のほか、地域において保育を必要とする子供にも保育を提供する事業であり、第42条で利用定員を定め、第43条で設備の基準を定めております。

7ページに利用定員の区分に応じて設けるその他の乳幼児の数を記載しておりますので、ご参照ください。

次に、6ページをごらんください。

第44条及び第47条で職員の資格及び配置について定め、第45条で連携施設の確保について定め、第46条では第24条から26条の準用について定めております。

最後に、附則としまして、第1条でこの条例の施行の日は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するものであります。

以上、議案第46号上士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について並びに議案第47号上士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げました。ご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより2案について一括して質疑を行います。

質疑はありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) これをもって2案に対する質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております2案は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教厚生常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、2案は総務文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(杉山幸昭議長) 日程第24、議案第48号上土幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

高橋保育課長。

○高橋 智保育課長 ただいま上程されました議案第48号上土幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

お手元に配付の議案第48号関係をご参照ください。

初めに、条例制定の背景であります。平成24年8月に子ども・子育て支援法が成立し、関連する法律とともに幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援を総合的に推進することとなり、放課後児童健全育成事業の設備及び運営については、国が定める基準に従い、または参酌して各自治体が条例で基準を定めることが必要となったことから、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき条例を制定するものであります。

次に、2の事業内容であります。学童保育所や放課後児童クラブ等、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものであります。

次に、本町の条例の考え方ですが、本町では国の基準を上回る内容や異なる内容を定める特段の事情、地域の特殊性は認められないと考え、国が定める基準のとおり条例を制定してまいります。

次に、条例の概要についてご説明申し上げます。

第1条でこの条例の趣旨を定め、第2条から第4条では最低基準の目的及び向上について定めております。

2ページをごらんください。

第5条では事業の一般原則を定め、第7条、第8条及び第10条では、職員の一般的要件、知識及び技能の向上、人数及び資格等について定め、放課後児童支援員の数は支援の単位ごとに2人以上とし、1つの支援の単位を構成する児童の数はおおむね40人以下と定めております。

第9条では設備の基準を定め、専用区画の面積は児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないと定めております。

次に、第11条から3ページの第21条には施設の運営に関する基準を定めており、第18条で開所時間について、小学校の授業の休業日については1日8時間以上、休業日以外の日については1日3時間以上と定め、開所日数については原則1年について250日以上と定めております。その他、主な内容は記載のとおりであります。

最後に、附則としまして、第1条でこの条例の施行の日は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日から施行するものであります。

以上、議案第48号上士幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明申し上げました。ご審議いただき、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第48号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって議案第48号に対する質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教厚生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は総務文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第25、議案第49号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

高嶋総務課長。

○高嶋幸雄総務課長 ただいま上程されました議案第49号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

このたび、本町が構成団体となっています一部事務組合である北海道市町村職員退職手当組合に新たに加入する団体があるため、地方自治法第286条第1項の規定により組合規約の変更が必要となることから、組合規約の変更に関して議会の議決を求めるものであります。

具体的な変更内容をご説明いたします。

北海道市町村職員退職手当組合につきましては、市町村職員の退職手当支給事務を行っている一部事務組合であります。

詳しい変更内容は、議案第49号関係、北海道市町村職員退職手当組合規約新旧対照表をご参照願います。

下線部分が変更部分であります。

別表、組合を組織する市町村及び市町村の一部事務組合名のうち、根室の項中の中標津町外2町葬祭組合の次に、根室北部廃棄物処理広域連合を追加するものであります。

なお、附則で、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとするものであります。

以上、提案理由と内容についてご説明させていただきました。ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第49号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって議案第49号に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第49号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号から議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第26、議案第50号平成26年度上土幌町一般会計補正予算（第4号）、日程第27、議案第51号平成26年度上土幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第28、議案第52号平成26年度上土幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）、3案を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

千葉副町長。

○千葉与四郎副町長 ただいま上程されました議案第50号から52号までの平成26年度一般会計並びに各特別会計補正予算の内容を申し上げます。

補正総額は3億1,959万円の追加補正となります。補正後の予算規模は、一般会計並びに5特別会計の総額で92億5,984万2,000円となります。

それでは、予算補正を行う各会計の内容を申し上げます。

議案第50号一般会計補正予算（第4号）でございます。

1ページをごらんください。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億1,048万4,000円を追加し、総額を74億8,716万円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページ第1表のとおりでございます。

第2条では、地方債補正といたしまして、過疎対策事業債の限度額を10億8,480万円から10億4,770万円に変更補正をいたします。

また、臨時財政対策債の限度額を1億9,923万2,000円から1億9,726万3,000円に変更補正をいたします。

歳出のうち、増額補正の主なものといたしましては、ふるさと納税特産品発送事業2億2,652万円、移住促進・二地域居住事業300万円、子育て少子化対策フォーラム開催事業220万円、福祉灯油等支給事業456万2,000円、介護老人福祉施設等整備費助成事業2,529万6,000円、認定こども園建設事業109万9,000円、幼児和太鼓購入事業326万円、学童保育所送迎車両購入事業388万5,000円、合併処理浄化槽整備費助成経費340万円、予防接種経費241万3,000円、青年就農給付金事業150万円、農地・水保全管理支払交付金事業124万2,000円、十勝大雪森林組合出資経費178万6,000円、牧場用機械購入事業284万1,000円、産業振興対策経費280万4,000円、観光管理経費165万9,000円、定住促進賃貸住宅建設費助成事業194万円、学校教育推進経費268万7,000円、スクールバス更新事業

1,006万8,000円、こどものスポーツ環境整備事業138万9,000円を追加補正をするものでございます。

事項別明細書以下につきましては説明を省略させていただきます。

次に、各特別会計の補正予算についてご説明を申し上げます。

28ページの議案第51号国民健康保険特別会計補正予算（第3号）をごらんください。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ43万円を追加し、総額を7億9,226万円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、29ページから30ページ第1表のとおりでございます。

歳出の主なものにつきましては、療養給付費交付金等返還金23万3,000円、一般被保険者保険税還付金20万円、後期高齢者支援金3万8,000円を追加補正するものでございます。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、37ページの議案第52号介護保険特別会計補正予算（第2号）をごらんください。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額に867万6,000円を追加し、総額を4億4,079万1,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、38ページ第1表のとおりでございます。

歳出の主な補正内容につきましては、介護給付費等負担金返還金867万6,000円を追加補正いたします。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略いたします。

以上、一般会計並びに2特別会計の補正内容についてご提案を申し上げます。よろしくご審議を賜り、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより各会計ごとに質疑を行います。

それでは、議案第50号平成26年度上土幌町一般会計補正予算（第4号）の質疑を行います。

初めに、事項別明細書の歳出から質疑を行います。

事項別明細書の歳出は、12ページからページごと一括して質疑を行います。

12ページから13ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、14ページから15ページまで質疑を行います。質疑ありま

すか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 16ページから17ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 18ページから19ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 次に、20ページから21ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 次に、22ページから23ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

6番、佐々木守議員。

○6番(佐々木 守議員) ふるさと納税の収益を使って基金を積んで、その基金における事業が幾つかこの間にもあるわけでありましてけれども、まず1点目、この事業について、子ども・子育て会議、これは子ども・子育てに関することをやっている部分ですから、こういったところにどういった事業が必要かという諮問をした経緯があるかどうか。全くそれは関係というのであれば、こういうことで関係ないという説明をまず受けていただいて、各事業が幾つもあるんですけれども、ページごとに、これ一括してちょっと質問させていただきたいなというふうに思います。

これはどういうことでお聞きをしたいかといえば、新たに今基金をつくり、その基金をもとに事業を行う、それも相当数の多い事業を行うわけですがけれども、その基本は何なのかという側面をお聞きし、それから住民意向を十分踏まえているのかということをごぜひお聞きをしたいなど。少し今回はその辺について、ちまたのというか、町民間の話題では、いろいろな話を聞く立場にありますし、この予算について行う事業について、例えば要望はしたけれども、聞き入れてもらえなかった、なぜかということ聞かれる立場に議員はあるわけですので、それも含めて慎重にそういったことをしたのかどうかという検証をしたいという質問ですので、その辺を踏まえて答弁をお願いをしたいと思います。

○議長(杉山幸昭議長) 並木子育て推進室長。

○並木 学子育て推進室長 まず、1点目のご質問にお答えします。

この基金事業につきまして、子ども・子育て会議で周知を図ったかということにつきましては、子ども・子育て会議の基本的な審議事項ということでもないということとし

たので、今までの会議の中で周知を図ったという経過はありません。

それと、2点目以降の関係になりますけれども、まずこの事業の周知につきましては、今まで基金事業につきまして、行政区長会義を初め、各会合の説明会のほうで事業の説明をいたしまして、そして今回の予算の提案に当たりましては、庁内の各課、関係部局に対しまして、関係する諸団体からも意見要望を踏まえて予算提案するよという指示をしております。

それで、この事業の考え方ということなんですけれども、基本的には庁内で提案のあった事業に対しまして審査会を開催いたしました。一応その審査の項目といたしましては、1点目としては、基金事業ということで、独創性だとか地域性が認められるかどうか、2点目として、子育て、それから教育支援、少子化対策に資する効果が高いか、3点目として、住民のニーズを捉えているか、4点目として、寄附金の使途としてPR効果が高いかどうかと、一応そのような観点をもとに総合的に判断しまして、今回の事業提案ということに至ったということになっております。

また、審査の結果の周知ということですのでけれども、それぞれ結果につきましては、今回8事業提案になったわけですのでけれども、その中には、まだまだ整理が必要ということで、再度検討してくださいというふうに回答したもの、それと内容的に一般財源で対応するのが適当でないかということで回答したもの、そのようなことで、結果につきましては各部署を通じて各関係団体に周知するよというよということで指示をしているところがあります。

○議長（杉山幸昭議長） 佐々木議員、事業ごとに8事業予算ありますけれども、個別じゃなくて総体的にお聞きするということで、特別委員会でないものですから、3問と縛りがあるものから。よろしいですか。

6番、佐々木守議員。

○6番（佐々木 守議員） 今のわからない部分については総括質疑という中でも質疑できるというふうに思うんで、個別にやればそのほうが詳しくわかるのかも知れませんが、二、三重複した質問を、あと2回ということなのでお聞きをさせていただきたいと思います。

まず、各種団体といっても、具体的にどういう団体に周知をして要望を聞いたのか。それで、例を1つ挙げます。スポーツ少年団、例えば野球少年団であるとかバスケット少年団であるとか、こういうところの要望を聞いたというふうに一般的に聞いています。それで、今回は野球少年団については採択になっているけれども、バスケットの少年団については不採択になっていると。これ、一番僕らが心配するのはね、特別にこういう

ことが必要だということがあれば十分理解できる。みんな近代施設で整ったスポーツ器具があるところについては、そういうものが欲しいと思うのは、やらせている親御さんも含めて、みんなそう思っているんです。1つのところだけ何かが当たると、年次的に順番で各団体当たっていきますよという説明をするのであれば、それも理解できるんですけども、その辺の説明は一切ない。

それから、今回庁舎内に関係部署に対しての政策要求をするというときに、普通であれば当初予算のときに予算折衝を理事者側と各担当側はすると思うんです。そのときに、漏れるものが必ず出るのではないかなと。それが一般的だと僕らは考えています。そういう精査を受けて当初予算というのは出てくるというふうに考えます。そのときに漏れたもの、この際財源が少しあるのであれば、特に子育て関係であるのであれば、それをぜひ年内中に実現化したいというふうに考える、そういうものはなかったのかどうか。そういうことが全く説明されていないし、見えていないんです。議会に出てくるときには、当初予算というのは相当ぎりぎりの折衝をして、財源を見た上で出てくるというふうに私は今までずっとこの三十数年間思っていました。今回、そういうものが各課ではないのか。逆に言うと、前年度実績100%、あるいは110%程度の予算を出して折衝して大体通ったということになるのか。担当課としてはこういうこともこういうこともしたいという、そういうものがなかったのかなということの一つ感じました。そういうことがどうなのか。

それから、もう一つ、先ほども言いましたけれども、民間団体、スポーツ少年団であれば、あるいは子育て支援組織であれ、こういったところに対する意見聴取というのは、採択をされないことのほうが実は問題なんです。希望を出して、希望が通れば、ああ、よかったです済みます。ところが、希望を出したのにそれが通らなかったら、なぜ通らなかったのか、そして類似する例が通って自分たちが通らなかったら、ある種適切な説明がないと行政に対する不信感が生まれます。そういったことに対して、もう要望を聞くのであれば、その結果をどういうふうに説明するかというところまでちゃんとシミュレーションができて説明をできないと困るんです。

議員でよくこういうことがあります。佐々木さん、こういうこと行政でできないだろうか。僕はいつも言います。努力はしますし、そういった意見は述べますが、できるかできないかは、これは行政の仕組みや財源や事柄、あるいは議会の同意、こういったものが必要ですから、できるというふうには言えません。それで、物事を進める上で、特に行政を進める上では、そういった住民に対する配慮というのを絶えず持っていないと、せっかくだいいことをしても、対置するというか、そういう要望が通らなかった人た

ちからは、行政に対する不満のほうが強くなります。その不満が一番来るのは実は議員なんです。こういうがあったけれども、あれ通らなかったのはどういうことだというふうに言われるんです。

それで、そういうことを含めて、まとめて質問するために重複して申しわけないんですけども、要望を聞いた団体はどのような団体で、何団体で、要望の出なかったところも含めて説明をまずお願いします。今の時点で採択だとか不採択、これは議会で最終的に議決を経て予算というのは執行されるわけですから、この後の採決で決まるんですけども、それまでに採択をしたかしないかということについても報告をされているのかどうか、していないとすれば今後、どういった内容でどういう報告をそういった要望を聞いた団体についてするのか。それからもう1点、各課の当初予算での予算折衝で漏れたものがこの中に乗ってきているのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長）　ここで15分間休憩といたします。

再開は5分前の予鈴をもってお知らせいたします。

（午後 4時02分）

○議長（杉山幸昭議長）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時12分）

○議長（杉山幸昭議長）　並木子育て推進室長。

○並木 学子育て推進室長　ご質問にお答えします。

まず、第1点目の各団体の説明について把握しているかどうかということですが、先ほどの説明にもありましたとおり、子育て推進室からは各課に対して、各課の関係する団体へ当事業の趣旨を説明した上で予算要求するようにということの指示をしております。それで、こちらのほうで具体的にどこの団体に説明したかということについての集約については特に行っておりません。事業提案があったところについては、この団体から要望がありましたということでは把握しておりますので、それについては各課でそれぞれ対応しているということで承っております。

次に、採択結果につきましても、基本的には提案のあったそれぞれの課から関係する団体に説明をし、周知を図るようということ、これも指示を図っているというところであります。

そして、2点目の当初予算との関係ということなんですけれども、今回、27年度予算の部分についても各課から提案していただきました。これにつきましては、来年度から

の基金事業の見込みというか予測を立てるといふ部分もありますけれども、そういった意味で、今現在考えられる来年度からのこの子育て基金に相当するような事業があれば出してくださいということで指示して、今回提案させていただいております。

先ほどお話がありました当初予算から漏れたものという考え方では特にこちらから指示しておりませんので、あくまでも来年度以降、この事業の対象となるようなものを提案してくださいということの指示で行っております。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） 石王教育次長。

○石王良郎教育委員会教育次長 教育委員会の関連する内容についてお答えしたいと思います。

まず、要望の取りまとめの周知の関係につきましては、各小学校、中学校、高校には5月の校長会、教頭会において説明をしまして、改めて文書でもご案内を差し上げた中で集約をとってきております。

それと、各少年団への依頼につきましては、5月28日にスポーツ少年団本部の総会がありましたので、その中で提案をしまして、また文書によっても改めて要望があれば出してくださいということで、少年団は町内、学校にもありますので、10団体ありますから、そちらのほうに周知をして、結果的に3つの少年団からの要望ということで上がってきているのが現状でございます。

それで、結果の報告につきましては、まず学校から上がってきたものにつきましては、8月の校長会、教頭会において報告をして、ご了解をいただいているところでございます。それと、各少年団につきましては、査定結果が7月末ということもあつたんですけども、その中で8月、ちょっと日にちははっきり押さえていませんけれども、各少年団の代表者等には内容についてはご説明をしております。ただ、こちらからの説明に基づいて、その内容を少年団として了解していただいているかどうかということになりますと、ちょっと不十分な点もありますので、現在、改めてもうちょっと中身を細かくやっぱり説明しなければならぬということで、そういう方向で今進めていこうということ考えているところでございます。

それと、今回、夢基金で採択がされなかったものにつきまして、来年の予算で要求できるものにつきましては、きちんと要求をして対応をしていきたいと。そういうことについても、各少年団のほうには伝えているところでございます。基本的には、今回1回限りということではありませんので、今後も継続してこの事業をやっていくということを踏まえて、今後もどんどん要望があれば検討していただきたいと、そういうようなお

話をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長） 6番、佐々木守議員。

○6番（佐々木 守議員） もう一回説明をお願いしたい。先ほどの質問の中で、今出されている資料ではね、例えば少年野球スポーツ少年団、何々スポーツ少年団みたいな形で、これ団体というのはわかんないんですね。教育委員会から出た要望で云々、採択不採択という。その3つというのはどの団体なのか、10団体というのはどういう団体にしたのか。

何を聞きたいのか、その真意は、どれだけ住民サイドに立って要望を聞いたかということをもっと質問として知りたいんですよ、具体的に。というのは、僕たちは、何々少年団の保護者の誰々さんからあれどうなってんだべって、こう聞かれているわけです。ですから、その中身について最低限まず知りたいということです。だから、補足でちょっとその辺もう少し詳しく答弁をお願いをしたいというふうに思います。

○議長（杉山幸昭議長） 暫時休憩します。

（午後 4時18分）

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き再開いたします。

（午後 4時18分）

○議長（杉山幸昭議長） 石王教育次長。

○石王良郎教育委員会教育次長 先ほどお話をしたスポーツ少年団の10少年団というのは、各小学校4つに少年団がありまして、そのほかミニバスケット少年団、野球少年団、サッカー少年団、あとスケート少年団とかトランポリンの少年団もありますし、ちょっと漏れているところがあるかもしれないですけども、まあおよそそういうような形で、町内で活動をされております。

それで、今回の中でどの事業がどの少年団から出てきたかということではありますが、お配りしている資料がありますが、31項目のお渡ししている資料ではありますが、その中でまず5番目につきましては、これは屋外バスケットゴールの設置の要望ではありますが、これにつきましては、実は平成20年にミニバスケット少年団から要望をいただいていたものを今回夢基金として教育委員会から上げさせていただいております。

それと、6番目のスポーツセンターの備品購入事業ではありますが、これにつきましては、事業名はスポーツセンターとなっておりますが、内容的にはミニバスケットボール

少年団の父母会のほうから要望がありまして、デジタイマーであるとか30秒タイマー等々の備品関係の要望をいただいております。これはスポーツセンターに配置するというので事業名にスポーツセンターをとっておりますが、バスケットの試合とかで有効に活用できるものという、そういうような趣旨にのっとって要望を上げてきているところでございます。

あと、7番目の上土幌小学校体育館ミニバスケットゴール更新事業、これにつきましても、ミニバスケット少年団からということで、これは上土幌小学校に壁にくっついて固定式のゴールというのが4つありまして、それが完全に壁に固定されていますから、ゴールでシュートを打って、ゴールの後ろに走り抜けていくような練習ができませんので、蛇腹式といいますか、上にせり出すようなゴールの設置ということで要望を受けております。

あと、8番目が野球少年団環境整備事業ということで、これは今回の補正の中で、名称をスポーツ少年団環境整備事業にちょっと変えておりますが、これにつきましてもピッチングのマシン等の要望ということで少年団からいただいております。

そのほか、実は教育委員会の判断で上がってきている事業もありましたけれども、例えば各少年団で使うユニホームの作成をお願いしたいとか、少年団活動の充実を図っていくための保護者の負担の軽減を図っていただきたいとか、ここら辺は野球少年団、サッカー少年団からもそれぞれ上がってきておりますが、これにつきましては、教育委員会の判断で、夢基金というよりもこちら、来年の事業の中で各スポーツ少年団への補助金の上積みであるとか、あとは審判講習とかの費用もという話がありましたんで、これは別に教育委員会で資格、指導者育成の予算を持っていますが、その範囲を広げて適用できるようにちょっと検討していきたいということで、別に来年の部分として新たに整理をしていきたいということで、今回夢基金には上げていないということになっております。

少年団からいただいた関係につきましては、以上のような内容となっております。

○議長（杉山幸昭議長） 佐々木議員、今の件は答弁漏れということで、もう1回……

○6番（佐々木 守議員） ちょっと待ってください。教育委員会以外の団体で、こういった要望を聞いた団体というのはないのかどうか、先ほど全ての団体というふうに僕質問したんですけれども。ほかの担当課ではないんでしょうか。いや、なければなくていいんですけれども。

○議長（杉山幸昭議長） 暫時休憩します。

（午後 4時24分）

○議長（杉山幸昭議長） 再開いたします。

（午後 4時24分）

○議長（杉山幸昭議長） 柚原商工観光課長。

○柚原幸二商工観光課長 ちょっと失念していました。

私のほうの管轄の団体でいけば、商工会という団体がございますので、そこにもこの夢基金の関係については、事務局サイドを通じて下部の団体にも周知徹底を図っていただいたところ、バルーンスタンプ協同組合のほうからこのような要望が上がってきている。それで、今回採択という形になっております。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長） 6番、佐々木守議員。

○6番（佐々木 守議員） 実は、ほかにも教育関係だけではなくて、乳児から、幼児からという民間団体たくさん実はあるのではないかな。こういったところには要望は聞いていないということになる、そういうふうに判断をして質問をさせていただきたいというふうに思います。

財源として、このふるさと納税の基金というのは非常に特殊な財源ではあるというふうに思います。期目的にも、行政の場合、3月が一つの基準日になっていて3月議会云々と、こういうのが一般的ですけれども、こういった時期にアピールも含めて政策展開をしたいというふうに考えるのは非常に理解はできるんです。ただ、先ほども何度か言いましたけれども、住民に要望を聞くときには、公平に住民に十分理解できる内容で要望を聞き、さらに財源には限りがあるということで達成されない場合についての説明責任というものを十分果たすということを事前に考えて対応しなきゃいけない。

その一つは、子ども・子育て会議というのをせっかくつくったんです。これはまさしく子ども・子育て会議の専門的な知識やそういう関係者でつくっているというふうに、たしか20名の範囲でつくるといっていると思うんですけれどもね、まさしくそういうところにこういった内容の答申をして諮問を受けて、なるべく民間のレベルでの町民の声をきちっと聞き、なおかつそういう専門分野の人に理解をいただいて提案をしてくるという形でないと、今言ったような形では十分ではないと。

僕はこの予算に反対する気は実はないんです。政策決定のあり方ということを基本的には一つ問いたいんです。住民の要望、住民のために行政があるわけですから、住民要望を十分聞いているかどうかということをお断り行政マンは考えていただきたい。これ

は議員も私も自分に対して問うことであります。その上で、できないこと、できること、これはいろいろあります。その説明だけはきちっとするというのが行政にかかわる私たちも含めて責任ある行為ではないかな。今回それが十分できるのかどうかという心配をしているんです。

一例を挙げれば、例えば野球スポーツ少年団にこういった補助をするときに、過去5カ年程度のこのスポーツ少年団の活動経歴、あるいは活動内容、将来性、将来性というのは、例えば低学年生が何人ぐらいいるとかということがそういうものに当たるんですけども、そういうことをきちっと参酌をして、これがほかの少年団も含めてどうなのか、あるいは各種大会に恐らく出ているはずですから、そういったものの大会実績であるとか、そういうものもちゃんと理解をしてあげて説明をすれば、納得はいただけるのではないのでしょうか。そういうことをしていますという答弁は残念ながらいただけなかったんです。ぜひそういうことを、これは何を言いたいかという、要望を聞くときの判断基準というものをより多く資料を求めて、そして判断をして説明をしていかないと、なかなかそういったものに対して町民理解を得るといのは難しいと思います。これは皆さんもわかると思いますけれども、希望が通った人はさほど感じないんです。通らなかった人たちは、なぜ通らなかったかという疑問と不満を持つんです。それが一つ間違えると行政不信の方向に行くという心配をするからこういう話をさせていただいています。

それから、もう一つ、今回全体を見ると、例えばスクールバスなどは、これは既定予算でやるのが本当だろうなど。これは説明のときに、かかわりのある事業だから、基金条例と今回の採択の内容、ほかの内容とは十分合致しないけれども、予算上こういう処理をしましたという説明だったら僕は理解をするんです。だから先ほど、こういったものは教育委員会は今回予算措置できましたからいいですけども、そうでなければまた1年1年延びていくのかどうかと。こういうもの、つまり耐用年数のあるような器具や施設などについては耐用年数前から予算準備をしていくというのが担当課の役割じゃないかと思うんです。車なんかははっきりしています。何年何万キロが一つの基準でというふうになっているわけですから。であれば、当初予算のときに我慢してもう1年乗れないか、使えないかという話があったのかなというふうに思ったんで、当初予算の予算折衝から外れたものについて、事業的に今回この基金を使って対応するということが、そういうものもあるのではないかということで先ほどは質問したわけです。そういうことを含めてね、このスクールバスについてはどうなのか、あるいはさっき言ったように、スポーツ少年団に当たるものと当たらないものと、こういうのが今回出たわけですけども、そういったときに、先ほど言ったように過去の活動経過であるとか、参加人数で

あるとか、指導体制のあり方だとか、あるいはスポーツ少年団の実績という、大会の実績だとかそういうものも含めて説明しなきゃいけない。

それから、この後出てくるのかもしれませんが、吹奏楽の部分の中の、例えばプロの先生の指導、そういうものはほかのスポーツ少年団、あるいは学校なども、ぜひそういう人を招聘していただけるんだっただけでぜひやりたいというふうに言うと思うんですよ。これはなぜ吹奏楽だけが特別に必要なのか。そんな説明できないでしょう。これは、例えば順次そういった形でやっていくというふうな説明がつくんならいいんです。希望のある団体、スポーツであれ文化活動であれ、希望をする団体は順次一定の予算をとってやりますよと。そのときに財源的に心配があれば、夢基金の財源が潤沢にあるうちはそういう形でとり進めますという説明でも僕は構わないと思いますけれども。そういうことが必要だと思うんですが、そういうことも含めて、例えばスクールバスなんかについては、教育委員会は予算要求のときにどういうふうを考えて対応してきたのか。あるいは、先ほど言ったように、プロの指導者の部分について、今回吹奏楽のものを入れるんですけども、ほかの団体の要望もないわけじゃないと思うんですよ。僕は幾つかそういうことを聞いていますから。そういったものに対する対処や説明の方法はどういうふうにお考えになっているのかも含めてこの際お聞きをして、この部分については終わりたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 石王教育次長。

○石王良郎教育委員会教育次長 まず、スクールバスにつきましては、今回購入しようとしているスクールバスのもとの車につきましては、13年間使っていて、去年もいろいろな部分で故障とかトラブルがちょっと続いていまして、そういう部分では更新時期は近いというふうには考えてはいましたけれども、ただ26年度当初予算の中でそれを計上していたかというところ、そこまでは至っていなかったような状況がありまして、そういう部分で今回夢基金ということがありまして、どうしても近い将来はすぐやっぱり更新を検討して進めていかなきゃならないという思いもありましたので、それで今回出させていただきますということがあります。

それと、吹奏楽の演奏者というのは、本当にあれはもうプロの人の指導を受けるか受けないかというのは、子供たちの技術の向上に雲泥の差があるというようなことがありまして、そういう部分でこれは上士幌高校から中高連携ということで希望が今回ありましたけれども、今回、例えば野球少年団のほうからもトップアスリート、プロの野球選手を育成したいんだというそういう子供たちの夢がありまして、その夢をかなえるという部分で言えば、ハードだけでなく、当然今お話しありましたようなプロの指導者と

かを招聘していろいろなことを学んでいくということも、ソフト部分も当然大事になるのかなと思いますので、あとバスケット少年団も、過去プロのチームなども毎年のように呼んでいろいろ指導を受けているというふうな部分もありますんで、そういう部分では今後、今回夢基金は初めての取り組みということで、今、貴重なご意見もいただきましたので、今後の夢基金の活用、要望に当たりましては、教育委員会としてもそういう少年団の育成に向けたプロの招聘等を改めてちょっと検討していきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長） 千葉副町長。

○千葉与四郎副町長 私からは、総体的なお話になろうかと思っておりますけれども、今、議員からご指摘がございました。周知の仕方の問題、あるいは審査結果後のアフターの部分できちっと説明し切れていたかどうかという、これは大きな問題だと思うんですね。その部分では、その後私どもも若干聞き取りをしておりますけれども、やはりその周知の部分で十分であったかということになりますと、前の委員会等でもご指摘あったように、知らなかった住民がいらっしやった、団体の方もいらっしやったということを実際にお聞きしておりますし、そういう意味では、私どももその時点で検証はしておりませんでしたけれども、後々いろいろとご意見をお聞きすると、やはり十分な周知ができていなかった面もあるんじゃないかということも、実は今回の反省材料としても残っているところでございます。

ただ、今回、非常に問題が大きくなったといいましょうか、いろいろと議員の皆様、町民のほうからご指摘等があった部分については、やはり何といたっても今回の補正で採択にならなかった団体等に対してきちっとした説明ができていたかどうかということがやはり重要なポイントなのかなというふうに思っています。その辺も改めて確認をさせていただきましたけれども、やはり審査経過、なぜ今回採択にならなくて、じゃ次どうなっていくのかという、この辺が要望された団体にとって非常に興味のあるところでもありますけれども、その辺が十分説明し切れていなかったという部分もあったように実は判断をしております。それで、先ほど石王次長のほうから説明ありましたように、改めて各団体に対しては詳しい説明を、丁寧な説明をさせていただくということで、実は先日、確認をさせていただいておりますので、この辺は責任を持ってやっていきたいなと思っております。

いずれにしても、今回の事業については、今回限りでということではございませんので、今後もこの事業については、その目的を持って、しっかりと住民の意見を聞きなが

ら、また事業採択をしていきたいなというふうに考えておりますから、今回のご指摘については十分行政としても課題として受けとめさせていただいて対処していきたいなど、そんなふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 22ページから23ページまで、ほかありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、24ページから25ページまで。

6番、佐々木守議員。

○6番（佐々木 守議員） 継続ですけれども、この中でかかわる事業が20入っていますので、ちょっともう1問だけ質問というか、答弁をお願いしたいと思います。

もう一つ重要なのは、新しい組織をつくり、新しい事業を進める子ども・子育て会議というのをつくったわけですね。これは諮問機関の役割も果たすというふうに僕は理解をして条例化しているんです。やっぱりこういった事業のときには、そういうものを積極的に利用するという行政姿勢が担当者の中に必要ではないのかなど。そうは思わないのかどうか、今後はそういうことも含めてやられる考えになっていただけるかどうかだけ質問させていただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 並木子育て推進室長。

○並木 学子育て推進室長 子育て会議の審議案件の中に、その他子育てに関する重要なことということもありますので、そういった部分でいったら、こういった事業についても本来であれば審議していかなければならないということもありますので、今後については、重要な項目については当会議を利用しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長） 次に、給与費明細書は26ページを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、地方債調書は27ページ、一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、事項別明細書の歳入は、8ページからページごと一括して質疑を行います。

初めに、8ページから9ページまで質疑を行います。質疑ありますか。

8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 地方消費税交付金について質問いたします。

今回の交付については、社会保障財源交付金ということになっていますが、この内容について説明してほしいのと、それから当初予算で聞きました消費税が8%になったことにより、地方分が1.0から1.7に変わったはずですが、その補正はされるのか。いろいろな新聞情報では1.7ではなくて0.2%分だけというような、減額されたという情報もあるんですが、その点について説明お願いいたします。

○議長（杉山幸昭議長） 暫時休憩します。

（午後 4時40分）

○議長（杉山幸昭議長） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

（午後 4時43分）

○議長（杉山幸昭議長） 8ページから9ページ、ほかにありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、10ページから11ページまで。

3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） 基本的なことを聞きたいんだけど、先ほどから出ているこのふるさと納税・子育て少子化対策夢基金ですね。これは25年度は4,000万基金として積み上げて、今このことを考えているということですが、これは先の話なんですけれども、26年度もあくまでもこの子育て少子化対策夢基金、積んでしまうかどうか。これ基本的なことを1回聞いておきたいんですよ。26年度は26年で別な、指定寄附については指定だと思えるんですけど、一般寄附についてはあくまでもこの子育て少子化対策夢基金に積むのかどうか、そこだけお答えください。

○議長（杉山幸昭議長） 千葉副町長。

○千葉与四郎副町長 最終的に26年度の納税、寄附額が幾らになるかというのは、予測では先般委員会でもご説明させていただいておりますけれども、基本的には基金条例の制定時にもいろいろとご説明をさせていただいていると思いますけれども、一般の寄附については、基本的にはこの夢基金のほうに積むという考え方に立っているところでございます。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長） 3番、山本弘一議員。

○3番（山本弘一議員） 子育て少子化対策夢基金ということになりますと限定してしま

って、一般寄附でありながらほかのところに、例えば教育委員会だとか子育て推進室だとか、それはいいんですけれども、それ以外の経済対策だとかそういうところに回すときにどのような考え、これを変えてやるのか、いや、そのこともちょっと私心配で、状況によっては12月、一般質問したいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 千葉副町長。

○千葉与四郎副町長 今、お話があったとおり、指定寄附については当然指定でございますから、例えば子育てという方もいらっしゃいますし、農林水産業の方もいらっしゃる、教育の方もいらっしゃいますね。そういったものについては、当然その指定寄附のいわゆる寄附者の意向に沿って、それぞれ財源に充てるということになります。ただ、その一般の寄附については、先ほどご説明したとおり、基本的にはこれからのまちづくり、あるいは子育て少子化対策ということをこれからのまちづくりの大きな柱にして実施をしていくという基本的な政策を立てておりますので、現在のところ、一般寄附については、基本的には先ほど申し上げたとおり、この子育て少子化対策夢基金に積み立てるということを前提に今考えておりますので、今後、今ご質問という話もありますけれども、現時点ではそういう考え方に立っているということでご理解をいただければと思います。

○議長（杉山幸昭議長） よろしいですね。

ほかありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、事項別明細書の総括表、6ページから7ページを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、一般会計補正予算書の1ページから5ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） それでは、先ほど山本和子議員の保留になっていた分を答弁をお願いしたいと思います。

早坂企画財政課長。

○早坂清光企画財政課長 ちょっと山本議員から、後段のパーセントの話がされましたけれども、その辺ちょっと十分私、聞き取れて把握してはできていないんですけれども、その前段の部分をまず説明をさせていただきたいと思いますが、消費税が8%にアップされたということで、そのアップされた部分に伴って、社会保障財源として使いなさいよと、その財源に充てなさいよということで、6月に交付になった部分がこの

261万6,000円という金額になっております。そのようなことで、社会保障ということになっておりまして、財源的には保健福祉課と協議をしまして、子ども医療費の中の財源に活用させていただくということで対応しております。

ちょっと不足の点がありましたらもう一度ご質問を……

○議長（杉山幸昭議長） よろしいですか。

8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） この社会保障費の交付金については理解いたしました。これは国から来る、消費税上げた分の負担分を、パーセンテージはわかりませんが、来た。それから、消費税交付金については、多分今後来るんだろうと思うんですが、私が知り得た中では、5%のときには1%が消費税交付金で来るけれども、8になったら1.7来るというふうになっていたはずなんです。国のほうではちょっと引き下げというか、けちりまして、1.2しか来ないだろうという情報があるんですけども、まだ補正されておられませんので、多分今後わずかながら、当初予算では5,000万円ぐらい消費税交付金 coming いるんですが、そんなにふえないで、わずかしかふえないんでないかなということで質問させていただきました。多分これから来るんだろうと思いますので、その点について確認をしたいと思って質問いたしました。

以上です。

○議長（杉山幸昭議長） それは決定次第でいいですよ、答弁。今はわからないということ。

○8番（山本和子議員） はい、いいです。

○議長（杉山幸昭議長） 以上で議案第50号平成26年度上士幌町一般会計補正予算（第4号）の質疑を終わります。

次に、特別会計補正予算の質疑を行います。特別会計の質疑は、会計ごとに歳入歳出一括して質疑を行います。

初めに、議案第51号平成26年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、28ページから36ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、議案第51号平成26年度上士幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の質疑を終わります。

次に、議案第52号平成26年度上士幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、37ページから41ページまでを一括して質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 以上で、議案第52号平成26年度上土幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を終わります。

次に、各会計補正予算に対する質疑が終了いたしましたので、これより町理事者に対する総括質疑を行います。質疑ありますか。

8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） ふるさと納税・子育て少子化対策基金の活用について質問いたします。

今回の個々の団体に対する要望を聞いて予算化することも、それもいいと思うんですが、昨年ですか、私が一般質問しましたように、全子供にかかわるような教育的な効果、教育支援になるものも十分検討してもらいたいと。例えばの例で何点か挙げたんですが、具体的な中身を言ったら、例えば給食費の無料化とか、例えば全子供にかかわる問題と、教育的な効果が十分考えられるものを検討したらどうかと。文化的な問題、心の問題含めて、なかなか各団体から上がるものではないですので、それも十分検討してもらいたいということで質問させてもらって、そのときに町長からも、まあ検討するというか、考えるという答弁をいただきました。今後の課題として、今回初めてですので、いろいろな課題が見えてきたと思います。もう一回整理し直して来年度、補正もあります、来年度のこともありますので、十分検討してもらいたいと思って質問させてもらいました。

以上です。

◎会議時間の延長

○議長（杉山幸昭議長） 答弁の前に、皆さんにお諮りをしたいと思います。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、この際あらかじめこれを延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

○議長（杉山幸昭議長） 千葉副町長。

○千葉与四郎副町長 今、山本議員のご質問の中にありましてとおり、6月でしたでしょうか、一般質問の中で幾つか、例としてということで議員のほうからもご質問ございま

した。実際に今回初めてこの基金事業の取りまとめと審査ということで対応させていただきましたけれども、今現在、これはだめでこれはいいとかということのを特に決めたものはございませんで、やはり広くそういったご提案を受けて、その結果、審査をしたいと思っていますので、その点について、今ご指摘の部分については、十分広くご意見を聞くということについては基本的に変わっておりませんので、そういった姿勢でこれからも対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長） 7番、角田久和議員。

○7番（角田久和議員） 先般の新聞に、ふるさと納税のきっかけはこうだって。地方で生まれ育ち、進学や就職を機に都会に出た人は、転居先で住民税を納める。今は都会に住んでいるが、自分を育ててくれたふるさとにみずからの意思で幾らかでも納税できる制度があればいい、そんな問題意識から生まれたのである。そもそも住民税は、ごみ収集など行政サービスを受ける対価である。居住地以外に寄附すれば、その分をほかの住民にツケを回すことを忘れてはならない。寄附の上限を引き上げれば、税収が激減する自治体を生むおそれもある。これは今、ふるさと納税に対するいろいろな政府の政策が出ていますけれども、それに対する考えを新聞で述べられたものです。

それで、本町はふるさと納税制度でお金が入ってきているんですけども、逆にこの制度によって税収が減っている都会の自治体があるわけです。それで、都会の自治体はそれなりに、保育所の待機児童の問題であるとか介護施設の問題、いろいろな課題を抱えているわけですね。だから、本町にお金が入れば全てよしという、そういう発想ではなくて、もっと広い視野で、せっかくいただいたそういった寄附金ですから、例えば広い視野で本町の子供と都会の子供との交流促進を図るとか、今回のメニュー見るとほとんどやはり本町で帰結するような事業がある。まあ1カ所だけ、何かフォーラムの開催が計画されています。それはそれに該当するということもあるのかもしれませんが、やはりそういう都会の方からいただいた寄附をまた都会の方との交流に使う、やはりこれは都会の自治体へのまた十分な説得材料になると思うんですけども、この私の考えに対してどのように考えるのか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 千葉副町長。

○千葉与四郎副町長 議員のご意見、十分私どもとしても重要なことだなというふうに思っております。今回の提案されている中にも、実は子供たちのそういった交流事業ということも実際には入ってきているんですけども、十分内容をさらに詰めようということで今回は採択はできなかったわけでありましてけれども、おっしゃったように、前段き

ようは町長のほうからもご発言されておりますけれども、やはり単に寄附金をどう使うかという部分については、いろいろな効果がございます。地域での経済効果もございまして、ひいてはいわゆるそういった都市と農村の交流事業にどう結びつけていくかということもあると思います。

実際にご寄附をされた方々のコメントがたくさんありますけれども、その中には、初めて上士幌町という名前を知りましたという方もたくさんいらっしゃいまして、この機会を通じてホームページをごらんになって、上士幌町のよさをよくわかったと。北海道には何回か行ったことがあるけれども、まだ十勝に足を踏み入れたことがないんで、この次はぜひ上士幌町に行きたいという、こういったコメントも結構ございます。

そういう意味では、やはり今議員おっしゃったように、このふるさと納税の制度をいい意味で活用させていただいて、いかにこれから都市と農村の交流、あるいは都市の方々がこの上士幌町に訪れていただいて、観光をする方もいらっしゃるでしょうし、あるいは場合によっては、子供たち同士の都市の交流ということもこれからは当然考えてもいいんじゃないかと。そういう使い道も当然この寄附金の使い道としてはあっていいだろうというふうに考えておりますので、今ご指摘の部分については、これからも十分行政の中でも検討させていただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（杉山幸昭議長） 7番、角田久和議員。

○7番（角田久和議員） もう1点質問いたします。

今、事業の選定についていろいろ質問が出ておりました。それで、こういうことに至った原因の一つに、私は理事者とか職員の庁内の関係者だけでこの選定をやっていると。今まで、いろいろな寄附をしていただいたお金をどう使うかというときには、外部の有識者であるとかそういう方に入らせていただいて選定委員会をつくっているんですね。第三者的な選定委員会をつくって、その結果、こうこうこうで選定しましたよと。そういうやり方をすれば、割と納得感も平等感もあるんですよ。今回、職員、理事者だけでそれを選定してしまったと。それも大きなこういう不協和音が出ている一因じゃないかなと私は思っているんですよ。だから、次にこういうことをやる場合は、やはりそういうことも検討の一つに加えるべきだと思うんですけども、これに対してどういうふうに考えるか質問いたします。

○議長（杉山幸昭議長） 千葉副町長。

○千葉与四郎副町長 その点については、先ほど佐々木議員のほうからもご指摘ございました。

推進室長のほうからもお答え申し上げておりますけれども、子ども・子育て会議のほうのその他事項でということもございますので、今議員のご指摘については、今後の審査等に当たっても、そういった第三者のご意見も伺うという機会をつくっていききたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 6番、佐々木守議員。

○6番（佐々木 守議員） 何点かほかの議員さんが質問した部分もありますので、端的に質問させていただきたいというふうに思います。

最終的には、十分であったのかといえば、私自身は不十分であると。ただ、初めての試みであり、ふるさと納税が非常に全道一という輝かしい実績にある、こういったことが少し脇の甘さと呼んだのではないかな。ただ、行政にかかわる者として、やっぱり住民の顔を最優先に考えるというのは基本だと思います。

2つ要素があると思うんです。例えば、民間の人に事業選択をお願いする、選別をお願いするというふうなことは、公平感をより慎重に公平性を保つという意味と、もう一つは、これだけ全道一になったこのふるさと納税、この恩恵を町民みんなで分かち合おうという意識ができるんじゃないか。これは大々的に町広報にこの税金をどう使ったらいいかご意見を伺いますというふうにすると、あ、そんなにお金が入ったんだということがわかり、なおかつ、それに自分が行政参加ができるという側面ができるわけです。

小さな町です。そういった行政参加を黙っていればなかなかしてくれません。何かしてやるというか、お願いがあるときぐらいしかなかなか言ってくれないというのが現実なのかもしれません。ですから、議員も何をやっているんだみたいな話を、まあ僕自身も議会として批判を受けるような場合があります。そういうのは、これは議会も当然いろいろな意味で今議会改革等でやろうとしていますけれども、行政もやっぱり住民をどう巻き込んでいくのかという側面を持っていなきゃならない。そういう部分では、今回、少し十分とは言えないというふうに私は判断をしています。

ただ、事業の内容について批判をし、反対をするようなものはないというふうに思います。ただ、十分な説明をしていただけるということなので、今回の部分についてはいいと思いますけれども、この今、議会から、堂畑議員を初め、角田議員、山本議員からあった話というものをどういうふうにそしゃくして次に向けていくのか、もしそれに対する決意や考え方があればこの際お聞きをして、質問としたいと思います。

○議長（杉山幸昭議長） 千葉副町長。

○千葉与四郎副町長 それぞれの議員からいろいろとご指摘いただきました。そのことについては真摯に受けとめていきたいと思っております。

今後の進め方については、改めて今回のいろいろなご指摘をいただいたことを踏まえて、改めて住民周知の手法等についても、いかにやっぱり広く町民の方々に知っていただいて、そして今議員ご指摘あったように参加いただくような、そういう体制がどうやったらとれるのか、その辺のことについても十分これから議論させていただいて、次回の部分についてはそういう今回のようなご指摘を受けないような、あるいは今回のご指摘を十分踏まえた内容について、また改めて委員会のほうにもご説明する機会があろうかと思えますけれども、そういった対応で進めていきたいと思っています。ありがとうございました。

○議長（杉山幸昭議長） ほかありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ほかに質疑はございませんので、町理事者に対する総括質疑を終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、町理事者に対する総括質疑を終わります。

以上で、議案第50号から議案第52号までの平成26年度各会計補正予算に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第50号平成26年度上土幌町一般会計補正予算（第4号）の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第50号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号平成26年度上土幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第51号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号平成26年度上土幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これより議案第52号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長(杉山幸昭議長) 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の会議を終わります。

あすからは休会とし、本会議の再開は9月19日金曜日午前10時でありますので、ご承知願います。

本日はこれにて散会といたします。

(午後 5時05分)

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

9 月 19 日

平成 26 年 第 4 回 上 士 幌 町 議 会 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 26 年 9 月 2 日									
招 集 の 場 所	上 士 幌 町 議 会 議 場									
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	平成26年 9月19日 午前10時00分					議 長	杉 山 幸 昭		
	閉 会	平成26年 9月19日 午前10時52分					議 長	杉 山 幸 昭		
応 (不応) 招議員並びに 出席及び欠席議員 出 席 11名 欠 席 0名 欠 員 一名 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 △公 公務欠席 遅 遅 刻 早 早 退	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別	
	1	伊 東 久 子	△	7	角 田 久 和	○				
	2	堂 畑 義 雄	○	8	山 本 和 子	○				
	3	山 本 弘 一	○	9	山 本 裕 吾	○				
	4	中 村 保 嗣	○	10	中 島 卓 蔵	○				
	5	渡 部 信 一	○	11	杉 山 幸 昭	○				
	6	佐々木 守	○							
会 議 録 署 名 議 員	6 番 佐々木 守 議 員				7 番 角 田 久 和 議 員					
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	議 会 事 務 局 長	斉 藤 明 宏			議 会 事 務 局 主 査	櫻 井 淳 史				
地方自治法第121条 の規定により説明のた め出席した者の職氏名	町 長	竹 中 貢			建 設 課 長	尾 形 昌 彦				
	副 町 長	千 葉 与 四 郎			子 育 て 推 進 室 長	並 木 学				
	会 計 管 理 者	綿 貫 光 義			教 育 委 員 会 教 育 長	馬 場 久 男				
	総 務 課 長	高 嶋 幸 雄			教 育 委 員 会 教 育 委 員 長	西 田 英 豊				
	企 画 財 政 課 長	早 坂 清 光			教 育 委 員 会 教 育 次 長	石 王 良 郎				
	町 民 課 長	(会 計 管 理 者 兼 務)			農 業 委 員 会 会 長	早 坂 晴 雄				
	保 健 福 祉 課 長	野 中 美 尾			農 業 委 員 会 事 務 局 長	馬 場 俊 之				
	保 育 課 長	高 橋 智			代 表 監 査 委 員	新 田 勝 幸				
	農 林 課 長	松 岡 秀 行								
商 工 観 光 課 長	柚 原 幸 二									

平成26年第4回上士幌町議会定例会

議事日程(第2号)

平成26年9月19日(金曜日)

- 日程第 1 議案 第46号 (総務文教厚生常任委員会審査報告)
上士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 議案 第47号 (総務文教厚生常任委員会審査報告)
上士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の制定について
- 日程第 3 議案 第48号 (総務文教厚生常任委員会審査報告)
上士幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す
る基準を定める条例の制定について
- 日程第 4 認定 第 1号 (決算審査特別委員会審査報告)
平成25年度上士幌町一般会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 日程第 5 認定 第 2号 (決算審査特別委員会審査報告)
平成25年度上士幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第 6 認定 第 3号 (決算審査特別委員会審査報告)
平成25年度上士幌町水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 7 認定 第 4号 (決算審査特別委員会審査報告)
平成25年度上士幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 日程第 8 認定 第 5号 (決算審査特別委員会審査報告)
平成25年度上士幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 日程第 9 認定 第 6号 (決算審査特別委員会審査報告)
平成25年度上士幌町介護保険特別会計歳入歳出決算の

認定について

- 日程第10 意見書案第43号 憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認を行わない
ことを求める意見書の提出について
- 日程第11 議案第53号 平成26年被表彰者の決定について
- 日程第12 議案第54号 平成26年度上士幌町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第13 監報告第4号 例月出納検査報告について
- 日程第14 閉会中の継続調査の申出について

◎開議の宣告

- 議長（杉山幸昭議長） 定刻となりましたので、ただいまより本日の会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(午前10時00分)

◎議会運営委員会の報告

- 議長（杉山幸昭議長） 議会運営委員長より、本日の議事運営について発言を求めます。
議会運営委員長、渡部信一議員。

- 議会運営委員長（渡部信一議員） 議会運営委員会よりご報告申し上げます。

議会運営委員会は、9月16日午前10時より、委員会室において、議会運営委員の出席をいただき、説明員に副町長の出席を求めて委員会を開催し、本日の議事運営及び議案の審議方法等について審議いたしました。

議会運営委員会の審議の結果、本日の議事日程及び議案の審議方法については、既にお手元に配付のとおり決定いたしましたので、ご報告申し上げます。

この際、議会運営委員会において協議されましたことについてご報告申し上げます。

1点目は、日程第1、議案第46号から日程第3、議案第48号については3件を一括して報告を受け、質疑、その後に議案ごとに討論、採決を行いますので、ご承知願います。

2点目は、日程第4、認定第1号から日程第9、認定第6号については6件を一括報告、認定第2号から認定第6号までの5件は、議長及び監査委員を除く議員全員による特別委員会において討論がありませんでしたので、討論を省略し、採決を行いますので、ご承知願います。

3点目は、日程第10、意見書案第43号が終わりましたら全員協議会を開催いたしますので、ご承知おき願います。

以上をもって、議会運営委員会の議事運営報告を終わります。

◎議案第46号から議案第48号の上程、報告、質疑、討論、採決

- 議長（杉山幸昭議長） 次に、総務文教厚生常任委員会審査報告を行います。

日程第1、議案第46号上土幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第2、議案第47号上土幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第3、議案第48号上土幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につ

いて、以上3案を一括して議題といたします。

3案について、一括して総務文教厚生常任委員長から報告を求めます。

総務文教厚生常任委員長、山本裕吾議員。

○総務文教厚生常任委員長（山本裕吾議員） 付託事件審査報告。総務文教厚生常任委員会。

本委員会に付託されました事件については、慎重審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、上土幌町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、審査事項、議案第46号上土幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第47号上土幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第48号上土幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、以上3件について。平成26年9月2日付託。

2、審査年月日、平成26年9月12日、計1回であります。

3、審査場所、委員会室。

4、説明員、竹中町長、千葉副町長、高橋保育課長、渡邊主査。

5、審査結果、当委員会は議案第46号、議案第47号、議案第48号、以上3件の審査に当たり、町長、副町長、担当課長、担当主査の出席を求め、質疑聴取による審査の結果、3件全て全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたしましたことをご報告いたします。

以上で総務文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（杉山幸昭議長） 委員長の報告が終わりましたので、これより3案一括して委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって、委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

初めに、議案第46号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これをもって議案第46号に対する討論を終結いたします。

これより議案第46号の採決を行います。

議案第46号について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これをもって議案第47号に対する討論を終結いたします。

これより議案第47号の採決を行います。

議案第47号について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号に対する討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) 討論がありませんので、これをもって議案第48号に対する討論を終結いたします。

これより議案第48号の採決を行います。

議案第48号について、委員長は原案可決すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎認定第1号から認定第6号の委員長報告、討論、採決

○議長(杉山幸昭議長) 次に、決算審査特別委員会審査報告を行います。

日程第4から日程第9、認定第1号から認定第6号までの平成25年度上土幌町一般会計ほか5特別会計の歳入歳出決算の認定について、6件を一括して議題といたします。

6件について、決算審査特別委員会の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、山本弘一議員。

○決算審査特別委員長（山本弘一議員） 決算付託事件審査報告を行います。

平成26年9月2日に本委員会に付託されました平成25年度各会計の歳入歳出決算の認定についての審査結果を、上士幌町議会規則第77条の規定により報告いたします。

審査事項は、認定第1号平成25年度上士幌町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号平成25年度上士幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号平成25年度上士幌町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号平成25年度上士幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号平成25年度上士幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号平成25年度上士幌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてなど、一般会計と5特別会計です。

審査年月日は、平成26年9月4日の1日間です。

審査場所は議場で行いました。

説明員に、竹中町長、千葉副町長、馬場教育長、各課部局長、主幹及び主査の出席をいただき、審査をいたしました。

審査の結果ですが、認定第1号から認定第6号までの平成25年度上士幌町一般会計及び5特別会計の決算認定議案が、平成26年9月2日開催の第4回議会定例会において提案されました。この決算認定議案の審議に当たり、議長及び監査委員の議員を除く9名による決算審査特別委員会が設置され、審査を行いました。

当特別委員会に付託されました認定第1号から認定第6号までの平成25年度各会計歳入歳出決算の認定案件については、町理事者を初め各課担当職員の出席を求め、各会計歳入歳出決算書及び主要な施策報告書の提出をいただきながら委員会を開催し、熱心な質疑を重ね審査いたしました。

慎重審査の結果、認定第1号平成25年度上士幌町一般会計歳入歳出決算の認定については、反対討論があり、起立採決の結果、賛成6、反対1の起立多数により認定すべきものと決定いたしました。

また、認定第2号から認定第6号の各特別会計歳入歳出決算の認定については、全会一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

認定案件の質疑及び討論の内容については、議長及び監査委員の議員を除く議員全員が特別委員会の委員でありますので、省略させていただきます。

以上をもって、決算審査特別委員会に付託されました認定審査の経過と結果についてご報告申し上げ、決算審査特別委員会報告を終わります。

○議長（杉山幸昭議長） 委員長の報告が終わりました。

決算審査特別委員会は、議長及び議選の監査委員を除く議員全員で構成されておりますので、委員長報告に対する質疑は、議会運用例第96条の5の規定により、これを省略いたします。

また、特別会計決算の認定第2号から第6号の討論については、議会運用例第100条第3項の規定により、これを省略いたします。

これより認定第1号の討論を行います。討論ありますか。

討論がありますので、これより討論を行います。先に、認定に反対の討論を行います。

8番、山本和子議員。

○8番（山本和子議員） 平成25年度上土幌町一般会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。

平成25年度においては、依然と続く年金の引き下げ、生活保護費の引き下げなど、ますます生活不安が広がりました。また、3・11被害や原発問題も依然と解決のめどが立っていません。安倍総理は、当時盛んに景気は上向いていると言って、今年度、消費税を8%に引き上げました。しかし、その後、消費は低迷し続けています。このような状況は上土幌町でも同じです。このような中、平成25年度において十分な町民の生活を守る決算となっていないと判断し、反対いたします。

1、財政運営の問題です。

平成25年度は、普通地方交付税と臨時財政対策債の合計は当初予算に比較し約6億円多く交付されました。しかし、町の予算を見ますと、当初予算は骨格予算で新たな予算は組みませんでした。5月の政策予算で5億3,340万円、でもほとんどは道路整備3億3,988万円。新たなソフト事業はほとんど組みませんでした。このような中、財政調整基金と公共施設整備基金の合計は、前年と比較すると約5億円ふえ40億1,134万円となりました。基金を活用し、生活の大変な方を少しでも支援できる新たな政策を行うべきでした。その対策がないと判断いたします。

2番目、平和の問題です。

平成25年度では、新たな問題として、国の特定秘密保護法の制定があります。ますます軍国化に向かっているように思えて仕方がありません。今年度になり集団的自衛権行使容認の閣議決定を行い、次は自衛隊法の改悪等、進められようとしています。町内にも家族、親戚で自衛隊の方がいらっしゃいますが、国民を守りたい、災害救助等で役に立ちたいと思って入隊したのではないのでしょうか。危険な国の政策の中にある自衛隊を勧めることはできません。

以上の理由で反対といたします。

○議長（杉山幸昭議長） 次に、認定に賛成の討論を行います。討論ありますか。
（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 次に、認定に反対の討論を行います。討論ありますか。
（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ほかに、討論ありませんか。
（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ほかに討論がありませんので、これをもって認定第1号に対する討論を終結いたします。

これより認定第1号の採決を行います。

本件は起立により採決を行います。なお、起立しない議員は反対とみなします。

本案について、委員長は認定すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本案は認定すべきものと決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（杉山幸昭議長） 起立多数であります。

よって、認定第1号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第2号平成25年度上士幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決を行います。

本件について、委員長は認定すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号平成25年度上士幌町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決を行います。

本件について、委員長は認定すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号平成25年度上士幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について採決を行います。

本件について、委員長は認定すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号平成25年度上士幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決を行います。

本件について、委員長は認定すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号平成25年度上士幌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決を行います。

本件について、委員長は認定すべきものと報告されております。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(杉山幸昭議長) ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎意見書案第43号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(杉山幸昭議長) 日程第10、意見書案第43号憲法解釈の変更による集团的自衛権行使容認を行わないことを求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案の朗読を省略し、直ちに提案者である6番、佐々木守議員から提案理由の説明を求めます。

6番、佐々木守議員。

○6番(佐々木 守議員) ただいま上程されました意見書案第43号憲法解釈の変更によ

る集団的自衛権行使容認を行わないことを求める意見書の提出について、その提案理由についてご説明を申し上げます。

この意見書につきましては、上士幌地区連合を初め多くの町民の声に応じて提案をするものであります。

なお、同一内容の意見書を山本和子議員も提案を予定をされていましたが、話し合い、ご理解をいただき、私が提案者となった次第であります。

集団的自衛権の行使について、今までの憲法解釈では憲法上許されないとされてきました。だからこそ憲法改正論議が進められてきたのではないのでしょうか。安倍政権は、長らく国会議論や歴代政権が国民合意としてきた憲法の解釈を、民意を問うことなく変更しようとしています。この行為は、立憲主義を否定するだけでなく、日本を戦争のできる国にする、そのものだと考えています。

以下、意見書案を読み上げ、提案の説明といたします。

安倍首相は、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）の報告を受け、集団的自衛権の行使容認に向けて憲法解釈の変更を検討する基本的考え方について表明しました。

しかし、歴代政権は、憲法9条で許される自衛権の行使は「わが国を防衛するための必要最小限度の範囲」とし、「集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えることで、憲法上許されない」との見解を示してきています。時の内閣の一存で、憲法解釈を変更して集団的自衛権行使を容認することは、長年時間をかけて積み上げてきた国会議論や国民合意をくつがえし、民主主義をないがしろにすることになります。

また、最高法規としての憲法の権威を失わせ、立憲主義を否定することにつながるなど、法治国家として成り立たなくなる懸念もでてきます。

ひとたび集団的自衛権の行使を認めてしまえば、仮に必要最小限としても「海外で武力行使はできない」とする憲法9条の歯止めはきかなくなり、自衛とは無関係に、他国が引き起こす紛争など、行使の範囲は無制限に広がる危険性があります。

よって、政府においては、憲法解釈の変更による集団的自衛権行使容認を行わないことを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

この意見書については、議運にて総務文教厚生常任委員会に付託し、審議との取り扱いとなりますので、十分な慎重審議をいただき、ご理解とご賛同を賜り、この意見書をご可決いただき、関係者に送付いただきますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして提案理由の説明を終わります。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより意見書案第43号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって意見書案第43号に対する質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第43号は、会議規則第39条第1項の規定により総務文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第43号は総務文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩中に議会全員協議会を開催いたしますので、理事者及び議員の皆さんは委員会室にお集まり願います。

なお、再開は5分前の予鈴をもってお知らせいたします。

（午前10時26分）

○議長（杉山幸昭議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時43分）

◎議案第53号の上程、説明、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第11、議案第53号平成26年被表彰者の決定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

高嶋総務課長。

○高嶋幸雄総務課長 ただいま上程されました議案第53号平成26年被表彰者の決定について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

本件につきましては、上土幌町表彰条例第2条第1項の規定により議会の議決を求めらるるものであります。

被表彰者の功績につきましては別資料、議案第53号関係をご参照願います。

被表彰者の住所、氏名、生年月日につきまして申し上げます。なお、住所の河東郡は

省略させていただきます。

最初に、社会功労賞、災害の防止に貢献された方1名でございます。

上士幌町字上士幌東3線235番地、鈴木近彦さん、生年月日、昭和18年5月16日。

次に、産業功労賞、産業の振興に貢献された方1名でございます。

上士幌町字上音更東3線276番地、遠山昇さん、生年月日、昭和23年9月25日。

次に、文化功労賞、教育文化の振興に貢献された方1名でございます。

上士幌町字上士幌東2線228番地39、島口重一さん、生年月日、昭和13年2月16日。

以上3名でございます。

なお、本提案に当たりましては、平成26年9月8日に表彰者選考委員会を開催し、町長の諮問に基づき答申を受けたところであります。

以上、提案理由と内容についてご説明させていただきました。

ご審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） これより議案第53号の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（杉山幸昭議長） 日程第12、議案第54号平成26年度上士幌町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

千葉副町長。

○千葉与四郎副町長 ただいま上程されました議案第54号平成26年度一般会計補正予算の内容を申し上げます。

補正総額は2,023万2,000円の追加補正となります。補正後の予算規模は、一般会計並びに5特別会計の総額で92億8,007万4,000円となります。

それでは、予算補正を行う各会計の内容を申し上げます。

議案第54号一般会計補正予算（第5号）でございます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,023万2,000円を追加し、総額を

75億739万2,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ、第1表のとおりでございます。

歳出のうち増額補正の主なものといたしましては、農業振興管理経費198万円、ぬかびら源泉郷地区景観整備事業602万1,000円、北門地区第1号明渠排水路、ほか2件災害復旧事業1,041万4,000円を追加補正いたします。

事項別明細書以下につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、一般会計の補正内容についてご提案を申し上げます。

よろしくご審議を賜り、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（杉山幸昭議長） 提案説明が終わりましたので、これより議案第54号について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） これをもって議案第54号に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

議案第54号に対する討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） 討論がありませんので、これより議案第54号の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎監報告第4号の上程、報告

○議長（杉山幸昭議長） 日程第13、監報告第4号例月出納検査報告についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに代表監査委員より報告の説明を求めます。

新田勝幸代表監査委員。

○新田勝幸代表監査委員 監報告第4号例月出納検査報告について、その結果を報告申し上げます。

現金出納の検査につきましては、地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施しているものでございます。

今回の報告は、平成26年5月分、6月分、7月分の例月出納検査結果を報告するものでございます。

検査の対象は、一般会計及び特別会計の現金の出納状況でございます。

提出された各会計、各月ごとの収支状況などの資料を参考としながら、収入・支出伝票、預貯金通帳等の検査を実施いたしました。

検査の結果、計数などは正確であり、諸帳簿などと相違ないことを確認いたしましたことをご報告申し上げます。

以上、監報告第4号の監査結果報告といたします。

○議長（杉山幸昭議長） 代表監査委員より提出された例月出納検査報告書の収支状況等は、添付を省略しておりますので、必要な場合は事務局で閲覧を願います。

以上で、監報告第4号を報告済みとし、監査委員からの報告を終わります。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（杉山幸昭議長） 日程第14、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がございます。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査は、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査は、これを承認することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（杉山幸昭議長） 以上をもって、本定例会の会議に付された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

平成26年第4回上士幌町議会定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（杉山幸昭議長） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

今定例会が9月2日から18日間の会期にわたり、本会議及び委員会の議事運営に特段のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

以上をもって、平成26年第4回上土幌町議会定例会を閉会いたします。

（午前10時52分）

上記、会議録の経過は、その内容が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員